

令和8年6月10日開会

令和8年6月18日閉会

(定例第3回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

告 示	1
応招議員	1

第1号（6月10日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	7
9 番 藤田枝里香議員	7
10 番 松田規久夫議員	24
11 番 内山 昌晃議員	39
8 番 小中 進議員	54
4 番 守田 達也議員	70
7 番 瀬石 公夫議員	83
延 会	100
署 名	101

第2号（6月11日）

議事日程	102
本日の会議に付した事件	102
出席議員	103
欠席議員	103
事務局出席職員職氏名	104
説明のため出席した者の職氏名	104
開 会	104
会議録署名議員の指名	104
一般質問	105
8 番 西本 篤史議員	105
6 番 高見 英夫議員	121
5 番 高月 義夫議員	136
議案第30号	153
議案第31号	153
議案第32号	153
議案第33号	153
議案第34号	153
議案第35号	153
請願第1号	156

散	会	1 5 6
署	名	1 5 7

第 3 号（6 月 1 8 日）

議事日程	1 5 8
本日の会議に付した事件	1 5 9
出席議員	1 6 0
欠席議員	1 6 0
事務局出席職員職氏名	1 6 0
説明のため出席した者の職氏名	1 6 0
開 会	1 6 1
会議録署名議員の指名	1 6 1
議案第 3 0 号	1 6 1
議案第 3 1 号	1 6 1
議案第 3 2 号	1 6 1
議案第 3 3 号	1 6 1
議案第 3 4 号	1 6 1
議案第 3 5 号	1 6 1
請願第 1 号	1 6 1
議案第 3 6 号	1 7 0
議員派遣について	1 7 1
閉 会	1 7 2
署 名	1 7 3

田布施町告示第34号

令和8年第3回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和8年5月28日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和8年6月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

○6月11日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

○6月18日に応招した議員

落合 祥二議員

西本 篤史議員

谷村 善彦議員

守田 達也議員

高月 義夫議員

高見 英夫議員

瀬石 公夫議員

小中 進議員

藤田枝里香議員

松田規久夫議員

内山 昌晃議員

南 一成議員

○応招しなかった議員

なし

令和8年 第3回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和8年6月10日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和8年6月10日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第1号

繰越明許費の報告について（令和7年度田布施町一般会計予算）

報告第2号

繰越明許費の報告について（令和7年度田布施町介護保険特別会計予算）

報告第3号

予算の繰越の報告について（令和7年度田布施町下水道事業会計予算）

議員派遣

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第1号

繰越明許費の報告について（令和7年度田布施町一般会計予算）

報告第2号

繰越明許費の報告について（令和7年度田布施町介護保険特別会計予算）

報告第3号

予算の繰越の報告について（令和7年度田布施町下水道事業会計予算）

議員派遣

日程第4 一般質問

出席議員（12名）

1番	落合 祥二議員	2番	西本 篤史議員
3番	谷村 善彦議員	4番	守田 達也議員
5番	高月 義夫議員	6番	高見 英夫議員
7番	瀬石 公夫議員	8番	小中 進議員
9番	藤田枝里香議員	10番	松田規久夫議員
11番	内山 昌晃議員	12番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	羽山 斉克君
書記	稲木 陽君	書記	梶枝美乃里君
書記	三宅 契吏君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
副 町 長	堀米 大樹君	教 育 長	藤田 守弘君
総 務 課 長	森 清君	企画財政課長	河本 昭君
税 務 課 長	友森 康之君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	實城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	松葉 譲児君	教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君
代表監査委員	内田 勝己君		

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） 令和8年第3回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により谷村善彦議員、高月義夫議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会は本日から6月18日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は6月18日までの9日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は例月出納検査の結果報告のため内田代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田 勝己君） 監査報告を行います。瀬石議員と私の2名で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

令和8年の3月、4月及び5月における一般会計、特別会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況はお手元に配付しております報告書のとおりでございます。歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 次に、報告第1号繰越明許費の報告について（令和7年度田布施町一般会計予算）から報告第3号予算の繰越の報告について（令和7年度田布施町下水道事業会計予算）の3件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） おはようございます。それでは、3件の報告事項についてその概要を御説明を申し上げます。

まず、報告第1号及び報告第2号は、本年3月定例会で議決いただきました令和7年度田布施町一般会計補正予算（第7号）及び令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）におきます繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書により御報告するものでございます。

まず、報告第1号一般会計の繰越事業は、町有地等整備事業、麻里府防災広場整備事業、たぶちゃん買い物券配布事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、農村地域防災減災事業、尾津漁港海岸保全事業、町道補修事業、河川改修事業、河川浚渫事業の9件でございまして、翌年度繰越額の総額は2億8,321万円でございます。

次に、報告第2号介護保険特別会計の繰越事業は、介護保険事業計画策定事業の1件で、翌年度繰越額は149万円でございます。

なお、各事業の繰越しの概要、繰越理由、完成予定時期等は繰越明細書に記載をさせていただいております。

次の報告第3号につきましても、本年3月定例会で議決いただきました令和7年度田布施町下水道事業会計におけます繰越しについて、地方公営業法第26条第3項の規定に基づき繰越計算書に御報告するものでございます。

翌年度繰越額は1,061万8,000円で、繰越しの概要、繰越理由、完成予定時期は繰越明細書

に掲載いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告をします。

3月定例会以降、議員派遣は1件でタブレットに記載した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職・氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。藤田枝里香議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） おはようございます。それでは、一般質問させていただきます。

質問方式は一問一答で、質問事項の1つ目が新田布施駅・交流拠点施設についてで、答弁者は町長にお願いいたします。

本年2月に第1回田布施駅舎等整備検討委員会が開催され、5月には全員協議会で田布施交流拠点施設整備基本計画とスケジュールの変更が示されました。また、5月中旬には執行部5名と議員9名で宮崎県高鍋町に視察へ行きました。高鍋町は地理条件や利用者数、利用年齢層が本町と類似しており、観光協会が管理する交流施設や高校生が月に1回マルシェを開催し活躍する点など大変参考になりました。

これらの一連の流れを受け、以下質問いたします。

1、住民説明会を行う予定はありますか。

2、駅に指定管理者や民間団体を置く予定はありますか。ある場合、その具体的なイメージはありますか。

3、住民の意見を取り入れて反映する予定はありますか。ある場合、その手段や期限をどう考えておられますか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

交流拠点施設としての田布施駅の整備について、現在、本町として考えております合築駅舎整備計画に対するJR西日本様による覚書の内容の確認や、今後の設計業務の委託契約締結に向けた準備を

行っているところでございます。

まず、お尋ねの1点目でございますが、住民説明会についてでございます。

町民の皆様には、5月の広報で、合築駅舎の整備に関するスケジュールや建築規模等は、今後、J R西日本様との協議で決定されるとお知らせをさせていただいております。J R西日本様との基本的な調整が済んだ後、事業の内容や進捗等については、広報やホームページ等で適時詳しく御紹介をさせていただきたいと考えております。

なお、J R西日本コンサルツによる設計がある程度進んだ時期に、駅周辺の地元住民の皆様や関係団体、また関係のある皆様を対象とした工事説明会等は予定したいというふうに思っております。

また、駅の交流拠点施設を御利用いただきたい団体やグループ、そして、利用者の立場から田布施農工高校等には御意見をお聞かせいただき、備える備品や設備についてあらかじめ確認をさせていただきたいと思いますので、そうした説明会的なものも御用意はさせていただきたいというふうに思います。

次に、2点目でございますが、合築駅舎完成後の管理運営についてのお尋ねでございます。

これまでも議会でお答えしておりますように、管理者は設置したいというふうに考えております。さきに議員の皆様にも視察していただきました高鍋駅と同様に、観光協会を指定管理者とすることも選択肢の一つではございますが、観光協会との意見交換の中では、駅を活気づけ盛り上げてもらえるような方たちも運営に関われるような体制が理想だということはお話をさせていただいております。

今後は、視察していただきました高鍋駅での管理運営体制の現状や課題を参考にさせていただきながら、田布施駅舎等整備検討委員会でも御意見をお聞きする中で、これから検討をしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

最後、3点目でございますが、住民の意見を取り入れて反映する予定はあるかとお尋ねでございますが、合築駅舎整備計画の検討を開始して以来、議員の皆様や観光協会などあらゆる関係者から寄せられました御意見や、たぶせ未来戦略策定検討委員会や田布施農工高校、田布施総合支援学校の生徒の皆さんからもアイデアをたくさんいただいております。大変参考となる御意見も多くございますので、できる限り反映していきたいというふうに考えております。

新たな御意見を受け付ける期間はまだまだございますので、次回の田布施駅舎検討委員会等においても御意見をいただく予定といたしております。

なお、全ての住民の皆様の声をお聞かせいただくには、設計案に対するパブリックコメントの実施が一般的だろうと思われまますので、全体スケジュールの日程は限られておりますけれども、パブリックコメントの実施及びその時期については検討委員会にもお諮りをしてまいりたいというふうに思いま

す。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 今、お答えいただいた中で、駅の説明会も考えられておられるようなところがあったんですけれども、これは御利用いただきたい団体やグループ、そして利用者の立場から田布施農工高校等というふうにあるんですけれども、そうですね、町民の方でやっぱりこんな駅だったらいいなとか、駅はどうなっていくのかという不安とか期待を抱えていらっしゃる方がいるんですけれども、そういう興味、関心があって積極的に関わりたいっていう方が、説明会を聞いたり意見を言える機会っていうのは考えておられるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 駅という大きな事業、５０年に１回とかいう事業を行いますので、せっかくですから、今申し上げましたのは、そういうものは今当然考えられるということでございますが、まだ広く概要をお知らせするような説明会であったり意見交換会とかいろんなものが考えられると思いますので、また検討委員会も設置させていただいておりますので、その中でパブリックコメントの実施含めて、十分納得のいただけるようなものにしていきたい。できる限りいいものをみんなで造っていいこうという、前向きなお考えで実施させていただいたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 本当に素晴らしいものを造っていくために、いろんな方の意見を取り入れていっていただけるような感じがあるということで、少し安心をいたしました。

新しくできた麻里府公民館について、いろいろ住民の方からあったのをちょっと思い出してみると、駅も同じようなことが起こり得るのかなと思ってちょっと御紹介したいと思うんですけれども。

まず、麻里府公民館、新しくできて駐車場が傾斜があるんですが、その住民の方はなぜ傾斜があるのか分からずに、ちょっと不安に思ったり不満に思われたりしていたんですね。ですが、開所式のとくに国道より低くすることで雨を流すような仕組みになっているんですということで説明があって、やっと住民の方が納得されてその不満の声が減ったんですけれども。

説明をするしないで、ずっと今もどうなるんだろうっていう不安を抱えておられる方からすると、ある程度今の状況の説明会というのが必要なのかなと思ったんですけれども。あとはその周辺住民の方を交えて、工事の説明会は予定したいというふうに言われたんですけれども。

麻里府公民館のことでまたすみませんが、夢プランというのを策定して、ワークショップでどんな公民館になったらいいかっていうお話をしたんですけれども、それに参加した方は一体何が入り入れ

られたのか分からないというのだったり、近くに住んでいる方も今どんなふうに進んでいるのか、どういうふうになるのか全く分からないとか。あと、働いている方ですらも、今どうなっているか分からないということは1月ぐらいに言われていたりしたので、そういうふうに新しく期待を持たれる施設なのに周りの方が全然分からないというような状況は、この駅については避けていただきたいなと思って今回質問させていただいたんですけれども。

周辺住民の方々はその工事の説明会っていうことであると、何か意見を言ったりその後変更したりっていうのが難しいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 麻里府公民館も、行政側からすると随分手をかけてお話を夜何回も何回もさせていただきましたが、要するに一部の方、10人ぐらい15人ぐらいの方だけとお話をしますもので、それから外れた方に情報がどこまで行っていったのかなというのは今、藤田議員からおっしゃいましたので、そういう情報をどんどん出していくということは大事なかなと思いますが、麻里府公民館は本当、この辺の施設から見ると随分住民の方と、授乳室とかシャワー室は要るかとか、もう最初からもうすごい論議の中で始まって、限りがありますので、どういったものということでお話をさせていただきました。

そういったことから見ると、あそこ当然傾斜でしたからどうしようもないわけですけども、その辺の遊水地にするとかいうことも町のほうでいろいろ理由があって変更してきた経緯もございますので、駅については、駅というものはJRの基本的な財産をお借りして町が合築ということになりますので、当然制限がかかりますので、そういう制限の中でこういうことになるんですよというのは、気をつけて説明していきたいと思いますが。

今ちょっと最初申し上げましたが、今、コンサルさんと設計に取りかかったばかりでございますので、今、お話しすることは半年後違うかも分かりませんので、その辺はちょっと気をつけてお話を出して、御協議いただくテーブルに乗せられるものの正確性というんでしょうかね。それは少しあまり出来上がったものでもう御意見をいただかないということになってもいけないと思うんですが、ある程度この駅舎の性格とかこういったものというのが、あまりその差異がないぐらいのものにまで設計をしていただいて、それに対して御意見いただいて、設計を少し見直すとかいうことにさせていただきたいと思います。

工事ですから、住民の方に周辺の方へは当然御迷惑を、利用者の方と住民の方へは当然御迷惑を2年間ぐらい、高校生はじめおかけしますので、それについては十分説明をさせていただきたいというふうに思います。

ですから、説明会の種類が3種類ぐらいですかね。御希望とかいうことと工事に対する説明、それと利用される方の御意見、3つぐらいは性格を分けてやっていかんにやいけんかなというふうには今も思っております。また検討委員会で御相談いたします。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 私もあの麻里府公民館完成するまでの間、その検討委員会、公民館運営委員会であったり、いろんな団体の方に丁寧に説明されてきた様子は知っております。ですが、実際にやっぱりその周辺に住んでいる方であったり、この夢プランのワークショップに参加された方からはそういう不満というか、上がってきているのも事実なので、もっともっと何というか、開かれた説明会っていうのが必要なんじゃないかと思い、このたび質問させていただいたんですけれども。

先ほど町長もおっしゃるように、どんどん状況が変わってくるということもありますので、今はこうだけれども次はこうなっているかもしれないっていうのも踏まえて説明されると、住民の方はとても安心されるのではないかなと思っているんですが。

たくさん、そうです。ちょっと住民説明会の進め方、完全ガイドというのがネットの記事にあったのでちょっと抜粋して読みたいと思うんですけれども、「説明会は乗り越えるべき壁ではなく、地域の理解と協力を得るための貴重な機会です。事前に想定される質問と回答を準備し、対話の姿勢で挑めば不安を安心に変えることができます」とあったので、本当に今どうなっているか、これはこうされるのか、どうされるのかっていうのを、本当私一人では町民の方に伝えられる人数に限りがありますので、いろんな方の関心の高い話題でありますので、そこはぜひお願いできたらと思います。

先ほど広報やホームページ等で詳しく御紹介していきたいというふうに書かれていたんですけれども、例えば広報だったらミニコーナーを設置していただいて、今こんな感じになっていますとか、一回にこんなふうになるっていうふうに説明するのはちょっとしにくい状況だと思いますので、定期的に公表していただくのはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 当然したいと思いますが、広報にも紙面の限りがあって、ほかにも子育てとか、学校の問題、農業の問題、特集を組んでどんどんやっていきたいというのが、今、要望が上がってきておりますので、その中で馭ばかりずっとというのも難しいからタイミングを見ながら、広報だけじゃなくて、違う、藤田議員おっしゃられた説明会とかそこでやったほうがいいような問題については、ちょっと性格分けながら、広報でも当然載せてはいきますが、毎月毎月紙面を取ってというわけに予算の限りがございますので、その辺はまた留意してやりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。毎月とは思っておりませんが、何か動きがあったときにできたらお知らせいただけたらと思います。

団体についてなんですけれども、視察に行ったときにとても私は感銘を受けたのが、その管理されている団体の方々、観光協会ではあったんですが、開口一番に言われたのが、我々は美化活動に力を入れているということを言われたのが、ちょっとびっくりしたんですね。朝２時間かけて掃除をされていると。

それは利用者さんに気持ちよく使ってもらうため、施設を長持ちされるためっていうことだったんですけれども、改修した直後はトイレなどが汚い使われ方をしていたそうなんです、根気よく美化活動が続けていたらポイ捨てや汚い使い方がなくなったっていうことだったんです。また、喫煙されている方を見かけたらすぐ声をかけに行って、敷地内は禁煙ですと伝えておられるということでした。

関わり方として、ＪＲの業務はできないんですけれども、困っている方がいたら、できる限りサポートをしていますというのが印象的でした。

本町での住民利用者アンケートを私が取ったときに、やっぱり駅には人がいてほしいという声が多数だったんですけれども、その人ってというのがどういう人なのかっていうのが、その時間いてもらうだけの人ではやっぱり意味がないのかなと思ひまして、どんな団体が全国にあるのかなと少し調べてみて、すばらしい団体をちょっと見つけたので紹介したいと思うんですけれども。

ＪＲ九州の佐賀県基山町けやき台駅は、まちづくり団体きやまＳＧＫプロジェクトの皆さんが管理されていて、基本的には１人で平日の朝７時から１０時、夕方の４時から１８時、忙しいときにいらっしゃるということなんですけれども、ここはまねしてほしいと思ったところではないんですが、その団体のやられているところが、ちょっと田布施町でもこんな団体があつたらいいなと思ったので、ちょっと紹介したいんですけれども。

そのメンバーは基山町のシニア層なんですけれども「ＳＵＧＯＫＡ（すごか）」というのを頭文字を取ってＳＧＫなんです、皆さんの知識や経験を生かして地域貢献をしながら生きがいを創出して、健康も向上するというような団体で、活動内容が駅だけにとどまらず、地域社会の健康福祉に寄与する事業、子どもたちの居場所づくりや学習支援、世代間交流の推進、駅前拠点の交流販売、各種教室を通じたまちのにぎわい創出、あと、ご近所アプリ導入による地域コミュニケーションの活性化というのがあつて、ちょっとアプリのことまで調べられてないんですけれども、あとは農園管理、自然薯の栽培など、シニア就労支援を兼ねた地域産業の振興、最後に、訪問介護事業や通所型サービスを通じた介護・予防の促進ということで、そういうイメージは私の中になかったのが、その元気なシニア層の知恵と健康の向上を兼ねた、そういう団体ができたらいいのかなというのが一つ。

もう一つ、田布施町は発信とか見せ方がすごく弱いて、ずっといろんな方に御指摘されていると思うんですけども、岡山県の倉敷市は、一般社団法人はれとこさんというのと市政情報発信に係る包括連携協定を結ばれておりまして、この方たち駅の業務をやっているというのは全然関係ないんですけども、はれとこさんはウェブメディアを通して市の情報を発信していくっていうことをされているんですけども。

このたび、観光協会っていうのもいいと思うんですけども、町が今できていないところを担ったり、地域活動をもっと推進したりする団体もありなのかなと思いご提案させていただきますが、今聞かれてみていかがだったでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 高鍋町視察を一緒に行かせていただきまして、観光協会が、言われるように朝１０時から７時ぐらいまで時間遅く、で高校生が帰る時間にいらっしゃるということで、田布施の駅も基本的には人がいなくなる時間は７時、８時ぐらいでないと活用がなかなか難しいかなというイメージを持っています。

今言われるように、団体を特定してその団体に任せるとなかなか、高鍋町は１，０００万円ぐらいの委託料でやっていたいているみたいですが、委託料も含めて、今言われるように各種団体、高齢者の方の生きがいを含めて活用というのは、ずっと課題としてはあるんです。

今、西本さんやられているように老人クラブの関係があって、そういうのは少し働きながら少し地域に貢献ができて、お金も少しいただけたらいいなというような人がいらっしゃったら、そういう方を含めた形で、軸が観光協会であれば、まだ決まったわけじゃないんですけど、いろんな形で駅の管理を考えていけたら、今言われるような新たな仕組みができるかも分からないというのはあります。

それは今後の検討課題で、高校生も含めていろんな取組ができるんじゃないかと思いますので、いろんな意見をいただきながら形づくって今からいきますんで、お金がどこまでかかるかも分かりませんが、それを含めていい形ができればというふうに思っていますので、ちょっと時間がありますんでいろんな参考意見をいただいたら非常に助かります。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） そうですね、高校生の方も交えていけたらとは思っております。先ほどから、時間が割とまだございますということだったんですけども、具体的に聞きますとどのぐらいまでがリミットなんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 実施計画ができるぐらいまでには形づくりたいんで、一応今年度中ぐらいに、できたら進めていきたいというふうに思っていますけど。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。今年度中ということ。

先ほどパブリックコメントの実施も考えておられるということだったんですけども、パブリックコメントは意見をいただいて、その後やり取りができないと思うんですけども、たくさんある意見をどのようにまとめていかれる御予定ですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、いろんな意見が出てきますから仕分けをさせていただいて、検討委員会の中で論議できるもの、また今後、指定管理なりされる団体とお話をする、いろいろですね。

もうパブリックコメントですから、かなりもう絞り込んだ話になってくると思いますので、それぞれ解決できるように、またその意見が反映できるようにまた考えていきたいと思ひますし、問題はもう、建屋というのはＪＲの今の駅舎の中に建てるしかありませんので、そんなにその設計上どうだということがあるようには私は思いません。

ですから、どう使うんだということが主になると思ひますので、設計自体はもうやっぱり期限がどんどんできてきますけども、どう使うんかというのは本当はもっと９年ぐらいまで大丈夫と思ひますし、できてからこういうことしようやと言っても可能だと思ひますので、まあそういう芽は、種はまいておきたいなと。もうこの団体に決めたからもう変更しないというふうなことでなくて、じゃあ、そうであればこういうふうにしようというふうな柔軟性は少しないと。

それが交流拠点施設とか関係人口とかいうのは、なかなかその実態として見にくい部分がありますので、本当、その辺も含めてパブリックコメントでいただいた意見を、町、また議会も含めてどういうふうに解釈するかというのは広く考えたいというふうに思ひます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） パブリックコメントなんですけれども、前回、たぶせ未来戦略のときのパブリックコメントが過去最多の参加人数というか、意見を出された方が多かったのではないかなと思うんですけども、それが人数がどのくらいだったかによるんですが、大体パブリックコメントにコメントする方って数名だと思ひているんですけども、だったらやっぱりその意見交換会といいますか、っていうのを開催されて、今こういうことはできないんですよ、こういうことは今難しいんですよっていうのを説明しながら、相手の理解を得ながら、向こうの意見を聞くっていうのが一番健

全じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） あくまで特定の人を対象にした話合いをする気はありませんので、広くしたいと思いますので、そういう、何というんでしょうかね、5人とか6人とかを対象にした話合いをしても、ほかの1万人の方はそう思われるかどうか分かりませんので。

ですから、やはり本当に大多数の1万人以上の方が、やっぱりそうだろうと思われるようなものに着地はさせていかないといけないと思いますので、その辺がやっぱり批判を受けるかも分かりませんが、その辺はちゃんと行政として責任を持って方向性を示した中でパブリックコメントもしていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 町内に住んでいる1万人以上の方を対象にされるのであれば、なおさらパブリックコメントではなくて直接会を開いて、平日と夜みたいな、平日のお昼と土・日のどちらか開催で2回など開催されるのが、いろんな方に届いていろんな方の声が拾いやすいのではないかなと思うんですけれども、パブリックコメントのときは何というか、特定の方しかコメントされないということなんであれば、今おっしゃっていたことがちょっと矛盾するのではないかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 言いたかったのは、いろんな方法があると。パブリックコメントだけじゃありませんよ。説明会もありますし、説明会も3種類ぐらいやっていかなきゃいけませんし、できてからもやっぱりその運営を見ながら御意見いただいてということも必要だろうと思いますので、出来上がったものをどう使うのかというのは、私ども1万3,000人のその思いがそこにあるかどうかということですから。

その辺はいろんなプロセスでやっていきますけども、限られた時間内での処理になりますから、どういったことになるか分かりませんが、できるだけ大多数の方はこういうものを造ってほしいし、こうしてほしいというのは、そんなに差異は私はないなと。

いろんな方から御意見、電話もいただきますけれども、早く造ってくれよということしかあんまり聞いたことがございませんので、その中で、やっぱり、その中でちょっとずつおっしゃることが、そこがやっぱり重要だろうと思いますので、それを拾い上げるかどうかというのは行政のほうの責任だろうと思いますから、しっかりとやっていきます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 町のほうにもたくさんお電話がかかっているということで、私のほうにも出会ったら、跨線橋はどうするんとかエレベーターはどうするんとかって言うたびにお伝え、今はそれは計画にはすぐできることじゃないんですよというお話をしていくんですけども、それが思っているいろんな方々を一個ずつ受け止めるよりは一回何かされてはというご提案でしたが、いろんな方法でしていただけるということで安心いたしました。ありがとうございます。

では、２問目に移らせていただきます。質問が一問一答で、新入学・進級児の負担軽減について、答弁は教育長にお願いいたします。

新入学についての負担を、小１、中１の保護者にお尋ねしました。中学生の保護者からは、入学準備に自転車を含めると２０万円前後必要だったこと、中学校のＰＴＡ役員を決める時期や方法への困惑、小学校の保護者からは、靴の色の自由化を望む声、新１年生の４月中における早期下校への対応の苦慮、荷物の重量への懸念がありました。

また、新入学以外での困り事の声として、町内で転校した場合の制服や体操服の買い替え、地域クラブ移行情報の不足、児童が新担任へ戸惑うことや慣習に対して意見を言える機会の欠如も課題であると考えます。

そこでお尋ねします。

１、小中学校のハーフパンツを共通化したり、小学校４校の体操服の統一、水着は帽子のみに大きく記名、さんすうセットの記名簡略化など、リユースしやすい仕組みづくりについて取り組まれてはいかがでしょうか。

２、ランドセルに似た軽量カバンがあるんですけども、それを許可されたり、靴と傘の色の自由化についてどうお考えですか。

３、子どもたちが学校や先生に意見を言えたり、ルールづくりに参加できる仕組みについてどのような機会がありますか。

４、入学後の情報を早期提供してはいかがでしょうか。

５、中学校のＰＴＡ執行部免除ルールについて、小学校の役員歴が影響しており、各校区別に負担が不平等になっています。町のＰＴＡ連合会が解散しているため、教育委員会主導で５校のＰＴＡを集めて話し合いができないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） それでは、お答えいたします。

１点目のリユースしやすい仕組みづくりについてお答えいたします。

学用品の購入負担軽減は、保護者負担軽減の観点から重要な課題であります。現在も各学校において制服等のリユース活動が行われておりますが、今後は、ハーフパンツの共有化や体操服の統一の可能性、記名方法の簡素化などについて、学校と保護者が意見を交わし検討することが重要だと考えています。

注意点として、利用は自己判断になりますが、衛生面についての配慮や人気サイズだけが不足しやすいため、公平性の確保に向けたルールを明確にする必要があります。

また、学校やPTAが基準を決め、破損や著しい汚れがあるものは提供しない、安全に使用できる物に限るなど、品質の管理が必要だと考えます。家計負担軽減、SDGsの視点を丁寧に説明するなど、保護者への理解促進が大切です。

記名については、個人の持ち物である以上、所有者を確認するための何らかの表示は必要であると考えております。一方で、記名の方法については、全ての物品に個別に氏名を記載することだけが唯一の方法ではありません。大切なのは紛失や取り間違いを防ぎ、所有者が確認できることであり、その目的が達成できるのであれば、ケースへの記名や管理方法の工夫などが必要だと考えます。

水着の記名につきましては、これまで紛失防止等の観点から、水着本体への記名をお願いしている学校もあります。教育委員会といたしましては、安全管理や所有者確認が適切に行えることを前提として、水着本体への記名を必要とせず水泳帽子への記名を基本とするなど、保護者負担を軽減する方法についても検討する価値があると考えております。

2点目の軽量かばんや靴・傘の色の自由化についてお答えします。

近年、全国的にもランドセルに限定しない通学カバンを導入や、靴・傘の色の自由化が進んでいるようです。教育委員会といたしましては、安全性や機能性を確保した上で、保護者負担や児童生徒の多様なニーズに配慮することが必要と考えております。今後、学校と保護者が協議し、子どもや保護者にとってよりよい在り方を検討することが必要だと考えます。

一方、自由化によって高価なブランド品の購入競争や、家庭の経済格差が表面化することを懸念する声があることも承知しています。そのため、高価な物を推奨するものでなく、家庭にある運動靴や傘を活用することを基本とし、保護者の新たな負担が生じない運用が大切だと考えます。

また、児童生徒が身につけるものによって優劣を感じるがないように、学校においてはお互いの違いを認め合う教育の推進と、学校生活においては学用品や服装が注目を浴びることではなく、誰もが利用しやすい持続可能な仕組みづくりへの行動や努力が評価される環境づくりが必要だと考えます。

3点目の子どもたちが意見を言える仕組みについてお答えいたします。

子どもたちは教育の受け手であると同時に、学校づくりの主体でもあります。小学校の委員会活動や中学校の生徒会活動を充実させるとともに、学校生活や校則、行事等について子どもたちの意見を反映できる機会、子どもたち自身が考え、対話し、学校づくりに参画する経験が大切だと考えています。

4点目の入学後の情報の早期提供についてお答えします。

入学前後の不安を軽減するためには、できるだけ早い段階で必要な情報を提供することが重要です。学校説明会や入学説明会資料の内容を見直し、年間行事や準備物、学校生活の様子などについて、分かりやすく早期に情報提供できるように努めてまいります。また、デジタル化も活用しながら情報共有の充実を学校に促してまいります。

5点目のPTA役員負担の公平性についてお答えします。

PTAは自主的・主体的な保護者組織であり、その運営については各PTAが決定することが基本であります。一方で、役員負担の公平性について、保護者から様々な声があることも承知しております。教育委員会としては、各PTAの自主性を尊重しながらも、情報交換や課題共有の場づくりについて検討し、それぞれのPTAがよりよい運営方法を考えるための支援を行ってまいります。とりわけ、校長会で本趣旨を説明し、町内の校長及び各PTA役員が話し合う機会を設けてまいりたいと思います。

教育の無償化が進む一方で、実際には見えにくい保護者負担が数多く残っております。教育委員会としては、学びの機会均等という観点から必要な見直しを進めてまいります。子どもたちにとっても保護者にとっても、田布施町で学び、育ってよかったと感じられる教育環境の実現に努めてまいります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございました。

まず、ハーフパンツなんですけれども、保護者と学校が意見を交わして検討していくことが重要というふうにあったんですけれども、ハーフパンツは小学校のときは、記名は中に書くようになってるんですけれども、中学校になると刺しゅうがしてありまして、刺しゅうをお下がりでいただいた方が、名前が違うので刺しゅうをほどいて再刺しゅうをお願いするそうなんですけれども、そうすると結構な密度で刺しゅう、機械でされていますので穴が開いてしまうということもあったんですけれども、そもそもハーフパンツ自体の名前を見て呼ぶことはほとんどないと思うので、中学校のハーフパンツの刺しゅうをやめられて、小中6年生となると、6年生と中1で体格が変わらない方も多いです

から、わざわざ買い替えをしなくてそのまま使えたらと思っているんですけども、まずそこだけでも大分違うなというのがありまして。

小学校のハーフパンツ、ちょっとメモしてくるのを忘れたんですけど、2,800円で売っているんですけども、中学校のハーフパンツになると3,400円になっちゃうんですね。その違いがちょっとサイズで違うのか、150とMサイズということなんですけれども、同じサイズで使えたら、同じサイズというか同じものが使えたら一番取り組みやすくていいなと思うんですけども、こちら辺も保護者の意見を聞かれる感じでしょうか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） ありがとうございます。今のハーフパンツの件につきまして、やはりリユースをしていく注意点として、やっぱり個人情報というのは非常に必要になると。今の刺しゅうについては、やはりほどかないといけないというような保護者の負担もあるということも踏まえて、今後、もっとリユースしやすい、保護者の刺しゅうを取らなくてもいいというような方法の記名の仕方についても、やっぱり検討が必要だというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。

では次、水着なんですけれども、水着もびったりしたものではないとやっぱり恥ずかしいので、毎年買い替えが発生しているんですけども、安いものでもやっぱり3,000円くらいするんですね。学校で売られているワンピースタイプのものだと5,500円とかしちゃうんですけども、今は水着本体に白い布で大きく記名をしてくださいということで、縫い付ける方法かアイロンでぺたっとする方法があって、縫い付けるとやっぱり穴が開いてしまうのでアイロンでやるんですけども、アイロンでやってお下がりをしてしようとしてそれを剥がそうとしたら、白い点々がたくさんつくような形になってしまうんですね。

なので、お下がりでもらった方はそこをはみ出ないように気をつけながらつけていくというようなことになっているんですが、そもそも水の中にいることが多いので、帽子に大きな名前が書いてあれば、先生は呼べるんじゃないかと思うんですけども、水着自体も中にタグがありますのでタグに名前を書けば、水着自体はきれいな状態でお下がりか渡せるというふうになると思っているんですけども、1シーズン1学年でどのぐらい授業をされていますか、水泳の授業。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 10時間、文科省でいう中で10時間程度行っておりま

す。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） となると、1日2時間が1こまなので5日しか着ないんですよね。
なので、やっぱりそのリユースできる仕組みとしては、そこに大きな名前をする必要があるのかな
のかというのを、また考えていただけたらと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） 今のリユース化を進めていくということについてなんですが、そういった
負担とかいろいろなデメリットがあるということも、恐らく学校現場はなかなか、私も保護者の立場
ではなかった学校の立場でしたので、そういった保護者の気持ちというのもやっぱり理解できていな
かった部分もあると思います。

今後、そういったリユース化に向けて、共有化に向けて進めるというようなことも含めて、記名の
方法を検討していかないといけないかなというふうに私は思っています。

ただ、先ほど私も答弁で申し上げました。やはり個人の所有である限りは、やはり持ち物にきちっ
と責任を持つというか、実際、私が今まで経験をしているのは、大体ワンシーズン水泳があるときに
1回だけ水泳着の取り違いがあります。で、どういったことが起きるかという、保護者のほうから、
結局共働きをしていらっしゃるんです、夕方まで働いていらっしゃるんです、夕方以降に学校に、実
を言うと違う水着を持って帰ってきていますっていうようなことが、学校に電話がかかってきます。

学校でどういう対応ができるかという、記名がないと、学校からその学年にメール配信をして取
り違えていますと、家庭でもう一度確認をしてください、もしも分かれば学校のほうに御連絡くださ
いという形を今取っているような状況なんですね。そういったことも、やると結局、学校に負担がか
かるというのは事実でございます。

そういったことも含めて、保護者にとっても子どもにとっても学校にとっても、いいリユースの仕
組みを考えていく必要があるというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 保育園などでも必ず靴下にも名前を書きましょうということで、タ
グ用のシールっていうのが売ってたりするんですけども、水着も中に必ずタグがあつたりするの
で、そこに必ず記名をするっていうのは、ある程度小学校上がるまでに保護者も身についているのか
なと思うんですよね。

ですけど、やっぱり、今、教育長が言われたのは、名前もなかったのでもちょっと困られたっていう
ような状況だと思うんですけども、その方は今のルールがあるにもかかわらず記名されてなかった

ってということなので、ちょっと、何というか、土台が違うのかなとは私は思うんですけども、考えていただけそうでちょっと安心しております。

私、昨年１２月の議会で一般質問させていただいたさんすうセットなんですけれども、今どのように考えておられるか聞かせていただけますか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 昨年１２月御質問いただきました。先月５月に、一応校長会のほうで今お話をさせていただいております。

今、教育長が求めましたリユースの関係、制服とか体操服の問題等、またそういう備品、さんすうセットの記名とか、今後どうしていくのかというのは一応校長会のほうで今投げかけておるところでございます。

今後につきましては、また私のほうで各学校に行って、今後の方向についてまたヒアリングをしながら、当然これは学校、教育委員会が決めるわけではなく学校が決めていくという中で、学校運営協議会、またＰＴＡ等協議を持つなら持って、今後どうしていくかというのを検討していただきたいというふうに考えております。

ただ、これについてはなかなか早急にできるかとなるとなかなか非常に難しい問題と思いますので、少しお時間をいただきながら、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 分かりました。早速お話いただいたみたいでありがとうございます。

さんすうセットについては、各学校の校長先生が判断されることだと思うんですけども、では、体操服のことなんですけれども、今、出生数がかなり減ってきておりまして、どこの地域の小学校も絶対になくしたくはない、そういう気持ちで私はいるんですけども、やっぱりそう遠くない将来に小学校のことを統合しないといけないという問題が出てくるんじゃないかなと思っているんですが、教育委員会ではどういうふうに小学校統合について考えておられますか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） 統合の件につきまして、今後の出生率等も含めて総合的に考えていきたいというふうに私は思っています。ただ、統廃合がいいというだけではなくて、本当に子どもたちにとってもこの田布施町のためにとってもいい方法を考えていきたいと。

ただ単に、先ほど申し上げたんですが、児童数、出生率が下がったからという理由ではなくて、本当に子どもたちの環境にとって一番どういった教育がいいかということを観点に、今後検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） したくない側からすると安心する一方、その財政のこととか考えていくと、やっぱりでもどこかで考えていないといけないのかなとちょっと思ったんですけども、麻里府小学校がなくなったときに私の子どもはまだ生まれていなくて、そうですね、おなかの中にいたんですけども、１年生に上がる時はもうないんだというふうになったんですけども、先を、私の知人が湯来町にいますが、６年後、学校が統廃合するという話をちゃんと分かっていて、なので６年後はないんだというのを見据えて行動をしているんですけども、あらかじめ分かった状態で何か動きがあるというほうが、いろんな方の覚悟ができると思うので、急には出てこないでほしいなと思う問題をちょっと今出させていただきました。

靴の自由化なんですけれども、お隣、平生町では今年の４月から自由化になっていまして、どういうふうにされたのかちょっとお尋ねしてみたんですけども、おとし保護者のアンケートのほうで、白以外の汚れが目立ちにくい色が使えたらいいということを受けて、１年間かけて１年生から６年生まで各クラスで話し合っ、秋の熟議、６年生たちがその意見を集約して、自分たちでルールを決めて、ルールのある自由化にしたそうなんですよ。

フリルがある、靴下も自由なんですけど、フリルがあるのはちょっと変だよねとか、派手過ぎるのは制服に似合わないよねとか、光る靴はちょっと違うんじゃないとか、ヒールがあるのも違うよねということで、自分たちでこういうことは、これは違うけど色は自由というふうに決めていったので、自分たちも納得しながらそれを守っているということなんですけれども。

今年、だから入って、先日電話して何かトラブルがありましたかって聞いたら、トラブルは今のとこないですと言われたんですけど、もしトラブルがあった場合は、そのとき話し合っ、また改善しますというような答えをいただけて、私はそれを聞いて、すばらしい教育の一つにもなっているなと思ったんですね。とっても民主主義だし、主権者教育にもなっているし、それが中学校、高校、大学、社会人になったときに、そうやって話し合っ、みんなで決めたルールっていうのがあるのをやってきたっていうこと自体が、すごい糧になると思ったんですけども、田布施町でもされませんか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） 今、平生小学校の取組について私も非常にすばらしいなというふうに思っています。私もそういった、子どもたちが一緒に学校のルールについて検討していくっていう方法が一番いいと思います。

私も以前、昔は男子中学生は坊主頭だったと思うんですけど、これを頭髪自由化についというときは、

やはり生徒会の中で自由化にしようっていう話を持ち上げた記憶があります。で、やはりルールをきちんと守る、その中学生らしい頭髪、今なかなかその中学生らしいというのは物議を醸し出していますけども、その当時はそういった自分たちでルールを決めるということが、とても学校のこの規律を守っていくっていうのは、とってもいい活動だったというふうに思っていますので、今後もそういった形で子どもたちが自分たちでルールを決めていくような学校運営にいけるように、私としては支援をしていきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） 教育長御自身も中学生時代にルールを変えていた御経験があるということで、期待しております。

調べておりましたら、令和４年の１２月に文部科学省から生徒指導提要というものが出されて、校則の見直しや見直しの過程で生徒児童や保護者の意見を反映することが推奨されてきており、去年７月には「校則等の見直し状況調査結果及びこれを踏まえた対応について」という通知がなされているようなんですけれども、そこには、中学校・高校を無作為に４００校調べて、令和元年度以降に校則の変更をしたかどうかなどお尋ねされていたんですけれども、それは調査対象校のうち９１％の学校が、令和元年度以降に校則を現代に合うように見直しされたそうなんですけれども、これは田布施町は調査はありましたか。そして、校則は令和元年度以降変更がありましたか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） お答えします。

調査についてはなかったんですが、当然、中学校は生徒会がございます。直近でたしか頭髪の関係だったかな、校則見直したというのを聞いておりますので、しっかりそれは生徒会でしっかりルールを決めてやっているというふうに聞いております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（９番 藤田枝里香議員） それでは安心しました。今、お話の中にあったのは生徒会だったんですけれども、小学校の新担任になった方、新担任になって児童の不満があることについてちょっと伝えたいと思って。

朝の会が長引いたり、４時間目は先生どこかに行っていて戻ってくる時間が遅くて、給食時間がちょっと遅れてしまったり。その先生が前におられた学校からこちらに来られて、今までやっていたことが通じなくなったりとか、ちょっとずつ嫌なことが噴出しているんですけれども。

先生に直接言ったらって言っても、言える機会がない、忙しいというふうなことがあったんですけれども。人によっては、ちょっとずつ嫌なことが積み重なっていて、保健室登校になっていたり、ち

よっと学校行きたくないというふうになってたりするんですけれども。もうちょっと気軽にといひますか、スーパーによくあるじゃないですか、店長に何か御意見ができるみたいな感じで、先生にちょっとこういうことを伝えたい。親から言うにはちょっと違い過ぎるみたいなことを何か伝えられる機会があればと思うんですけれども、今ありますか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） 子どもたちが自由にそういった意見が言えるっていう機会と、何かそういう、よくマックスバリュースにありますよね、「店長さんに」って。ああいうものは今のところ確認はしていません。

ただ、子どもたちがそういった違和感を学校運営の中にやっぱり取り入れていって、正常化していくっていうのはとても大切なことだと思いますので、またその機会も狙って正常化に向けて検討していきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） とても前向きに受け止めていただき、ありがとうございます。

中学生も給食前に読書時間に静かに読書させられているのを見たとき、私は衝撃だったんですけれども、本人たちはどう思っているかは全く分からないんですけど、子どもたちがちょっとこれは嫌だな、変だなんて思っていることが気軽に伝えられるツールが早くできるといいなと思います。お願いいたします。

持ち物や規則についてPTAについても強制ではなくて話し合い、当事者の意見が出せるような環境づくりで子どもも保護者も過ごしやすくなり、ストレスが減ってこの町の住みやすさが向上することを願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、藤田枝里香議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を10時15分、再開します。よろしくお願いいたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般質問を続けます。松田規久夫議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 今回は当たり前について考えてみました。一問一答でお願いしま

す。

1 問目は、予備機を持つのは当たり前。近くを見続けると近視は当たり前。

2 問目は、対面での仕事が当たり前。A I 導入で仕事はどうなるの。

3 問目は、格差があるのは当たり前。格差は許されるの。

この視点で最初に教育長に、止まらぬ視力低下とタブレットについてと題してお願いいたします。

タブレットの予備機の購入については3月予算委員会で質問しましたが、私、毎月何回か東小の児童と登校しております。東小には孫が行かれていますので、散歩を兼ねて行かれています方がおられます。その方も、先日、熊対策で配られた鈴を持っておられます。私は数回なんですけど予備があるからということで——東小学校の校長先生はいつも校門で児童を迎えてくれます——そこでいただきました。議長、ちょっとそのもらった鈴を皆さんに見せたいと思いますので、音が出るのを許可お願いいたします。

○議長（南 一成議員） はい、許可します。

○議員（10番 松田規久夫議員） これが東小と城南小、中学生も一部の人がもらったようです。大変よくできています。というのが、こうすればこういうふうな鈴の音、ベルの音とちゅうよりもきれいな感じの音が出ますから、鈴の音ちゅうたほうがこの音は当たつとるようにみえますが。ここが磁石になっていますからね。児童はかばんのここにつけるんですよ。それで音が必要なときにはこうしてというふうに。あと課長、この説明がもし必要なようなら、私どっちにしても60分くらいかかるんでしょうから言ってください。

じゃあ、本題に入ります。

3月予算委員会でタブレット購入の予備機数が過剰と指摘した。返納する卒業生と貸与する新入生の人数差が予備機として確保できるのが理由であった。購入予備機数はどのような計画数になったのか、最初にお尋ねします。

次に、近視は現代の生活習慣病と言えると思います。文部科学省の25年度学校保健統計では、視力が1.0未満の小学生の割合は約4割、高校生では7割超えで、40年前に比べそれぞれ2割増と大幅に悪化している。スマートフォンや教材で使用するタブレット端末の普及が影響していると思う。近視が当たり前の社会は避けたいものだ。

児童生徒が使用するタブレットは紙教材と違い、各種資料を持ち運ぶ必要はなく取り出せる。これは情報量、時間を考慮すれば大きなメリットだ。スマートフォンも同様にある。

一方、デメリットはどうか。画面を近くで見つめることによる目の疲労・視力低下、長期間使用による頭脳への影響は考えられないか。新しいタブレットは、使用方法に以前と比べ変更はあるの

か。近視は仕方がないと割り切ってはいけない。

学校や日常生活で子どもの視力低下防止対策をお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） お答えいたします。

まずは、今年度購入します小中学校のタブレットにつきましては、当初予算どおりの台数で購入することとしています。

続きまして、議員の御指摘の令和7年度学校保健統計結果において、視力が1.0未満の小学生は36.07%、中学生は59.35%となっており、令和6年度と比較すると微減とはなっていますが依然高い数値であります。

この要因は、ICT等を長期間使用することにより、健康面への影響としてドライアイや視力の低下、姿勢の悪化、睡眠の質の低下、認知機能の低下などが挙げられています。特に目の疲れや視力低下など、児童生徒の目の健康などに関する配慮事項につきましては、よい姿勢を保つ、目と画面の距離を30センチ以上離す、寝る前はタブレットを使わないなど配慮事項としてあります。

議員の御質問の「新しいタブレットは使用方法に以前と比べ変更あるか」についてですが、使用方法については変更はございません。ただ、2030年度からデジタル教科書が正式教科書として無償給与となる見通しですので、その結果等を踏まえ、今後のタブレットの使用方法等について検討してまいりたいと思います。

また、視力低下防止対策としては、各小学校においてはメディアコントロールの啓発の実施や、特徴がある取組として、毎月15日を「憩いの日」と定め、宿題を出さずに家族との触れ合いをすることとし、メディア等を使用しない日としている学校もあります。

中学校においては、テスト週間に合わせノーメディアとして設定をしたり、令和7年度には生徒会活動の学校保健委員会の取組として、目の愛護デーの10月10日に「目の健康を守ろう」と題して、生徒による劇の発表会を行い、啓発活動を実施したと聞いています。

ICTは子どもたちの学びを広げる大切な道具であります。しかし、道具を使うことが目的ではありません。子どもたちの健やかな成長と豊かな学びを実現することが目的です。

教育委員会といたしましては、児童生徒の端末の活用を前提とした情報モラルの啓発や学力の向上と健康の保持の両立を図りながら、子どもたちが将来にわたって健やかに学び続けることのできる教育環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 回答では、当初予算どおりの台数で購入するということです。私が指摘したのは、今の調子のいい古いタブレットは、新しいソフトになりますからそれは使えません。しかし、毎年のように子どもの数は減っているわけですから、１年間ほど新しく導入して持てば次からは卒業生と新入生、かなり程度のいいものが残ってくるわけですから、これを予備機とすればいいと。

だから１年間持つほど、購入すれば予算の節約になるんじゃないかということで、３月議会で提案したわけですが、１年間平均的に故障する台数というのは、幾らぐらいでしたっけ。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 予備機につきましては、今回から初めて国庫補助対象となりました。今、１５％以内ということでございますので、基本的には修理や保守を軽減するため、保守については国庫補助ではございませんので、保守するためということと、あと端末の故障時において子どもたちに学びを止めないという観点から、今回、国が予備機を国庫補助として対象となったというふうに聞いております。

年間というふうにおっしゃいました。今回５年間にしましては約４０台が故障したということになると、倍８０台要るわけでございます。それ以外にも教員以外、要は臨時採用の職員、またそういう先生方については、この予備機のほうで対応しているということでございますので、これについては御理解をしていただきたいということでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 今の回答で、あくまでも当初立てた計画どおりを実施するんじゃなくて、検討の結果、計画の数量を購入するというふうに理解しましたんで、次の追加質問に移りたいと思います。

紙教材の時代と比べ、タブレット使用で児童生徒の学力というのは向上したんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） 率直に申し上げます。

タブレットの導入によって全国の学力が劇的に向上したという結果は、現時点では確認はされていません。文科省の各種調査において、ＩＣＴの活用によって学習意欲や主体的な学び、個別最適な学習の充実に一定の効果が見られたというふうに報告はされています。

一方で、タブレットを導入したことのみをもって、学力が向上したと断定することは非常に困難だというふうに私は思っています。学力は授業の質、それから家庭学習、読書習慣、生活習慣など様々な要因によって形成されるためだというふうに私は認識をしています。

しかしながら、タブレットの活用によって、一人一人の理解度に応じた学習が可能となっています。例えば、本町のタブレットの活用でいきますと、ドリルを利用していますけども、最近はどうAIで全て回答してくれます。紙媒体でそれを提出すれば、先生たちは全部クラスの30人を見るのに時間がかかりますけど、AIが採点をしてくれるということは即フィードバックしてくれるという利点があります。

それから、今、田布施町が採用しているドリルについては、子どもたちがそれぞれの単元でどういったところにつまずいているのかということが、先生のタブレット上で確認をすることができるので、よりきめ細やかな指導ができるというふうに、本町では私は認識をしています。

それから、大量な資料や動画を活用した理解の深化が図られています。不登校や長期欠席、児童生徒の学習の機会の保障につながっています。また、ちょうどコロナ禍においても、このタブレットの活用によって学びを止めないという、今まで従来にはなかった教育的な価値も、私は生み出しているというふうに思っています。

教育委員会としましては、タブレットを使うこと自体を目的とするのではなくて、学習効果が高まる場面で積極的に活用し、紙教材が適している場合は紙教材を活用するなど、双方のよさを生かした教育を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） タブレットを導入されてまだ約5年ですから、5年という期間はあまりにも学力の比較をするには期間が短いというのとも言えると思います。情報化の時代ですから、紙媒体とタブレット、これを教育長のほうから適宜使われているというふうな回答をいただきましたんで、併用を大いに進めていってもらったと思います。タブレットのみでしたら、僕は本当、近視がどんどん進んでくるんじゃないかという思いがありますんで、その辺りはよろしくお願いします。

次に、その長時間使用ということで、このままタブレットを学校外、自宅使用ということで持ち帰りますが、担任の教師がいないような状況で、長時間の禁止事項というふうなのは徹底されているのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） ありがとうございます。非常に御理解いただきまして、ありがとうございます。デジタルとそれからアナログをうまくハイブリッドの形で活用していきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

それで今、家庭での活用についてなんですけれども、今、現時点ではそこまで時間的なものは決め

ていないと思います。どちらかというと、タブレットの宿題というか、活用の量のほうを重視をしているので、今、先ほども答弁いたしましたけども、その学力とそれから健康面についても併せて指導していきたいというふうに思っています。

ただ、これは私の個人的な意見なんですけれども、使うなっていう教育ではなくて、今からの教育は、例えば、よく家庭の中でもゲームをしている子どもたちがいらっしゃる場所もあるんじゃないかと思いますが、いつまでゲームをやっとるんかねっていう、やめなさいじゃなくて、いつまでゲームをやって、じゃあ次からいつ勉強する、いつお風呂に入るっていう、そういう子どもたちに判断をする力を私は今後はつけていきたいなと。こういうタブレットの活用を通じて、子どもたちに自ら自分たちでその活用の判断ができるような教育をしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 子どもたちのそういう判断と、自分がいかに自主性といいますか、そういう辺りの指導も、小学校、中学校で徹底してやることをお願いしたいと思います。

視力については７年度の結果をお聞きしましたが、かなり小学校は３６、約４割、中学生が約６割ということで、文部科学省とそんなに大差ないように思いますが、田布施町の過去の長期的な傾向というんですか、僕は４０年前の数字と比較して２割ぐらい悪化したという、田布施町にはそういうふうな統計は特に取っておられませんか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 統計自体はちょっとないんですけども、本町の様子をお話しさせていただければと思います。

令和８年度、今年でございます。要は視力につきましては、小学生１．０以上が約８割です。１．０以下が約２割です。中学校が同じように１．０以上が６割の１．０未満が４割というふうになっています。

まず、町全体で言いますと１．０が７、以下が３ということで、全国的にもそんなに差異はないというふうには考えております。ただ、４０年前と比べるとどうかとおっしゃると、やっぱりかなり下がっているというのは事実だというふうに感じております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 数字をお聞きしましたが、今回も今からちょっと数字を聞きたいんですけども、現在、小学生児童、中学生生徒、彼らが今度はスマートフォンですけども、スマートフォンの所持率、あるいは持っている人は使用状況、そういう辺りは数字的な把握っていうのはされ

ているのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） まず、小学校についてはちょっと把握はしておりません。

中学校につきましてはこの3月ですか、どうも調査をしたという結果が出ております。これは今の中学校2年生、3年生でございます。大体回答率は9割以上というふうに聞いておりますけども、約4分の3の75%以上がどうも所持をしているというふうに結果が出ているようでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 中学生、ほとんどの子がスマホを持っているというふうな状況で、調査はされてなくても、小学生も高学年ぐらいになるとかなりの子が持っているんじゃないかという、私は思いがあります。

視力のことを今回聞いとるんですけども、長時間、やはり画面を見続けると視力っていうのは、我々が子どもの頃はテレビでも5メートルは離れて見なさいよというふうな時代でした。それが今、あんな小さい画面を長時間見れば、必然的に視力が低下するというのが想像できます。

今後、児童生徒が所持するスマホの使用料金といいますか、使用状況も含めて、所持率とか調査するような考えというのはありませんか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） ありがとうございます。

調査も非常に大切なことかなというふうに思っています。先ほど答弁でも申し上げたんですけども、やはり今後、我々はこういうタブレット、スマホというのは避けて通れないところがあると思いますので、そうした情報モラルだとか正しい使い方、昔に比べるとトラブルというのは非常に少なくなったというふうに私は認識をしておりますので、そういったところを教育委員会としては啓発をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 数字を把握するというのも大事なことです、一番大事なのは各個人の使い方だというふうに思いますんで、その辺りを徹底して指導してもらったと思います。

では、2問目に行きます。2問目は町長、よろしくお願いします。

生成A I（人工知能）導入で役場の仕事はどのように。

役場の仕事は申請主義で、対面（電話を含む）が当たり前。しかし、今後はA Iが人間にとって代わる場面が想定される。A I導入省力化で、働く職員が余剰につながる部門が発生するだろう。また逆に、負担が増す職員も少数だがありそうだ。

今のあたり前は未来のあたり前とは違いうだろう。私には未来の場面が予測できない。

仕事の変化は当然のように激しいだろう。この変化に職員は適応していけるか心配だ。各種研修、職場OJTなど必要になるだろう。自己研さんがなければ情報化の時代の変化についていけない。仕事についていけない職員が発生しそうである。どう防ぐのか。AI導入に伴うグランドデザインは描けているかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

昨今、AI利用が急速に社会に浸透し、性能面でも日々向上していると感じております。

さて、職場での業務利用につきましては、文書や資料作成、画像生成などイメージを伝えるだけで高速に結果を出力してくれるという、極めて有能なツールだというふうに認識をいたしております。

本町におきましても、数年前から対話型AIや議事録作成AIを業務利用しておりまして、職員の事務負担軽減に寄与しておりますが、積極的に利用する職員とそうでない職員がおり、一律に全職員が利用しているという状況ではございません。

今後は、「こうしたAIをどう使うとこういうメリットがある」、また、「こういう面でこういう活用が可能では」といった職員間の共通言語として、職場全体で捉えていく必要があるというふうに考えております。

そのため、利用を促進するため、連携協定を締結いたしておりますDMM.comと毎年実施しております職員研修については、今年度はAI活用をテーマに実施する予定といたしております。

また、環境面においても、AIを利用する状況をつくることも重要と考えております。しかし、費用がかかるところもございますので、今後、具体的なお相談もさせていただいたらというふうに思います。

また、霞が関におきましても、AIで答弁作成などの利用が広がっており、今後、専門人材を地方公共団体に派遣する地方創生人材支援制度を利用しつつ、本町においても情報セキュリティを確保しつつ、より一層の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、AI導入に伴うグランドデザインは描けているかという御質問でございますが、AI自体が著しく進歩しております。また、その分野も広がっております。こうした中で、令和8年度での対応をベースに、AIと職員との関係をめぐらすことも必要でございますので、今年度、田布施町DX推進方針を改定する予定でございますので、その中でお示しいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 回答の中に、積極的に利用する職員とそうでない職員がおりって
いうふうに、やはり二極に分かれているというふうな認識も執行部のほうで持っておられるというこ
とで、取り残されないというふうな、そういうふうなことを執行部の方は職員に指導してもらったら
と思います。

研修とかDMM. comとか、費用がかかるようなこともあるんで、研修なんかも多くやるっていうの
は難しいと思うんで、やはり各個人個人が知識をつけていくには、自己研さんというのがどうしても
必要になってくると思います。ここで大きな差がつくんじゃないかと思いますんで、積極的に職員が
空き時間を利用して自ら勉強できるような、そういう場も必要ではないかと思います。

では、質問に移らせてもらいます。

今後もＡＩが増えてくると、特にまた考えんにやいけんのじゃないかと思うんですが、役場の仕事
は前例踏襲主義で、今の当たり前を職員は疑わず、前任者から引き継ぎ多少の工夫はしても、変化を
求めず仕事をしているのが現状だろうと思います。

ＡＩが今後導入されると、オフィスワークは大幅な変化が見込まれる。人口減少を前提に行政規模
を賢く縮小するスマートシュリンク。この視点で行政機能の再構築、公共施設のインフラ統廃合、あ
るいは田布施駅と駅周辺部を含めた開発計画立案に取り入れねばならないと思います。

職員全員が取り残されず３年、５年、１０年後と、全員がＡＩの対応ができ、よりよい町民サー
ビス提供が可能になるよう私は望みます。この人口減少を前提に行政規模を賢く縮小するスマートシュ
リンク、この考え方を町長はどのように思われますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 当然、皆さん思っていらっしゃるように、やはり随分、仕事も行政だけでな
くて変わってくるというふうに思います。今、ホワイトカラーとブルーカラーとかいろいろ問題にな
っておりますけども、やはり行政というのは、やっぱり変えちゃいけないところがあるわけです。民間
のようにどんどん変えりゃあええちゅうということだったらまた考え方が違うかも知れませんが、
今までやってきたこととの整合性はやっぱり取らなきゃいけませんし、そこが変えちゃいけないこと
変えんにやいけんところ、それが混在しているというのが、行政の難しいところだろうというふうに
思います。

ですから今後、先進的に取り組んでくれる職員、後からその知識を得て一緒に進んでくる職員。
職員も２つに分けないとなかなか難しいんじゃないかなと思います。それを全体として取りまとめて
グランドデザインとおっしゃいましたけども、職員にとってもストレスのない環境をつくっていくこ
とが、住民サービスの継続にもつながると思います。

5年後、10年、100年となってくると、全くロボットが全員座って人間はおらんというふうな役場になっておるかも分かりませんが、まあ本当にこの5年ぐらい考えると、そこまではちょっと考えにくいと思いますので、将来のものと喫緊のことは分けて考えていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 前例踏襲主義ですね。住民の中には若い人もいますし、高齢者の人もいます。特に高齢の人なんかには、前例踏襲主義のほうが対応するのに当たっていると言えるかも分かりません。

ちょっと長くなりますが、次の質問をする前にちょっと自分の思いを言ってから質問します。長くなりますが、ちょっと聞いてください。

未来の視点で新たに社会をつくる。SDGsは持続可能な開発で将来世代の欲求を満たし、今の世代の欲求も満足させる発展だ。将来世代と現世代の要求のバランスをいかに取るかの合意形成は難しい。ですから役場の仕事は本当に難しいと思います。

この行政の当たり前となっている計画は活性化、にぎわい、拡大志向で、これらを目指すのが普通になされている。田布施駅、駅周辺の開発をコンセプトに、健全な町の縮小を前向きに取り入れるべきだと思います。これがスマートシュリンクの考え方です。

田布施町のインフラや行政サービスを縮小し、人口減を前提にした社会、経済の転換は急がれる。田布施町の人口のピーク時代は昭和60年頃で、この半世紀、田布施町はどれだけの備えをしてきたのか。人口減少が当たり前の前提で田布施の未来を議論すれば、選択と集中になるだろう。

田布施だけでなく、選択と集中では広域で何をするか、何を整えばよいのか、田布施に限らない発想も必要になるだろう。現在、数を追う拡大の方向、古くなれば計画どおり更新するのは当たり前ではないと思います。スマートシュリンクの視点が必要と私は思っております。

それでは、質問します。

町の想定するAI対応可能な仕事で住民サービスは向上、今後するでしょうか。ちょっと難しいかも分かりません。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 役場のシステムは全国的に行政サービスといって、住民基本台帳に構成されている税・住基ですけど、それを町で変えるというわけにはいきません。その法律が後ろにおいて、全国的に同一システムで運用しようということになっております。これは内部システムですから、ネットのようにどんどん外に出してやっていこう、在宅でやっていこうという部分とは相入れないものでございます。

一点、企画とかそういったものについては、福祉についてもですけど、どんどん意見を取り入れてという部分もあります。ですから、そういった部分については、A I なりそういったデジタル化というのはどんどん影響が出てきますので、随分変わってくるというふうに思います。

先ほど申しあげました行政システム、国が管理しようとしておりますが、それもやはり基本は行政サービスですから、どういうふうにシンプルにしてデジタルに乗せてくるんかというのは、国が仕様を決めるというふうにも言っておりますので、そこは国に対してもっとシンプルに、デジタル化に沿うような申請ができるようなものをしてほしいということは、訴えていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 次に移ります。

町が考えている、A I を重点的に導入しようとしている仕事っていいですか、職場はどういう部門でしょうか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） A I の導入を積極的に行おうとしている部門についてお答えいたします。

まずは、やはり住民向けサービスのところ。住民の方とのやり取りのある、例えば、田布施町で言えば1階の窓口にあたるところですね。そこに対してA I の導入を進めていくような形が最も住民サービス向上につながると考えておりますので、その辺りから積極的に進めていきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 1階の住民向けの窓口は、対面がほぼそういう仕事ですが、私は質問の中で負担が増えるような人もおられるんじゃないかっていう思いがあるんですが、A I を1階を中心に導入したら、職員の仕事というのは全体的に見たら軽減される方向になるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） 職員の負担についてですけれども、A I を導入して、人間が対応する代わりにA I がその役割を担うというところに関しては、負担の軽減というのは図られます。

ただし、導入時、その後のメンテナンス等々、そこを担うのが、今、企画財政課の中でデジタル推進室というのがあるんですけども、そこが担うことになります。その職員の負担は上がっていきます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 今の時代ですから、A I 導入で情報化に対応せんにゃあいけんということで、一部の人が負担は増えるかも分らんが全体としては仕事量が軽減できる、あるいはその住民にとってもより分かりやすいというふうなことになるれば、そういう窓口になってほしいというふうに思いますんで、ここの2番の質問についてはこの辺りで、ほかにも聞きたいことがあるんですがやめておきます。

最後、3問目。町長よろしく回答をお願いします。

これは田布施町だけで解決できる問題じゃないんで、大変回答も難しいし、追加質問で町長に聞くのも、本当、的を絞って1つぐらいしか聞かれんかなという思いでおります。

それでは、格差当たり前の水道料金でよいのですかと題しまして、投票では日本各地で今、裁判が行われておりますが、1票の格差。水は生存権の格差と私は考えております。

水道料金差の許容範囲は何倍でしょうか。生命を保つのに重要な水、自然の恵みの水道料金はどの程度までの較差（最大から最小）であれば許されるのか。選挙では格差2倍が目安。災害時最優先で確保が求められるのが水。

柳井エリアの水は近隣の下松、光、岩国と比べ大変高価である。同じ山口県で近隣自治体なのに、「何なのこの格差」と言いたい。自治体が提供するサービスは公平・公正が求められる。にもかかわらず約3倍の格差、この継続は政治の怠慢ではないのか。

柳井エリアの人口は少数、表現を変えれば票は少ない。柳井エリア以外の政治家はプッシュしない限り積極的に動かない。別の言い方をすれば、好かれる人が少なくて嫌われる人が多ければ、積極的に嫌われるほうに我慢を求める人は常識的には皆無だろう。

柳井エリアのトップは、団結して知事を動かしてほしい。県に要求する私の考える解消法は2つ。

1、より広域化する。料金の高い小さな分子を含めても大きな分母にして割ればよい。最終的に事業統一し、料金の県内均一化を目指す。

2、県から高料金対策の補助金を大幅に増額。弥栄ダムの飲料水は県主導で水道事業を実施したのだから。

町長お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、水道は日々の生活を支えるだけでなく、災害時には最優先で確保すべき極めて重要なインフラでございます。水道料金が近隣の自治体と比べて非常に高い水準にあるという現状

については、私としても重く受け止めており、住民の皆様への負担を少しでも軽減したいという思いは、私も全く同じでございます。

まず、柳井地域の水道料金が高い現状について少し申し上げますと、当町を含みます柳井地域は、地理的な条件から、弥栄ダムからの遠方からの水源に頼らざるを得ず、その導水・浄水・配水に係ります設備は、総事業費約586億円を投じて整備されました大規模事業で利用されております。これが、受水費が現在の料金に大きく影響いたしております。

さらに、給水人口が少なく1人当たりの費用負担が大きくなること、また、山間部を含む広い地域に配水するための維持管理費が高いこと、過去の敷設整備の償還が長期にわたることなど、複数の構造的要因が重なり、柳井地域の水道料金は高くなっている状況でございます。

こうした状況は、昭和57年に県と柳井地区広域水道促進協議会との間で交わされました県回答要旨確認書においても確認をされており、県は柳井地域のみが特別に高い水とならないように配慮するという明記がされております。この確認書は、現在の水道料金の問題を考える上でも極めて重要な位置づけであります。本町としても、このことを重く受け止めております。その後、制度の見直しの中で補助金の水準が変化した背景としては、次の大きな2点がございます。

第1点目としては、制度上の仕組みの変化でございます。

当時、高料金対策費補助金は、柳井地域広域水道企業団の資本費、いわゆる固定資産の償却費減却等を算定根拠としていたことから、償却が進むにつれて補助対象となるべき母体が少なくなって、補助金が同時に併せて少なくなっているという仕組みでございました。

第2に、国の政策動向の影響でございます。

国が水道事業の広域化や経営効率化を強く推進する中で県としても国の方針を踏まえ、補助制度の在り方を丁寧に検討されてきたものと認識をいたしております。その検討の過程で、従来の補助制度についても見直しが行われ、現在の形になってきたものということでございます。

このような制度的・政策的な変化が重なり、補助金の水準は現在の形になってきたというふうに受け止めております。しかし、令和3年度には、従来の高料金対策費補助金の考え方では、補助金がゼロになってしまうという見通しも出てきたため、1市4町が連携して、時間をかけて粘り強く県と交渉された結果、平成30年度からは新たな考え方によります水道料金安定化対策費補助金が創設されたところでございます。

この制度は、柳井地域の水道料金が、県内のダム水利用地域の平均料金の1.5倍以内に収まる調整をする仕組みでございまして、料金の急激な上昇を抑える一定の役割を果たしております。令和7年度のこうした補助金総額は約3,624万8,000円でございまして、構成市町に按分がされてお

ます。

また、本町といたしましても、採算独立が原則の水道事業におきまして水道利用者のご負担を抑えるため、過去5年間で約2億3,370万1,000円を一般会計から繰り出し、最大限の財政支援は続けております。

しかし、こうした単独の財政努力には限界もありますため、県のご理解とご協力をいただきながら、引き続き必要な支援をお願いしていくことが大切と考えております。

次に、議員から提案いただきました2つの格差解消についてお答えをいたします。

まず、1点目のご提案でございます水道事業の広域化、そして料金の県内均一化についてでございます。

広域化はスケールメリットを生かし、将来的な料金の平準化を図るため極めて重要な取組であると認識いたしております。柳井地域でも、令和7年度から柳井地域広域の1市4町及び2つの企業団による経営統合を行っており、業務の効率化、人材確保など、経営基盤の強化など、持続可能な経営体制の構築に取り組んでいる最中でございます。

ただし、この広域化は料金格差を一気に解消するものではなく、まずはこの枠組みの中で経営の健全化を進めることが大切であると考えております。また、広域化に主体的に取り組んでいることは、県に対して支援の拡充をお願いする際の大切な根拠になるというふうに考えております。

併せて、県の広域化方針や他地域の状況も踏まえながら、議員御指摘の水道料金の県内均一化については長期的な視点から要望等を続けてまいる所存でございます。

次に、2点目の県からの支援の拡充についてのご提案でございます。

このような中で、柳井地域1市4町は県と継続的な協議を行いながら、柳井地域の現状や広域化の進捗状況を丁寧にお伝えをしてきたところでございます。私にとりましても本町にとりましても料金の問題が最重要課題として考え、県知事要望の際でも直接時間を取っていただきまして、知事と2人で直接、柳井地域の険しい実情を何回も丁寧に説明し、理解と支援を求めてきたところでございます。

こうした協議の中で、県からは水道料金安定化対策補助金により令和9年度まで支援を継続すること、広域連携に対して先行して取り組む地域には必要な支援を行うこと、令和8年度も引き続き職員派遣を行うことといった方針が示されております。

とりわけ県回答に含まれておりました、広域連携に先行して取り組む地域への支援という文言は、今後の支援拡充をお願いする上で重要な手がかりであると考えております。

今後も1市4町が連携し、首長同士が一体となって要望活動を行うことで、広域化の進捗状況や地域の負担の実態を丁寧に示しながら、令和9年度以降の継続的な支援措置も含め、県に対して必要な

支援の拡充を粘り強くお願いしてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 今回は当たり前ということでいろいろ質問しましたが、水についても、ペットボトルの水を買うなんて何年くらい前ですかね、それは当たり前じゃなかったですよ。

今は水を買うのが当たり前。料金的には田布施の水道料は高いかも分かんませんが、仮に月使用料が１万円としましたら、１日としたら３００円ですからね。ペットボトルの水を買うことを思えば、３００円で風呂も入れる、食器なんかも洗える、洗濯もできるというふうに考えれば、月１万円の水道料は、ペットボトルの水を買うことを思えば、どういうふうに個人個人が思われるか分かんですが、まだまだ田布施の水は高い、柳井エリアは高いと言いますが、原価とかそういうことを考えれば、昔を考えれば、ましてや温暖化で今後、降水量あたりも変化してくるかも分かりませんから。

時間の関係もありますんで、最後の質問にします。

６月１日から７日は水道週間であり、水道水の安心安全な水の提供は当たり前のようになされている。隣の光市では、この期間に７日の日曜日にイベントがあった。当たり前に提供される水は、いかに安く、今後も安心安全にという条件が水道事業には要求されます。で、田布施町の一般会計から５年間で約２億３，０００万円補助金を出している。

ここで、由宇町の、合併で岩国市由宇町になりましたから、由宇の水道料金というのは、合併に伴い岩国市の料金体系が適応されているわけです。結局、由宇の分子に高額な金額を入れても母体の岩国市が分母が大きいですから、あまり影響がないということで。ですから、多額な、岩国は補助金もありますから、基地なんかの関係で補助金もありますから由宇の料金も安くできると。

広域化を進めるには時間がかかるんで、ぜひとも、柳井のエリアのトップ、１市４町のトップには、県知事のほうに大きく働きかけてもらいたいと思います。町長、働きかけよろしくお願いします。既にやっとなれることはと思いますが、より今の格差じゃいけないよということを強く言ってもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたが、村岡さんと５分ぐらいこの話ですずっとやっておりますし、今年も時間を取っていただいて要望をさせていただこうと思いますし。県だけに言っても、やっぱり親元が大きな公共事業で造ったものでございますので、当然国にもやはり働きかけをしていかないと、県だけに頼るというわけにいかないなという気がいたしております。その辺を含めて、県知事とはまた話をさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（１０番 松田規久夫議員） 田布施町は山口県の１％の町ですから、１％の声じゃ大きくなりませんので、１市４町で少しでも大きな声にして県のほうへアピールしてもらいたいと思います。

いずれにしても、田布施の財政力では水道料金を下げるだけの余力がありませんので。県のほうに大きく補助金が入る可能性のあることがありますよね。まあ、どうなるかは分かりませんが、それが唯一期待できる方法かも分からんというふうに、私は今思っております。

時間がかかってでもいいですから、事業が県一事業になるように広域化をどんどん進めていかれたらいいんじゃないかとお願いして私の質問をやめます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、内山昌晃議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） それでは通告に従いまして今回は３問、いずれも一問一答で、いずれも町長答弁者でよろしく願いいたします。

それでは、１問目です。次期町長選挙について。

任期満了に伴う町長選挙の投開票日が令和８年１０月２５日となっています。

東町長の１期目は、新型コロナウイルス感染症対策に迫われ、町長の思い描く町政の運営ができなかったのではないかと推測をいたしております。

２期目は、令和３年３月に策定された第６次総合計画、また、今年度策定されたたぶせ未来戦略に沿ったまちづくりに今まさに取り組んでいるところであると認識をしております。

また、今年度は、駅舎や農業関係についての大規模な事業が始まっているところです。

これらを踏まえ、２期目３年半の東町長の総括と、３期目出馬の意向がある場合は３期目への意欲、決意についてお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、次期町長選挙の御質問でございますが、お答えをさせていただきます。

まずは、２期目の総括、令和５年から今年度までの総括についてのお尋ねでございます。

平成３０年１１月の町長就任の１期目から、私の最優先施策としてやってまいりました「子育てに優しいまちづくり」につきましては、２期目も引き続き執り行わせていただきましてこうした最重要テーマに取り組み、また、医療費完全無償化を高校生まで拡充するとともに、おむつ定期便や出産祝金の１０万円の継続、こども家庭センターの設置やこどもの居場所づくりなどの多くの子育て施策

に取り組むことができました。

また、念願でございました子育て世帯を主体としまして、城南住宅も大変御好評をいただいております。また、教育面におきましても、教育費の無償化など多くの施策を実施をさせていただきました。

そのほかハード面では、防災機能を併せ持ちます保健センターや、津波・高潮にも対応できます新麻里府公民館の建設事業、スポーツセンター第1体育館の大規模改修事業等にも取り組みました。そして、今年度からは田布施駅舎等の整備事業、中学校屋内運動場の大規模改修と空調設備事業に設置をいたしております。

また、予約型定額乗合タクシー「のりーね」の運行や住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付や行政手続のオンライン化等にも取り組んでまいりました。

次期町長選挙についてですが、多くの皆様の悲願でございました田布施駅舎と周辺整備に向けた事業や国営農地圃場整備後の新たな農業の可能性を目指します田布施町農業支援センター事業といった、町にとっても大変大切な事業に着手をしたばかりでございます。

そのほか、今後一層厳しくなると見込まれます財政事情の中で、子育て施策のさらなる充実や人口対策、教育振興、福祉施策の充実など、今、町として取り組まなければならない喫緊の課題は山積をいたしております。

そうした問題の解決に向けまして、2期8年の経験を生かしながら引き続き町政を担ってほしいと、後援会からも出馬要請をいただいておりますし、私といたしましても、これまで皆さんにいただきました御支援、御協力にお応えするためにも、浅学非才の身ではございますが、たぶせ未来戦略の実現に向け、町長選挙に出馬する方向で準備を進めております。

今後につきましては、具体的なものにつきましては、後援会や御支援をいただきました皆様方とよく協議、相談して対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 東町長の決意のほどよく伝わりました。まだ任期は半年ありますんで、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

今、町長述べられましたように、本町様々な課題が山積しております。こちらもししっかりと取り組んでいただくということ、そして今年度から駅舎、農業政策という本当に重要な施策が始まったばかり、離陸をしたばかりということでございます。これをもうしっかりと着陸まで責任を持ってしていただくということを私はお願いをいたしまして、1問目の質問を終わりたいと思います。

それでは、続いて2問目です。ふるさと納税についてでございます。

先月、田布施町議会として宮崎県川南町で研修視察に行ってきました。そこはふるさと納税に積極

的に取り組んでおられ、多いときで50億円を超える寄附額を集めています。食品加工業が盛んな町で、特産品になり得る豊富なラインナップがあることが人気の理由であると思われます。

川南町の担当者の話では、町職員は事務的な仕事のみで、生産者や加工業者等の折衝や返礼品開発等については中間業者に委託しており、中間業者の存在が寄附額の向上、そして職員の負担軽減につながっているということでした。

本町に目を向けると、平成24年度から寄附額、件数が伸び始め、令和2年度の5,600万円をピークにその後は減少を続け、現在は2,000万円台と低迷をしているところだそうです。平成24年度からこれまでの経緯と返礼業者数、返礼品数の推移、また寄附率の問題はあると思いますが、川南町のように中間業者に委託して寄附額の増大に向けて取り組んではいかがか、お尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

平成24年度からこれまでの経緯と返礼業者数、返礼品数の推移についてでございますが、平成24年度の開始時期は1業者1品でございました。平成20年度に14業者53品となり、寄附額が最大となりました令和2年度には17業者67品目でございました。その後は、令和6年に19業者143品目になりましたが、返礼品審査基準の厳格化に伴い、令和7年度は15業者103品目に減少をいたしました。現在は18業者121品目になっており、令和7年度の寄附額は令和6年度に比べ、僅かではございますが増加をいたしております。

新たなポータルサイトの利用を開始したこと、人気返礼品の在庫を増やし品切れを抑制したことが、この結果につながったことと考えております。

続きまして、中間業者への委託でございますが、現在、本町でもふるさと納税サイトごとに3つの中間業者に委託をいたしてございまして、返礼品の開拓と業者の折衝は中間業者が対応いたしております。

中間業者への委託費は寄附額の数%となっておりまして、その僅かな中でポータルサイトの管理、更新、返礼品の写真撮影、事業者のサポート、返礼品発注管理、クレーム対応、新規事業者の開拓、新規返礼品の対応をいただいております。

こうしたことから、新規事業者開拓、新規返礼品開拓には積極的に実施していただけないのではないかと感じておりますので、今後は、地域密着型の地域中間事業者にこれらを全てお願いできれば、現状打破することができるのではないかと考えております。

しかしながら、掲載しているポータルサイトは10を超え、編集にはそれぞれ異なる操作が必要となり、また、寄附者からのクレーム対応もございますので、これらを寄附額の数%の少ない委託費の

中で対応していただける地域密着型の中間事業者は現時点では見つかっておりません。今後、可能性のある業者が見つかりましたら、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） まず、川南町と本町、決定的に違うのがやはり寄附額、片や５０億円。こちらは多いときで５，０００万円を超えているということで、１００倍ほど差があるということでございますので、単純にこれを比べてああだこうだというのは理にかなってないのかなという気はいたしますが、やはり学ぶべきところもあったというのが私が研修に行って感じたことでございます。

あと、５０億円というのはやはり何というんでしょう、果物を作ったりとか畜産、牛、豚とかそういうのがありながら、なおかつその加工工場をその町で持っているということで、かなりもう商品がいきなり違うなというところはあるかと思います。

すごい印象的だったのが、こちら研修受けているときに、逆に田布施さんは急に伸びられたことがあって何かあったんですかと聞かれて、ちょっと返答ができなかったというか、何があったんだろうと。まあ、いうこともありまして、ちょっと今回もその辺をひもといえければ、もしかしてそこに何かヒントがあるのかなという気がいたしております。

答弁の中に、まず平成２４年のときは、１業者１品でしたということがございます。そして、それから品数が増えていったというようなことがありますけど、その１品から増やしていったときのその過程というか、どうしたというのが分かれば教えてください。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） それでは、御質問にお答えいたします。

１業者１品でスタートした最初の平成２４年は、田布施町が町史を出していたという、そういうものでした。そこから町内のパン屋さんとかいろんな事業者さんにお声がけして参加していただく事業者さんが徐々に増えていきまして、平成２７年が４事業者、返礼品数１０品だったんですけれども、平成２８年に１４事業者、返礼品数５３品というふうに大きく伸びました。

このときは楽天のふるさと納税、こちらのポータルサイトを利用開始した年でもあって、楽天の担当者とともにそういった事業者の開拓、返礼品の新規登録というのを進めたというふうになっております。

その後、ちょっと横ばいの時期があったんですけれども、令和２年に大きく伸びているんですが、そこについては、これはちょっとなかなかない事例にはなるんですけれども、町内のパン屋さんの食パンセット、朝食用食パンセットというのが物すごく大ヒットしまして、全国の返礼品ランキング食

パン部門でも1位を取っているほどでした。

当時、食パンブームがあったのを御存じかなと思うんですけども、いろんなところで食パン屋さんが小さい店舗を構えてやっているというのが都会のほうではかなりあったんですけども、そういった波もあって、食パンがブームになっているのと、朝食用食パンセットが当たっているというので、食パンとかパンの返礼品を事業者さんにこちらからお願いしてたくさん増やしていただきました。その結果、それらも寄附額がぐっと伸びるということで、トータルとして5,000万円を超えるというかなり大きな寄附につながったということがありました。

ただし、その後、食パンブームも長くは続かなくて、徐々に寄附が減っていったことと、もう一つは、小麦価格が令和2年、3年あたりを境にどんどん上がっていききました。結果、返礼品の調達額が上がっていくということで、この返礼品に対する寄附額を上げていかなければならないということで、お客様から見たらコストパフォーマンスが悪いということで、徐々に寄附が減っていったというそういう経緯がございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） よく分かりました。

そうですね、やはり平成28年度伸びたときに、やはりポータルサイトを活用したということ。やはりプロというか、ポータルサイト見せ方も上手でしょうし、何というんでしょう、インターネット検索して、引っかかるようにうまいことやってくれたりとか、いろいろ、到底町の職員ではできないような、そういうプロの仕事ができるポータルサイトに委託したというのが伸びたところだろうというところだと思います。

あと、令和2年の食パンブームというところですね。全国1位だと今初めて聞いてすごいなというふうに思います。

やはり、こういう仕掛けというのもポータルサイト側が何らかの仕掛けをしたのかなというふうな思いもしております。なので、やはりポータルサイトというのは、やっぱりこれからもしっかり大事にして取り組んでいかないといけないツールなのかなという気はしております。

それで、川南町の、これも担当者の話なんですけど、そのポータルサイト上で特集を何かしら組んでいるというような話をされておりました。それはポータルサイト側の人がそういう発案をするのではなくて、川南町側からこういう特集を組んでほしいというような話がありましたが、本町ではそういう取組はいかがですか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） お答えします。

ポータルサイトの特集に関して、ポータルサイトの運営事業者が募集をかけるタイプのものがあるんですけども、そちらは広告費を払ってこちらから掲載してくださいというふうをお願いするもので、今、御質問いただいたのは、町独自で、町のポータルサイトのページ内で特集を行うというようなことだと思いますので、そういったことは、我々のほうでコントロールできる範囲でできることだと考えておりますので、中間事業者のほうとその辺りは相談しながら、どのような形で実施できるかというのは相談して進めたいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） そういう努力をしながらですね、徐々にでも寄附額をアップしていったらなというふうに思うんですが、そうなれば、やはり職員のほうにまた過度の負担がかかってくるというようなことで、痛しかゆしというところだと思います。

川南町に、どういう体制で行っているかということで、担当の部署が川南町は会計課というところでは。職員が２名、会計年度職員が２名ということで取り組んでおられると。当然会計が主な業務なので兼務でやられているということだと思います。

町の規模を見ても本町とほぼ同程度、会計課の職員数を見ても本町と全く同じですね。職員が２名の会計年度が２名ということで。片や５０億円を稼ぐと、片やこちらは５，０００万円ということで、職員はそこまでは負担はかかってないのかなという気はいたしております。

本町で言えば、今、企画財政課ということなんですが、主にされている職員というのは何名関わっておられますか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） お答えします。

本町の体制は企画財政課企画係で、兼務で２名になっております。寄附金業務の割合としては年間で約２割ぐらい項数としては使っているというふうに認識しております。

ただ、時期によって異なってきました、年末年始、寄附金の受領証明書を送っているのはワンストップ特例で、その辺りの事務処理がかなり、件数次第なんですけども事務負担としては大きな時期になっております。主な事務としては、受領証明書の発行がこれが日常的に行われていまして、その後、寄附金控除の申告の処理、各ポータルサイト、中間事業者への支払業務、収納対応を行っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） こうして見ると、なかなか事務量があるなというような気はいたしております。それに加え、新商品開発をしたりとか業者と折衝したり、新規の事業者を見つけたりとか、やっぱりなかなか難しいのかなという気はいたしております。

やはり、川南町の例を取るように中間業者というのがいれば、その、何というんでしょうか、足りない部分というか、そこを補完していただけるのかなという気はいたしております。そうですね、答弁の中で見ますと、現在そのポータルサイト側が中間業者的な役割を今はしているというふうに思っております。

その中に事業者のサポートとか新規事業者の開拓、新規返礼品の開拓を対応いただいているというのはありますけど、この辺についてはしっかりとやっていただいているというか、地域に根差したものをやっていただいているというか、例えば、こちらのほうに出張で来ていただいてその辺を調査をされているとか、そういう事実とかはございますか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） お答えします。

中間事業者に当たる、町としての委託先は３つあるんですけれども、そうですね、積極的に直近で実施いただいたのは「ふるなび」さんになるんです。この４月、去年の４月１日からポータルサイトをオープンしまして、それに向けて事業者の開拓と返礼品、新規返礼品をつくるというところを、何度か町のほうにも来ていただいて開発を行って、実際に幾つか新しいものを出しております。

ただ、先方の事情も私、想像してはおるんですけれども、やはり数百数千の自治体を相手に同じような業務をしておりますので、あくまで営利目的の企業でありますので、どうしても寄附額の高い、伸び率の高いところに重点的にリソースを充てておられるんだろうなというふうに思いまして。

そのスタートの時点は対応いただきましたけれど、それ以降、継続的に対応いただいているような感じにはなっておりませんので、やはり地元密着で田布施町のことを何とかしたいと、田布施町内の事業者さん当たっていただいて、継続的に商品開発、事業者開拓していただけるような中間事業者ありましたら、ぜひともお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） よく分かります。要は寄附額の高いところはそれなりに委託料、委託料というか、お金も高いので積極的に取り組まれると。それがいいようにいいように好循環というところだと思います。うちもお金を出せばやっていただけるのかなということはあるんですが、やはり寄附額が少ないのでそこまでは出せない。これは負のスパイラルというようなことで、事情はよく

分かります。

それで、どこかいい中間事業者はいないかというところになるんだろうというふうに思うんですが、例えばの話で、私、まだ全然その方というか、その団体と話もしてないんですが、ちょっと私の記憶では、本町が田布施町史、1個だった返礼品を増やしていったというその過程で、その事業者を増やしたりとか商品を何を出すとかいうようなことを、町と観光協会がタッグを組んで増やしていったというようなことがあったというようなことを記憶をしておるんですが、その辺とかの事情とか分かりますかね。事情というかいきさつというか、どうやって増やしていったというかですね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 当初は職員でできない部分を、観光協会に手数料幾ばくかお支払いをしてやっていただいて、その後、ふるなびとかが入ってきて、その業務が代わってなくなったんで、やっていただいた業務、終わったというのが実情だと思います。

言われるように、大手がやってきていろんな面倒を見るというのはなかなか難しいような状態だと思うんですけども、地元で結局、生産者の方と密着して、生産者が困っていらっしゃる、何に困って何を出したい、いろんな要望とかがあるんですけど、それを今拾い上げる手だてがなかなかなくて、職員もそれに手が回らないという状況です。

だから、理想はそういう団体を見つけて、手数料も当然取られますけれども、今の状況では手数料分賄えるような状況じゃないんで、まず、この前の研修で思ったのは、一番インパクトがあったのは、当初の田布施町、川南が田布施町のような状況であったときにやったというのが、基本的に川南町を徹底的に売りまくるというのを最初にやったと言われました。

だから、たくさん市町があるふるさと納税の中でどこをしようかと、もうほとんど決まったところにやられる方がいっぱいいるんだろうと思うんですけど、田布施町という名前を、どういった形でまず知っていただくかというのが最初で、その後、業務として今、中間事業者の活用、これは非常に大事になってくると思います。育成も含めて、生産者との関係も含めて、そこが回転していけばまだこれから可能性としてあるよと思っていますんで。

言われるように、観光協会自体も、今のままじゃなくてもっと発展するのであれば、いろんな形を変えてやっていただければ、利益を生むような団体になっていけば、そういう形で運営もできるかも分かりませんし、方法はいろいろ、頭の中というか協議の中では出てくるんですけど、なかなか具体的にこれをという今、お勧めするものがないんで。

ずっと皆考えているんですよ、ふるさと納税を何とかしたいと。もう何年も、西本議員からも何回も質問受けていますしね、本当に考えてるんですけど、どの手が一番いいかというのがなかなか見当

たらないんで。

一番大事なのは田布施町の名前で、とにかく知ってもらうためにどうするのがいいのかというのを今、第一歩としてやらないと次のステップにはいけないかなという思いがありますんで、その辺を踏まえて中間事業者の関係も検討したいと思います。

中間事業者は、この前、議員さんと一緒に行きましたが、中間事業者の実態を教えてほしいというお願いをしたんですけど、駄目でした。なかなか、やっぱりそれぞれの事情があって、扱っている仕事とか委託料の関係とかちょっと知りたいこともたくさんあったんですけど出せないということで情報的には全く持ってないんで、ほかの市町で中間事業者でやられて参考になるようなところがあれば、ちょっと調べて、田布施町にマッチするような形の中間事業者をどういう形でつくっていくかというのは、内山議員が言われるように課題です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。もうこれ以上聞くことはないと思いますが、本当、いいことを言っていただいたと思います。本当に田布施町を知ってもらう、言い方悪いけど、田布施町を売るといえるのか、知名度を上げるということが第１点。

次に、中間事業者をどう活用していくかということ。本当にそういうことだなというふうに思います。やはり、こんなちっちゃな町でも令和２年度のように５，０００万円を超えるようなヒット商品も生まれるわけですから、やはりいろいろ知恵を絞って取り組んでいけたらなというふうに思います。

やはり、本町は自主財源が本当に極めて少ない町です。自主財源確保するという意味でも貴重なこれは戦略ですので、そこをしっかりとやっていきたいなと。自主財源ばかりに依存するというのは駄目ですが、やはりあるにこしたことはありませんので、自主財源の確保に向けて、今後もぜひ前向きに検討をお願いしたいということで、２問目の質問を終わります。

それでは、続いて３問目、町窓口等での申請手続についてです。

さき１個前の松田議員がＡＩ導入ということで壮大なテーマで質問されましたが、私はちょっと身近な窓口での申請事というようなことで、質問させていただきたいと思います。

本町の様々な部署では、申請者が来庁し申請等の手続を行っています。その内容は貸館、制度の利用、補助金等、多種多様な申請事があります。

申請内容により対面での説明や申請が必要なもの、電話やインターネットで予約して使用日に来庁来館し申請できるもの、来庁せずとも電話やインターネットで申請できるものに分類できるのではと思います。

昨今のネット社会を鑑み、来庁せずとも申請できるネット申請が必要ではないかと考えますが、本

町のネット申請の環境は整っていますか。また、利用状況をお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

令和4年6月7日に閣議決定された、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき49の手續が示されました。

そのうち、処理件数が多くオンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられます、本町においてですが11業務のうちですね、4件をオンライン化いたしております。

次に、住民のライフイベントに際し多数存在する手續をワンストップで行うために必要と考えられる子育て、介護関係手續26件については全てオンライン化いたしております。

続いて、被災者支援、転入転出手續関係について本町に手續があります3件のうち3件をオンライン化いたしております。オンライン化していない手續につきましては、文化・スポーツ施設等の利用予約、港湾関係手續、道路占用許可申請、入札などになります。

これらは年間の受付件数や運用体制などに鑑み、費用対効果を考えてオンライン化は慎重に検討いたしております。利用状況につきましては、それらの手續で異なっておりますので、全てをお伝えできませんが、例といたしましては、妊娠届の利用率は82%、しかし、転出届の利用は約10%となっております。

その他の手續につきましても、転出届同様に低い利用率になっておりますが、本庁の1階の届出等受付窓口は、比較的混雑が少なく広げましたために待たなくもいい窓口になっておりますので、利用される方が多く、手續を窓口のほうで利用されているのではないかなというふうに思います。

しかしながら、今後も継続してオンライン申請の利用促進を図り、住民の利便性を向上するように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。意外にオンライン申請の手續というのは進んでいるなというふうに思っております。

本当ちょっと私勘違いしてたんですが、何年か前に広島広域の申請システムみたいなのがあってほとんど利用がなく、それはもう取りやめたというようなことが、ずっと頭の中に入っていて進んでないと、本町はそういうオンライン申請が進んでないというようなことを、ちょっと勝手に思っていて、この質問をするときにオンライン申請システムというのに入ってみて、申請が使いやすいとい

うかどうなのかできるのかなというので、ちょっと入ってみたんですけど、なかなか入りやすいというか入るところを見つけやすく、なおかつ入っていった登録してさくさくと進んでいった、割と使いやすいシステムだなというふうな私の実感です。

私だけかもしれないんですけど、そういうのが知らない方たくさんいると思いますので、せっかくいい申請システムございますので、便利なので使ってくださいというPRをしていただければ、もっと利用率が増えるのかなというふうに思います。

ちょっと本当に身近なことをいろいろと質問していきたいというふうに思うんですけど、質問でもありましたが対面での申請が必要なものというか、ぜひ、対面でやったほうが間違いもないし、重要なことなどが本当にその類だろうというふうに思います。

私も、なかなか難しい申請をするときなんかは、実際に役場のほうへ出かけていってそこで対面で説明を聞きながら、これはどうやって書くんですかとか、これは該当するでしょうかとかいろいろ聞きながら申請をするというのは、これはもう町民にとってもすごい重要なことだと思いますし、逆に行政側にとっても間違いもないし、きちんと説明もできるという意味でこれは本当に必要なことだと思いますけど、そのへんは町としてはどうなんですかね。それはそういうことなんでしょうけどいかがですか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いろいろ窓口の電算化してますけれども、言われるように都市部と違って待たないでいいというか、対面で個人個人でこう話しながらできます。オンラインでできるような、例えばLINEの住民票の申請なんかでもできるんですけど利用がないんですよ、当初はLINEで申請ができる、よその市町もやってるんで、あるんだろうなと思ってたんですけど、ない理由がコンビニでできるのが一つ、コンビニには行かなきゃいけないんです。欲しい人は。役場には来なくていいんだけど、コンビニには行かなきゃいけない、だから、コンビニがあるのが一つと、家からできるんです。スマホだったら請求できて郵送で送ってくるんで、もう家から一步も出ずに住民票とか印鑑証明は手に取れるんですけど、利用がない理由はコンビニと、それから時間がかかる、要するに郵送料と例えば郵送の期間がかかりますで、であればコンビニに行って済むんで、なかなか利用がない。こういうような状況があります。

それから、子育ての関係もオンラインでできるようになってるんですけど、出生届が出てきたときに窓口で、いろんな担当職員がいろんな手続を完了するんです。

だから本来ならサービス、サービスというかそういう両方連携がなければ、個別に家からデジタルで申請ができるんですけど、そこで完了するんでなかなかその利用がないというような状況もありま

す。

だから、本来ならいろんなシステムのできるように状況になっているんですけど、うちの今の田布施町の窓口でやったら全部完了してしまう。そこでその時点で完了してしまうもの、それとか時間がかかったり、先ほど言ったように手数料が余分にかかったりするんで、そこで使わないというような形で利用されないのがあります。

ただ、今サービスで転入転出するときには、例えば転出するときには行かなくてもいいんですけど、転入のときには必ずその町に行かなきゃいけないんです。だから、そのときには手続を書く、で、今の窓口で同じ書類を何枚も書くような形になります。手続的にできるんですね。転入。

この解決手段はやっぱり書かない窓口で1回書いたら、ほかの関係課の書類が処理できるような、これは今後できるだけ可能な限りと言いますか、対応したほうがいいサービスかなというような形で整備して、先ほど松田さんの質問で、課長のほうが答弁しましたけれども、デジタルの関係の推進会議をやっています。

各課に推進員を設置をして、いろんな課題を含めて、今後進めていくようにしていますんで、国、県の民間含めて、企業関係含めて、人材の活用も含めて、それと今、庁内内部では窓口関係を中心にもなるかも分かりませんが、生成AI、窓口を含めたデジタルの関係を計画をつくってこの一、二年ぐらいが勝負かなという、あまりにも早いんですね、スピードが。

だから、この1年、2年ぐらいで職員のレベルアップをできるだけ、どういう形でしたらいいかなというのを含めて対応しようというふうに思ってます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） ありがとうございました。

先ほどのふるさと納税のときもそうですが、やっぱり副町長がこうやって言われると、もうなんかこれで終わってしまうようなのですが、もう、2つ、3つありますんで、今のはよう分かりました。ありがとうございます。

本当にもう小っちゃいことになるんですが、答弁で文化スポーツ施設の利用予約などはオンライン化してないということでございました。

地元の自治会で集会をやるときは、うちの自治会は、高齢者いきいき館を使用します。私が予約するときは電話で予約してなんていうんでしょう。都合のいいときに申請書を書きに行くというようなことでやっておりますが、今うちの自治会の自治会長なんかは20代の方はやってくれていただいております。まあ本当よく引き受けてくれたなというふうにやっておりますが、やはり共働きでなかなか、予約はできますけど、平日昼間に申請する、申請しに行くことができないということで私も代わ

りに行ったりとかそういうのをしていますけど、ここのへんが何ていうんでしょう、昼間にその自治会の集会やれば行ったときにその場で書けばそれでいいのかなというふうに思うんですが、ちょっとこのへんがもうちょっと便利にならないかなという気がいたしますがいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） お答えいたします。

各施設の予約に関してなんですけども、昨年この3月31日までは広島山口公共施設予約サービスというのを利用しておりました。その中で予約状況とあと決済まで利用料の支払いまでそのサービスの中で機能としてはできる状態ではありましたが、基本的に田布施町内としての使い方は予約状況をウェブで公開するというところまでになっておりました。

結局、予約をするという行為が基本にお電話でいただくような形になっておりましたのと、あと件数が少ないということでその当時、費用対効果が見合わないということで、こちらのほうで判断するという形になって利用を停止しました。

ただ、議員御指摘のように、やはり、空き状況だけでもウェブで確認できるようなことがやはり必要ではないかなというふうには考えておりますので、やはり費用対効果に見合ったツールを利用して、そのようなサービスをできないかというのは今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） できるだけ安価な、もしそういうツールがあれば、それを探していただいて利用するというようなこともあるでしょうし、田布施町のオンライン申請手続とかこういうのには入らない、入れないんでしょうね。これは使えないということなんでしょうね。はい、分かりました。

例えば、オンライン申請進んでいますけど、やはりまだ進んでない課というか部署もあるのかなというふうに思います。

これは例えば企画財政課がもう一斉にこの申請はオンライン化しようとかいうことなのか、それとも各課がこれはやると、各課に任せているというような状況なのかそのへんお伺いします。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） 基本的には各課が主体的にオンライン化を進めるという、まず意思を示していただくということになるように考えております。ただ原課のみでそれらのオンラインのシステムを構築するのは、なかなか技術的に難しい部分もありますので、その部分は企画財政課の専門人材がおりますので、そこは技術的にフォローして構築していくということで対応しております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） はい。基本的には各課から上げてもらうということで、やはり課でばらつきがあるのかなという気もいたします。

その構築は職員がということですかね。ベンダーではなくて職員さんが、企画財政の職員がされるということですね。それって結構あれですか、時間的にもかかったりとか、なかなか難しかったりとかするものでしょうか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） 工数に関しましては、内容にもよるんですけども、アンケート、例えば10問程度のアンケートをつくるようなそういうものであれば、恐らく1日はかからない、原課とのやり取りも含めて、実装自体は1時間か2時間ぐらいでできるようになると思います。

今、実際に使っているのが L o G o フォームというものや、e-TUMOというオンライン申請のシステムを使っておりますので、それらを使ってアンケートフォームを構築したり、そういう申請フォームをつくってというようなことを実際に行っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 分かりました。最後になります。

以前の議会でも質問させていただいたんですが、産後ケア事業というのが、このたび今年度から始まったということで、先日、議会だよりの取材で現地を訪ねて取材をしたというところです。

当日はテレビ局が取材にも来ておられましたし、参加者というか利用者也6組程度、それは本当ににぎわっておりまして、赤ちゃんもいて、お母さんもいてというふうに本当になかなかいい事業だなというふうに思います。

その利用というか申請なんですが、まず利用したい施設か病院かに予約をして、予約が取れたら、その後に役場のほうへ利用しますという申請をすることとなっています。ホームページを見るとそういう流れが書いてあって、申請書を保健センターへ提出してくださいというふうに書いてあります。

そもそもこの事業というのは、産後間もない4か月未満の子どもを抱えたお母さんが、休息というか、心のゆとりを取り戻すために、そういう場所に行って休息をするというような事業です。

申請をするのに、小さなお子さんとかその兄弟とかを連れて役場へ来て紙を書いて出すというようなことは、ちょっと産後ケア事業の理念から外れているのかなという気はいたしておりますが、ちょっと本当に細かいことですけど、そのへんの申請はオンラインはされてはいないと思うんですが、い

かがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 實城健康保険課長。

○健康保険課長（實城 和之君） 産後ケア事業についてなんですけれども、まず設立当初のときに事業が始まったときっていうのがちょっと心身に不調がある方が利用できるという制度でございましたので、まず本人さんのアセスメントが必要ということで保健センターに来ていただいて、アセスメントした上での利用という流れができておりました。

近年におきましては、その条件が緩和されておりますので、オンライン申請というのも可能なというふうには思っております。また、まりふシーリーフ事業が始まりまして、利用者さんにつきましては、まずはLINEで予約をしてそれから保健センターのほうへという流れになっておりますので、現在、先ほど企画財政課長が申しましたように、LOGO フォームですとか町が持っているツールを活用したオンライン申請の在り方というのを、今年度中にはできるようにというふうに、今、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 検討していただいているということで、早期に実現できるようお願いをいたします。

最後になりますけど、申請事、本当に内容によっては役場に来たほうがいいこともあれば、もう本当にネット上で済むこともあるし、臨機応変というか利用者が使いやすいやり方というのが一番いいのかなと、それも年代にもよると思います。

お若い方はですねもうネットで済ませたい、高齢者そして私もそうですけど、私はやはり来庁していろいろ聞きながらやるのがいいのかなという方もおられますでしょうし、いろんなものに対応できる仕組みというものを、今後とも検討していただいて取り組んでいただいたらというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を13時30分、1時半とします。よろしくお願ひします。

午後0時06分休憩

.....

午後1時27分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、小中進議員。

○議員（８番 小中 進議員） 一般質問を始めたいと思います。質問につきましては、一問一答形式におきまして、３問ほどさせていただきます。

第１問目の質問といたしまして、次期町長選挙に改めて出馬し、３期目となる町政を担う意思があるかどうかということをお尋ねしておりましたが、午前中の内山議員の答弁で準備をしているというお話がございましたので、出馬という意思があると、出馬の表明と受け止めていいかどうかということとを質問をさせていただきたいと思います。

１項目めとしまして、任期満了に伴う次期町長選挙は、本年１０月２０日告示、同２５日投開票の日程で実施をされる予定でございます。

そこで現職である東浩二町長は、午前の質問でこのように答えられました。準備の方向で３期目となる町長選挙に向かい、進めているということでございましたので、町政を担う強い意思と受け止めました。現在の東町長の心境をお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） すみません。３番目まで全部読み上げてください。

○議員（８番 小中 進議員） ３番目まで読み上げますのでよろしくお願いします。

２番目、東町政の２期８年間の総括とやり残した未達成の重要課題、そして大きな争点となる上関町中間貯蔵施設の問題に対して、今後どのような姿勢で取り組まれるのかお尋ねをいたします。

３点目、東町長は前回の選挙において、１期の実績を踏まえ、所信表明で所得制限なしの中学生までの医療費完全無償化など、子育て支援の充実を訴えてこられましたが、その成果についてお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

まず１点目は、１０月２５日投開票の田布施町町長選挙に出馬し、引き続き町政を担う意思があるかとお尋ねでございます。内山議員の御質問にもお答えいたしましたように、多くの皆様の悲願でございました田布施駅舎、駅周辺の整備に向けた事業や国営圃場整備事業後の新たな農業の可能性を探る田布施町農業支援センターといった、町にとっては、大変大切な事業に着手をしたばかりでございます。

そのほか、今後も一層厳しくなると見込まれます財政事情の中でも、子育て施策のさらなる充実や人口対策、教育、福祉といった充実は、町として取り組まなければならない、喫緊の課題は山積をいたしております。そうした課題の解決に向けまして、２期８年の経験を生かし、引き続き町政を担っ

てほしいとの後援会からの出馬要請もいただいております。

私といたしましても、これまで皆さんにいただきました御支援、御協力にお応えするためにも、浅学非才の身ではございますけれども、田布施町の未来戦略の実現に向けて、町長選挙に出馬するということで、準備というとあれですけれども、私一人で選挙ができませんので、いろんな公約とか、いろんなまちづくりについてお話をし、施策を積み上げていくということは必ず必要でございますので、私の個人的な思いだけで出馬するということは、どうかなと思いますが、個人的には町長選挙に責任を持って出馬したいというふうに考えております。

次、2点目でございますが、2期8年の総括と、やり残した未達成の重要事項、上関町中間貯蔵施設への対応についてのお尋ねでございます。

まず2期8年の総括についてでございますが、私は平成30年11月の町長就任以来、笑顔と元気あふれる住みよいまちづくりのために、全身全霊を傾注してまいりましたが、1期目は長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や、町や地域主要イベントの中止や変更を余儀なくされてまいりました。

しかし、職員の積極的な提案、協力、また議会の御理解、御協力もあり、ワクチン接種や様々な感染症対策にも適切に対応できました。そして、他市町村にはない、町独自の事業支援や地域振興策等も実施することができました。御礼を申し上げます。

2期目につきましては、さきの選挙の際にお約束いたしました6つの公約について、総括をさせていただきます。

まず1点目として、公約の1つに掲げておりました子育てに優しいまちづくりにつきましては、子育ての負担軽減を図るため、医療費の完全無償化を他市町に先駆け、高校生まで拡充をさせていただきました。

また、好評のおむつ定期便や出産祝金を継続実施し、子育て世帯を対象とする城南住宅も完成させていただきました。また、関係団体等の御理解をいただき、こども家庭センターの設置やこどもの居場所づくりなど、多くの子育て施策に取り組むことができたと思っております。

また、教育面につきましても、給食費の無償化など、多くの施策を実現させることができました。

次に、公約2の安全・安心なまちづくりといたしては、防災機能を持った保健センターや津波・高潮等にも対応できる新麻里府公民館が完成し、併せて麻里府防災広場や中央南防災広場・防災トイレ、防災備蓄キッチンカー等の整備も進め、ぼうさいフェスタや地域連携の避難訓練等も実施をしてまいりました。

公約3つ目の支え合い・共助のまちづくりといたしましては、高齢者の方々にいつまでも住み慣れ

た地域で生き生きと暮らしていただくため、支え合い・共助のまちづくりを進め、現在3つの地域で事業体が発足いたしております。

また、利用しやすい移動手段の対策として、予約型定額乗り合いタクシー「のりーね」の運行も開始をさせていただきました。

公約4の美しくて魅力ある農業・農村地域づくりにつきましては、国営圃場整備事業の着実な実施、集落営農法人連合体への支援、多面的機能、環境保全型農業、中山間等直接支払制度への支援を進める中で、今年4月には農林水産省から堀米さんを副町長としてお迎えすることができて、田布施町農業支援センターを開設いたしたところでございます。

公約5の行政・地域のデジタル化の推進といたしましては、SNS等を利用いたしました情報発信や、行政事務のデジタル化を推進する中で、住民票や印鑑登録証明書等のコンビニ交付や行政手のオンライン化等に取り組んでまいりました。

6つ目となりますけれども、公共施設の老朽化対策といたしましては、公共施設等総合管理計画に基づき、スポーツセンター第一体育館大規模改修事業など計画的な改修を継続いたしております。

また、今年度からは田布施駅舎の整備を始めますし、中学校の屋内運動場の大規模改修及び空調設備の設置工事に着手しているところでございます。

次に、達成できなかった重要課題ということでございますが、やはり松田議員の質問にもございましたが、水道料金の対策でございます。ずっと柳井広域園がまとまって、県への要望を継続しております。知事も大変理解をしていただいておりますが、今後は抜本的な格差是正に向けて、県だけでなく国等へも働きかけを強めていく必要があるというふうに考えております。

そのほかにも社会インフラの老朽化対策や人口減少対策等、非常に大きな問題もあります。

しかしながら、今後財政事情が一層厳しくなっていることは明白でございます。こうした課題に財政事情を勘案しながら、どう対応できるか危機感を持って取り組まなければならないと感じております。

次に、上関町への中間貯蔵施設の建設への対応についてでございますが、これまで答弁しておりますように、特に安全安心ということを最重点において、国や事業者に対してまずは十分な説明を行うようにということで、1市3町で働きかけを申し合わせております。今後も事業計画等の発表、また、上関町町長選挙の結果等も踏まえながら、引き続き適切に対応してまいります。

3点目の、所得制限なしの子ども医療費完全無償化に対する子育て政策の充実とその成果についてのお尋ねでございます。

私は、子育てに優しいまちづくりを町長就任以来、最優先事項として掲げ、全力で取り組んでまい

りました。

お尋ねの子ども医療費につきましては、段階的な拡充を経て、令和4年度に中学生までの所得制限なしの完全無償化を達成し、さらに、2期目となりました令和5年度からは、より一層子育てに寄り添う観点から対象を高校生まで拡大し、切れ目のない経済的支援体制の構築に努めてまいりました。

本町の子育て施策は、こうした医療費支援や学校給食の無償化、子育て応援ギフト券の配布といった経済的支援にとどまりません。全ての妊産婦の方や子育て世帯が気軽に相談できるこども家庭センターの設置をはじめ、満1歳までのおむつ定期便の継続、産後ケアD o p p o（ドッポ）の開設など、保護者の皆様の不安に寄り添う伴走型のソフト支援にも一体的に取り組んでいるところでございます。

今後とも、これら経済的な支援と伴走型支援を車の両輪として、町民の皆様が田布施町で子どもを育てて本当によかったと実感していただけるよう、誰もが安心して笑顔で子育てができるまちづくりを、誠実にそして着実に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 今、町長から御答弁ございましたが、やり残した大きな課題の一つが先ほども1問出ていました水道料金の問題でございます。知事には十分な説明が度々なさっているとは思っておりますけれども、この大島、柳井地域、熊毛郡、この地域の水道料金が他地域とは極めて高い。

そういう不満な思いを皆さんお持ちでございますので、その声をしっかり届けていると言われる町長の実態の中で、田布施町には、国会議員も現職の方が2名いらっしゃいます。県会議員の方もいらっしゃいます。そして多くの町民が、そして多くの地域の皆さんが、そういう願いを持って不公平感の中で、この厳しい経済状況の中で頑張っている思いをしっかりと届けていただけるかどうか、再度お尋ねをいたしておきます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） はい、先ほども申し上げましたけれども、私といたしましては、全力で対応してきたつもりではございますが、まだまだ結果として出ないと、政治家というのはやってないと同じことだということだろうと思いますので、何とか成果が出るように、いろんな方面から議会の皆さんとも一緒になって、やっていきたいと思いますが、急に上がったわけではございません。

昔から、こういう構造でやってきましたので、急に、これを是正解消という言葉が正しいかどうか分かりませんが、昔からそういう仕組みの中で来てしまったという経緯はやっぱり正しく見つめないといけないと。

その中で、どういう転換で抜本的な解決策を取れるかというのを、国政また県政の中で、素晴らしい英断をいただいて、取り組んでいただくということは一つの大きなポイントだろうと思います。

もう1点目は、これまでどおり、1市4町で継続的に交渉をですね、重ねていくという、今後ですね、料金対策補助金のまた新しいものもつくり上げないといけませんので、そうした喫緊の課題と、将来の課題を分けて、少し考えたいというふうに思っておりますが、町長として大きな責任を持っているというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） よく分かりますが、現実的に長年この問題が解決をしないということが前提にありますので、地域の県民の皆さんは大変不公平感と、そういう水道料金の問題で非常に悩んでいられるのが事実なんです。

ですから、これを、しっかり現実、公平な水道料金に改定できるように、町長、今回立候補されれば3期連続となります。3期目になります。その長い町長の任期の間に、3期目の仕事として、ぜひ、この水道料金を安価にする、公平な皆さんから納得いく水道料金になるために、全力をかけるというような意思をお持ちかどうかお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 強く念を押されますとですね、びびってしまいますけども、一生懸命やっておりますので、田布施町だけの問題でありませんので、やっぱり県東部の皆さん、住民の皆さんの共通の課題でございますので、山口県としてもそういった意味でもっともっと真摯に捉えていただきたいと思いますので、どうしたことができるかというのは、非常に難しい問題でございますが、諦めずにまた新しい提案等もしながら、継続して取り組んでまいります。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 強い意思を持って取り組んでいただけると、こういうふうに理解をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

東町長は、2期目を終えようとしておりますが、3期目ということになりますと、2014年の町長選挙より、田布施町の町長選挙は、3期連続で、今回、東町長一人ということになれば、無投票ということが想定をされております。

今、町内での新たな動きはないように、私は思っておりますが、そういう政治状況の中で、果たして東町長は、その無投票が続いているこの状況について、どのように町長として考えておられるか、今の心境をお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 3期目ということになるかも知れませんが、実際にやっておりますと、あつという間の8年間、この前になったばかりだというふうに思っております。本当に世の中の流れも早いです。自治体のそのへんの要望も、コロナのときは本当に大変で夜も寝られないようなときがずっとありましたけれども、やっぱり、そういう中でも、新しいものを見つけて対応するというのは、2期目、少しではございますができましたので、3期目もそういうふうにやりたいというふうに思います。

選挙についてですね、無投票だということがございますが、私がどういう立場で発言していいのか、よく分かりませんけども、私、1期目で最初に出るときに、どなたか、私も当時64でございましたので、私から見るとあまり若いほうじゃないという思っております。

今も69で、もう70になりますけれども、私の気持ちはもっともっと若い方が出て、町政を長期にわたって担ってほしいというのが最初からのお願いでございます。

最初1期1回というふうにお約束したんですが、2期8年になってしまいまして、そのへんがどうかというのはありますけれども、やっぱり、そういう町政というんでしょうか、政治というんでしょうか、それを活性化させるためには、選挙というのは一つ、その法律でも決められたものでございますので、民主主義を守っていく中で非常に必要なものだなというふうに思っております。

私として言えるのはそれぐらいでございますので、御勘弁いただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） 4年間はすぐ来るんだ。これは、現職の立場。また議員さんもそうでしょうが、4年間というのは現職になるとすぐたつんです。ところが、町民から見れば4年というのは長いんです。ですから、この4年間というのをしっかり受け止めて、田布施町政のために、町民のために、先頭に立って、安全や福祉の向上、教育の問題、水道料金の問題もそうです。一生懸命に取り組んでいただきたいということを、私はぜひ肝に銘じて、町長、今からの町政を担っていただきたい、こういうふうに思っております。

今、成り手不足ということが非常に、議員でもそうですし、町長でも無投票が続いている、こういう状況の中で、これは政治家全体、私たちの問題でもございますが、しかし、この田布施町は、岸・佐藤という兄弟宰相を輩出して、非常に政治的にも関心の高い、そして町民意識の高い田布施町と私は思っております。

そういう中で、今回のこの町長選挙なり迎えて、また無投票というような状況に私は決してなつてほしくないんです。若い方がどんどん政治参加、意識を持って自分の政策を掲げ、そして町民の判断を仰ぐ、こういうことが最も大切な選挙の意義であり、そして選挙の投票率アップにもつながるんで

す。

ですから、こういうことを視点において、田布施町の未来、そして夢や希望を持てるようなまちづくりを牽引する、東町長がその役割を担うということで、ひとつぜひ、その思いを皆さんに訴えていただきたいというふうに私は思っているんです。

今の受け身の答弁ではなくて、どんどん町民の中でそういう若い声が出るような政治状況なり、活発な動きが出るような田布施町の雰囲気を読み替えていくのは、最終的には町長がそういう思いの中で町政運営をやっていくかどうかにかかっていると思うんです。

いかがですか。今の思いをお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） はい、小中先生から御指導いただきましたので、心へ留めてやっていきたいと思いますが、私、町長になりました、やっぱり田布施町というのは、昔からその岸さん・佐藤さんでずっとやってこられた方、また中間の方、もっと若い方、3つのグループがですね、あるように思います。今選挙を見ているとやはり高齢の方、私の後援会もそうですけども、どこの後援会行っても、70ぐらいの方ばかりのように見えます。

もっと若い方が、そういったものに参加できるような、今、随分SNSとか変わってきておりますから、一点気になるのは誹謗中傷とか、そのへんのバランスが取れたルールがちゃんとできれば、高市さんもいろいろ言われておられますけども、非常に歯止めがちゃんと効いた中で、民主的な選挙は全世代通じて行われるというのは、私、選管の立場ではございませんけども、やっぱり町長として願っております。

そして、今、高校生とか中学生と交流をしております。私、砂田の交差点等で中学生が手を振ってくれるんです。昔はなかったんですけども、やっぱりその中学校に行ったり学校に行ったりして、顔を見てもらって話をさせていただく中で、そういうようなあの町長、町長らしいよということで、こんなことを言ってたよということも必要かなと思いますので、いろんな機会を通じて、中学生、高校生、小学生と触れ合う機会を、今、私、田布施シビックという言葉を使っているんですが、田布施に愛着を持って、当事者としてこの田布施をよくするためのそのグループに入って活躍するというのが、非常に教育の面でも言われております。

今そういう気持ちが大事かなと思いますので、またこの選挙、まだちょっと、まだまとめておりませんが、また御支援いただく方々とお話ししながら、どういう公約にしてどういう町を目指すのかというのは、しっかりつくり上げて、また選挙の表明をしっかりさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8 番 小中 進議員） 一日も早くその公約をまとめていただいて、町民にしっかり訴えていってほしいというふうに思っております。

それで私、2 番目の問題として、中間貯蔵施設の問題に対して再質問をさせていただきたいと思います。

町長は以前、この中間貯蔵施設の問題に答弁で、瀬戸内海の自然の豊かな環境や町民の豊かな人間関係を強調しながら、建設されれば町に対するイメージの低下になる、移住・定住政策にも悪影響をするようになると指摘をされました。

そこで、町民の反対の声をどのような形で受け止め、そして田布施町の発展のために、町民の安心・安全を第一に考える田布施町長として、3 期目への選挙の公約として、このような中間貯蔵施設の問題をどのように訴えるのか、またその町長としての考え方を明確に町民に示す大切な選挙ではないかと思いますが、どのように思っているかお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） この問題は以前からですね、話しておりますように複雑な問題でございます。

最初は唐突に出てきたということが、皆さん方が感じられた一番の、いきなりです、テレビをつけたらそういうことをやっているということでスタートしましたので、それはちょっと落ち着いて、冷静に判断をしなきゃいけないというのが 1 点。

そして、またその安全性なり、どういうふうな形で事業計画が出てくるかというのが分からない時点で、細かいところ、批評なり、評価なりができないということがございましたので、折を見て、国に対しても、ちゃんと説明してくださいよということは言い続けておりましたが、なかなかその現実問題として、そういった要請が届かないということがありますし、今度また事業計画等の発表も近づけるんじゃないかなと思います。

そうするとですね、もう 1 回、新たな観点から、もう 1 回一からよく論議をして、この地域にとってどうなのか、また安全性はどうなのか、エネルギー問題はどうか、そういったものも含めて、忌憚ない意見を言ってですね、あまり、あれがああ言った、これがこう言ったと、批難合戦ならないように、分断がないような町にしてほしいと思いますので、そのへんは慎重に対応していきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8 番 小中 進議員） まだ、はっきりした結論を町長はお持ちでないように承りましたが、今度は町長選挙に再度立候補する意思も表明されました。そういう中で、田布施町民の大多数は中間

貯蔵施設にノーです。そして田布施町議会でも反対の決議をいたしております。

そういう状況の中で、次の選挙に表明をされて、中間貯蔵施設の問題が大きな争点になるこの選挙に向けて、その意思をしっかりと固めて出馬をするべきだと私は思いますが、いかがですか、お尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 行政の意思決定というのは非常に幅が広いわけでございます。議会の議決は本当に尊重いたしますし、重要なものだというふうに思っております。

しかし、行政の判断、また町長の判断というのは、また別の次元で取られるべきだと思いますので、町民の皆様から見られて、こういうふうに論議をしてやってきたということは、何でしょうか、ある人間がこうだということで流されるというのではなくて、住民の方全員が十分理解していただいて考えていただくということが、私は必要じゃないかなというふうに思います。

私の意見は今持っておりますが、ここで言うこと自体はずっと答弁しておりますが、私の意見と町の意見というのは、それぞれの考え方が違いますから、しっかりとそのへんを踏まえながら、住民の方々の意見、今、小中先生からおっしゃりました意見も十分踏まえながら対応させていただくということで対応させていただきます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） はっきりした、まだ中間貯蔵施設の結論を表明しにくいという状況かと思います。はっきりした思いがあれば、それを町民にしっかり示す。これが町長の一つの役目でもあるかと思います。

今、再度問いただくことは時間がございませんので控えますが、次の町長選挙に向けて、町民の大きな心配課題でもあります中間貯蔵施設の問題を、明確に積極的に自分の意思を込めて政策の中に入れて望んでいただきたいということを申し上げておきます。

それでは次に、2番目の質問をさせていただきます。

次は田布施町の農業政策並びに農業支援センターについての御質問でございます。一問一答におきまして、東町長にお願いをいたします。

4月1日付で副町長に就任をされました前農林水産省キャリアの若い行動力を発揮し、農業支援センターをはじめ農業振興に大いに期待するものでございます。

農業政策は社会情勢の変化や、異常気象、制度の過渡期により、本町の農業政策の見直しを迎えております。複雑な課題や問題点に直面している。この現在の農業従事者の平均年齢は約68歳とされており、49歳以下の若手は全体の1割と言われてもおります。今後5年から10年の間にさ

らに離農者が増加するとされております。

家族間の事業継承機能がなくなり、長年培われてきた栽培のノウハウや水利管理知識等が次世代へ引き継がれず、途絶えてしまうというリスクが高まっております。新規就農への参入は初期投資に数千万円規模の資金が必要となり、若者や他業種からの参入の障壁となっております。

また、天候や市場価格に左右されやすく、安定した所得構造が見えにくくなるため、職業選択として選ばれにくい状況となっております。また、離農に伴い再生される面積よりも新たに発生する荒廃農地が大幅に上回り、病虫害の発生源になり、イノシシ、そして鹿、最近では熊などの被害の原因ともなっております。

そこで、東町長並びに副町長に、就任されました堀米副町長に対しまして、希望のある田布施町の将来の農業政策の展望についてお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） はい、東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

農業を取り巻く各種課題と希望の持てる農業政策の展望についてのお尋ねがございました。御指摘のありました農業従事者の高齢化や後継者不足等の各種課題につきましては、町といたしても早急に取り組むべき重要事項として認識しており、本年４月に田布施町農業支援センターを立ち上げ、関係機関と連携強化の下、課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。

御質問の希望の持てる農業政策につきましては、御指摘の課題解決を図るとともに、地域の農業者の皆様の所得が安定し、先の見通せる農業経営を行うことができること、また地域を支える重要な産業である農業を地域内外の方々が様々な形で関わり支えていくことが重要だと思います。

本町では、２３年から国営による圃場整備が行われ、農業を行う上でのハード面の基盤は整いつつあります。今後、田布施町において希望の持てる農業が展開できるよう、農業支援センターの活動の中で、新規就農者の確保や法人への経営支援、新規参入企業の確保等を図りつつ、多くの方々が農業に関わり、地域全体で農業を支えていく仕組みづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（８番 小中 進議員） 田布施町、本町の農業従事者について、個人ならびに企業もあるかと思うのですが、その従事者の実態について質問をいたします。今の現状はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

昨年度の年齢階層別基幹的農業従事者数の調査では、本町の農業者数は１２５人と調査上ではなっております。７０歳以上は９０名ということで、占める割合が７２％。そういった農業従事者の状況でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（８番 小中 進議員） 今聞きますと、数もかなり減少しておりまして、それも高齢７０歳以上がほとんどで、若い方の農業従事者というのが非常に少ないと、こういう状況で、極めて厳しい状況ではないかと思うんです。

そういう中で、今回堀米副町長が副町長に就任をされまして、農業田布施の政策に一役担うために入ってこられまして、その思いを、こういう現状の中で、どのような解決策、また夢を持って農政が発展するかお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 堀米副町長。

○副町長（堀米 大樹君） 御質問いただきましてありがとうございます。

田布施町の農政をどのようにしていくかというところで、まず私が就任してから、４月の末に田布施町農業支援センターというものを立ち上げました。今のＪＡですとか、県さんというのは、所管が広域化してまして、昔であれば各市町にですね、各拠点があって地域に根ざした支援というのがあったんですけども、なかなかそれが難しい、どんどん組織が広域化しているという中で、もう一つ田布施町支援センターという形で括り直して、田布施町は農業をしっかりとやっていくので、皆さんで関係者でしっかりと支えていまいしょうという枠組みをつくり直したというところでございます。

その中で、小中議員から御指摘をいただいた高齢化については、最新の農林業センサスをですね、私のほうでも調べてみましたところ、全国平均では６７．７歳、６８歳というところで、山口県ではですね、さらに進んでまして７２．５歳、さらに高齢化が進んでいるというような状況になります。それを見ると高齢化対策というのは待ったなしなんだろうというふうに思います。

そういった中でも、田布施町の中でとある農業法人のところに訪ねていきますと、この２、３年のうちに、２０代、４０代の方が新しく就農されたという事例もありますので、しっかりとその農業の魅力ですとか、それを支える制度というものを整理して、伝えていくことで、新規就農者や若者というものを確保していくということが大事なんだろうと思います。

また、質問の中で、問題提起があったかと思いますが、新規就農者の確保に加えて技術継承というところも問題だろうということがあると思いますが、そういったところはＩＣＴですとか、スマート農業の施策がございますので、そういったところを現場に溶け込ませていながら、しっかりと人を確保して技術を継承していくというところを行っていけばよいと思います。

また、その将来、夢が持てる農業政策というのは、町長からも答弁ございましたけれども、農業経営が安定して、かつ農業に多様な方々が携わっていただくということかと思います。

農業だから農業者だけがやればいいということでは、限界を迎えているのかと思いますので、田布施町の、田布施町だけじゃありません。国全体ですね、根幹をなしているのが農業であって、食を支えている農業者の皆さんだと思いますので、それを皆さん再度認識していただいて、いろんな方が農業に携わって支えていく仕組みづくりというものを、私、就任して以降仕組みづくりをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（８番 小中 進議員） 今から田布施町の農政をリードしていただきたい。夢も希望も持てるような農政にするためには、担い手をどう増やしていくか。これが最大の課題ではないかと思います。

特に担い手がなかなか厳しいということの背景には、農業で利益収入上がらない、極めて天候や物価上昇によって、農業する農民の皆さんに厳しい状況があるというところにあるんじゃないかと思うんです。

それをもっと収入も、そして仕事量も軽減をされて、若い人たちが農業をやりたい、そのような思いが持てるようなことを私は示していくことが大切だと思うんです。そこで一番大切な担い手の問題、後継者の問題、そのへんを堀米副町長がどのように受け止めていらっしゃるかお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 副町長。

○副町長（堀米 大樹君） はい、まさに後継者の問題は非常に重要かと思います。後継と言いましても個人が入ってくる場合ですとか、また企業さんが参入していただく場合など様々あると思います。

田布施町におきましては、企業参入の事例が昨年でも３件ございまして、事業継承されるケースですとか、圃場整備でできた新しい農地に参入されたということもございました。こういったケースでは、農業を主軸に収入を安定して確保していただくという、ある程度自力のある方が入っていただくということがあると思いますので、こういったケースもこれから広めていきたいなと思います。

もう一つは、農業だけで、経営所得を安定するということが自体をそれだけに限るということを少しやめて、ほかの収入も含めて農業に携わっていただくということも考えなきゃいけないのかと思います。

先ほど私の答弁の中でお答えしました新規で入られた２０代、４０代の方にお話を聞きますと、農

業だけでなく実際3つの仕事を掛け持ちしているというふうにおっしゃっていました。

これは差し迫られてですね、そういったことになっているわけじゃなくて、そういう働き方が好きだからそういうふうになっていると。それは非常に農業がマッチしているんだというふうにおっしゃっていました。

そういった新しいライフスタイルといいますか、働き方というのは、新しい、これからの若い世代でも広まってきていると思いますので、うまく農業に溶け込ませて、田布施町で農業に関わっていただきながら、ほかの形で収入を得ていただくといったことも整理をしていければ、後継者として田布施町の農業に携わっていただけるのではないかと、そのように考えています。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） ありがとうございます。堀米副町長は、田布施町をこちらに就任副町長にされまして、田布施町の農政を、日本でモデル地域になるような、先端な、そういう農政を目指して、こちらに夢を、期待を持って就任されたと思うんです。私たちもその思いで、期待を大いにしているところでございます。

そこで、この堀米副町長、そういう思いがあって、どんどんこの町民の中に一緒になって農政を考え、共に行動していただきたいと思うんですが、まだ堀米副町長が、その何のために来られたんだろうか、副町長が2人もいらっしゃれば、やりにくいんじゃないかというようなお話まであるような状況でございますので、そういうところを払拭して、すばらしい農政を、日本のモデル地域となるような田布施町の農政を目指すためにも、そういうところを払拭して、町民と一緒に取組をしていただきたいと思います。

それを払拭するために、副町長に御答弁をいただいて、いい感じで、今、副町長2人体制で頑張っているというのを、町民にしっかり訴えていただきたいと思いますので、副町長の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 堀米副町長。

○副町長（堀米 大樹君） はい、御質問ありがとうございます。

住民の皆様から、副町長2人でやりにくいんじゃないかということと、新しく来た堀米は、一体何をするのかという御懸念があるということで、まだまだ地元に入りきれていないなど、少し反省したところでございます。

ぜひ、農業は現場で行われる産業ですので、しっかりと皆さんのところに伺いたいと思います。

また、田布施町農業支援センターの部屋を設けましたので、機会があればぜひお越しいただいて、意見を伺えればと思います。川添副町長に、どのように仕事をしていくかということは、常に御相談

をさせていただきながら進めておりますし、農業だけではなくて、職員の働き方ですとか、様々な地域課題について、何かお力添えできるところは、何でも私のほうでサポートしますということは申し上げておりますので、まだ2か月でありますけれども、徐々に、皆様に私が来て少しでも役に立ったなと思っていただけるように、徐々に活躍の場を広げていきたいと思っております。

また、自己紹介するときに、副町長の堀米ですと言うと、それだけだと、1人になったのかと勘違いされてしまいますので、2人いて、そのうちの堀米ですというふうに、それはしっかり現場行った際には補足しながら自己紹介していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 小中議員。

○議員（8番 小中 進議員） はい、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

第3問としまして、今度は教育問題として、藤田教育長に対しまして質問をさせていただきます。一問一答でよろしくお願いいたします。

田布施町の教育につきまして質問をさせていただきます。このたび、教育長に御就任をされました。誠におめでとうございます。新教育長として、田布施町の教育行政のかじ取り役を担うことに当たり、本町の教育ビジョンや学校教育、社会教育に対する諸課題への取組について、どのような抱負をお持ちでしょうか。お尋ねをいたします。

1、教員不足、長時間労働の問題。2番目、不登校の実態と現状、そして実践と対応と対策について質問をいたします。3番目、社会教育の現状と問題点について質問をいたします。以上3点について質問をいたします。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） それではお答えいたします。

1点目の教員不足、長時間労働の問題についての御質問ですが、担い手不足は教職員のみならず多くの職種において発生をしています。

とりわけ教職員の担い手不足は顕著で、本町におきましても、学校教育の質を維持、向上していく上で重要な課題であると認識をしております。山口県の教職員採用試験では、令和6年度が2.5倍、令和7年度が2.3倍、令和8年度が2.4倍で、全国的に見ても低い倍率となっています。

このような状況のため、県は令和7年度から採用試験を2か月前倒しして、できるだけ多くの人材を確保するために5月に実施されましたが、数字を見る限りでは伸び悩んでいる状況です。

このような状況でもあり、学校現場においては、病休等で生じた欠員を臨時教員で補完できず、代

替教職員を探すのに大変苦慮しており、山口県教育委員会と連携しながら、必要な教職員の確保に最大限努めているところです。

長時間労働問題につきましては、学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、教職員の時間外勤務の常態化が問題となり、全国的に指摘されたところです。

これに伴い、働き方改革の一環として、平成30年度から長期休業中の夏休みや冬休みに閉庁日の設定、令和3年2月より学校勤務時間外の電話については、各学校に留守番電話を設置いたしました。

また、ICTの普及により児童生徒のテストや保護者アンケート等については、デジタル化を実施し、ペーパーレス化や業務の効率化を図っているところです。このような取組を実施したことにより、小中学校ともに時間外在校等時間の平均も年々減少しており、効果があったものと思われます。

一方、生徒指導や保護者対応による時間外勤務をする教職員が課題であるため、本町では、スクールワイドPBSの考え方を学校経営に取り入れ、問題が発生してから対応するのではなく、教職員が子どもたちを支えやすい教育環境を整えることで、生徒指導対応やトラブル対応に費やす時間の軽減を図ってまいりたいと思います。

その結果、教職員が子どもと向き合う時間の確保や、事業改善に取り組む時間の創出につながり、教育の質の向上につながると考えております。

また、教職員一人一人の心身の健康を守ることは、子どもたちへの教育の充実にも直結します。今後も、教員が疲弊する学校から、教員がやりがいと成長を実感できる学校への転換を目指し、教育委員会と学校が一体となって教員不足対策と働き方改革を推進してまいります。

2点目の不登校の実態と現状、そして実践的な対応と対策についての御質問ですが、不登校の児童生徒は、令和5年度は全小中学校で28人、令和6年度は18人、令和7年度は19人となっており、年度ごとに変動はございますが減少傾向に転じております。

不登校の背景は、従来のように一つの要因で説明できるものではなく、学習面や友人関係、家庭環境、生活リズムの乱れ、不安や無気力など様々な要因が複雑に絡み合っていると考えております。

また、近年はコロナ禍を経て、人との関わり方や学校生活への適応に課題を抱える児童生徒も見られます。

教育委員会といたしましては、不登校を単に学校に来られない問題と捉えるのではなく、子どもが安心して成長できる環境をどのように保障するかという視点を大切にしております。

そのため、まず未然防止として、児童生徒一人一人が安心して過ごせる学級づくりや学校づくりを推進しております。特に、本町が進めるスクールワイドPBSの考え方を取り入れ、子どもたちの望ましい行動を認め、安心感や自己肯定感を高める取組を進めております。

次に、早期発見・早期対応について、欠席状況の把握や教育相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、小さな変化を見逃さない体制づくりに努めております。

さらに、不登校となった児童生徒に対しては、学校復帰のみを目標とするのではなく、一人一人の状況に応じて、別室登校やオンライン学習等、多様な学びの場を確保しております。

令和6年度に田布施中学校に設置したステップアップルームは、通常学級での学習や集団での生活が困難となった生徒が利用できる教室で、専属教員も1名配置しています。また、保護者への支援も重要であることから、学校と家庭、関係機関が連携しながら継続的な支援を行っております。

今後は、子どもを変えろという発想ではなく、子どもが安心して学べる環境を整えるという視点をさらに重視し、誰一人取り残さない教育の実現に向けて取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、全ての子どもたちが自分らしく成長できるよう、学校、家庭、地域、関係機関との連携を一層強化し、不登校対策の充実に努めてまいります。

3点目の、社会教育の現状と問題についてお答えします。

社会教育は、学校教育とともに、町民一人一人の生涯にわたる学びを支える重要な教育活動であり、地域づくりや人づくりの基盤となるものです。本町におきましては、公民館活動をはじめ、文化芸術活動、スポーツ活動、青少年健全育成活動、読書活動、地域ボランティア活動、放課後子ども教室などを通じて、学校、家庭、地域が連携した取組も進め、多様な社会教育事業を展開しております。

一方で、社会教育を取り巻く環境は大きく変化しております。少子高齢化や人口減少の進行により、地域活動の担い手不足が顕著になっております。

また、地域コミュニティの希薄化や価値観の多様化により、従来の活動への参加者が減少傾向にあり、活動の継続や活性化が課題となっております。加えて、社会教育施設の利用促進や、若い世代、働く世代の参加をどのように広げていくか、また、地域の歴史や文化を次世代へ継承していく仕組みづくりも重要な課題であると認識しております。

教育委員会といたしましては、これらの課題に対応するため、地域住民のニーズを的確に把握し、地域を支えるあらゆる人々との連携を深めながら、誰もが学び、つながり、活躍できる社会教育の充実に努めてまいります。

また、これからの社会教育は、単なる学習機会の提供にとどまらず、人と人とのつながりを育み、地域課題の解決や地域の活力創造につながる地域づくりの基盤としての役割が一層求められております。そのため、各公民館や社会教育施設を地域交流の拠点とし、地域コミュニティの活性化を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 小中議員、時間です。

○議員（８番 小中 進議員） 時間が参りました。

○議長（南 一成議員） 以上で、小中進議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、守田達也議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 守田でございます。よろしくお願いいたします。

今日は２問ほど質問をします。一問一答で、答弁者は１問目が町長、２問目は教育長でお願いいたします。

まず１問目の質問としまして、今年も大変暑い夏になるそうです。既に暑い状況ですけれども、その温暖化に対する対策についてでの質問でございます。

地球温暖化、気候変動問題は人類共通の課題となっております。国は２０３０年度までに温室効果ガス４６％削減、２０５０年度にはカーボンニュートラルを実現させるとしています。

田布施町においても、地球温暖化対策実行計画を策定し、計画達成に向けハード・ソフトで実施をされております。そこで質問をします。

１つ目、令和５年度までの温室効果ガス削減目標４％に対して、目標を大きく上回る１６．６％を達成をされています。何が一番大きな要因かお伺いをします。

２つ目は、新しい実行計画が出されておりますけれども、その内容を見てみますと、これまでの取組とほぼ同じ内容となっております。新しい取組はないのか、お聞きします。

３つ目は、一般家庭で太陽光発電システムを設置したいとか、省エネ家電への買換え、断熱窓等の改修時に補助をする考えはないのか、お伺いをします。

４つ目は、再生可能エネルギーについてです。今後はこの再生可能エネルギーを有効に活用すべきと考えます。そこで、町主体の事業として取り組めないか、お聞きをします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

まず１点目の、令和５年度までの温室効果ガス削減が目標の４％を大きく上回り、１６．６％となった要因ということでございますが、この結果は、ハードとソフト両面での取組が総合的に機能した結果であるというふうに捉えております。

ハード面では、公共施設への照明をＬＥＤに変更したこと、庁舎・トイレへの人感センサーの導入、

保健センターへの太陽光発電設備の設置、そして、公用車への電気自動車の導入やハイブリッド自動車の導入などといった、直接削減につながるものも多く実施してまいりました。

一方、ソフト面では、職員による日常的な節電の徹底、オンライン会議の活用による公用車移動の削減など、職員一人一人の行動変容が大きな効果となっており、これらの取組が総合的に作用し、目標を大きく上回る結果につながったものと分析をいたしております。

次に、２点目の新しい実行計画の内容と新たな取組はとのお尋ねですが、令和６年度からの５年間では、国や山口県の目標との整合性を図り、町としての実績を評価、検証するため、基準年度を平成２５年度に変更し、削減目標も５２．１％と、より高い水準としております。

また、新たな取組としては、設置可能な公共施設への太陽光発電設備の導入を進めてまいりますし、現時点では現在計画中の田布施駅の交流施設への設置を計画しております。

また、公用車につきましては、電気自動車に加え、燃料電池自動車やプラグインハイブリッド車の導入も検討してまいります。

さらに、各課長を地球温暖化対策実行計画の推進責任者、所属職員を推進員として位置づけ、役割を明確にした推進体制を構築し、全庁一丸となって取組を進めてまいります。

加えて、山口県が実施します「ぶちエコやまぐち県民運動」にも参加するとともに、町内でも周知を図っております。現在、町内では３つの事業所が「ぶちエコやまぐち宣言事業所」として参加されており、地域全体での取組も広がっておりと感じております。

次に、３点目の一般家庭への省エネ対策に補助制度を設ける考えはとのお尋ねです。

現在、県でそうした事業に国交付金を活用しエコポイント等を付与する取組を行っておりますが、自治体の財政負担、申請審査等に関わる事務負担、制度を利用できる層とできない層との公平性の確保といった課題もあり、現時点のところ独自の補助制度を実施することは予定しておりません。しかし、今後、国・県から町でも活用しやすい制度が示された場合には、その内容を精査し、実施するかどうか検討はさせていただきます。

次に、４点目の再生可能エネルギーの有効活用を町主体で行えないかとお尋ねですが、自治体自ら発電事業や電力小売事業に参入することは、地域内でのエネルギー循環といった点で魅力はありますけれども、電力市場の価格変動リスク、初期投資の大きさ、専門人材の確保、経営悪化時の公金投入リスクなど、自治体が背負う責任は非常に大きく慎重な判断が必要となっております。こうした状況を踏まえ、現時点では、町主体での再エネ事業への実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） １問目の大きな成果を１期目では挙げられているということで、総合的な取組というお話ですが、昨年度も実施されていますＬＥＤとか太陽光発電の設置とか、そういったことが大きいのではないかなというふうに思っております。

次の計画ですが、令和１２年度までに削減目標が５２．１％というふうに設定されておりますが、この達成に向けてどう取り組まれるかお伺いしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、ハード面では電気自動車に加え、燃料電池車やプラグインハイブリッド車の導入を検討していきます。それと太陽光発電パネルの設置についても、設置可能な場所については検討してまいりたいというふうに考えております。

ソフト面については、引き続きノーマイカーデーでの実施と、職員の節電意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 今お話がありましたけど、今までの計画は、当然、計画どおり進めていかれるということで、さらに大きく広めていくということだろうと思います。

先ほど回答がありましたけども、ソフト面でノーマイカーデーという話が出ました。私も大変懐かしい言葉だと思っておりますけども、実際どのくらいの例えば頻度とか、職員数が何％ぐらいそういったことをやられたのか分かればお伺いしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） ノーマイカーデーにつきましては、令和４年度まではアンケートの形で実績を集計しておりましたが、現在一定程度定着してきたということで、現在集計のほうは行っておりませんので、数字は持ち合わせておりません。

それと、どうしても公共交通機関が限られることから、どうしても協力していただける職員が限定されるという部分もちょっとありますので、そういった取組をさせていただいております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。

やっぱりノーマイカーというのは、こういった地方ではやっぱりなかなか難しいかなとは思っております。ということで、ソフト面の取組については、大変今からも難しい、継続してくるのが精いっぱいといった感じかと思えます。

そういった意味では、ハード面といいますか、今後の取組としては、設備投資、お金が必要になっ

てくるような気がしておりますけども、その点についてどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 確かに省エネ設備を整備するに当たりましては、初期投資が必要になります。ただ、それを整備することで、その後のランニングコストを抑えられるという面もございますので、今後、有利な補助事業であったりとか、施設の更新とか、そういったタイミングに合わせまして、年次的に設置していきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） はい、分かりました。どうしても設備投資となるとお金がかかるということで、これは予算の関係もありますので、計画的に進めていただけたらというふうに思います。

２つ目の実行計画のことですが、前回とほぼ内容的には一緒ということで、先ほども回答がありましたように、ＬＥＤとか太陽光とか、ハード・ソフトで実績を積み上げてきたということですが、そういうことで、計画どおりに今からも進めていくということによろしいですかね。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） ソフト面で参りますと、地球温暖化対策推進責任者ということで各課長を任命しておりまして、先ほどの庁舎内の節電につきましても、この推進責任者を中心に昼休みの節電であったりとか、そういった活動に取り組んでいるところです。

また、山口県のぶちエコやまぐちに対する周知につきましても、併せて行っていきたいというのが、今後の計画の柱になってくるかと思えます。

○議長（南 一成議員） 守田委員。

○議員（４番 守田 達也議員） 分かりました。

それから次なんですが、公用車、先ほどもお話がありましたように、公用車もいろいろ、電気自動車とかハイブリッドとか、そういう話がありましたけども、現在何台所有されておられますか。

それから、それに対する充電施設ですかね。設備の整備について、今後増やしていくのかどうか、そのへんの計画があればお願いします。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） お答えをいたします。

全体、公用車って今４３台ございまして、そのうち電気自動車が２台とハイブリッド車が４台ございます。

急速充電器につきましてはですね、保健センターの向かい側に１か所ございます。

公用車の充電器につきましては、スクールバスの車庫の中にございます。それ以外には、ＤＭＭ、

c o mさんと連携して設置いたしました普通充電器の充電設備、これはたしか町内6か所だったと思いますが、もしちょっと違いましたらまた訂正させていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 8か所ということでございます。すみません。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ということは、充電施設については、追加をするとか増やすという計画はないということなんですかね。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 一般での利用の実績を踏まえて、今後有利な条件で設置できるのであれば、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 一般の車も利用できるということなんですが、今設置されている、何か所ですかね、8か所でしたかね、そのへんの利用率というのは分かりますか。どのくらい利用されているか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 普通充電の充電器が町内で8か所あるんですが、こちらで年間で92.8回、平均して92.8回ということになります。保健センターの前にあります急速充電器につきましては年間で586回です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 保健センターのところは、スクールバスですか、それがあから多いのかなというふうに思いますけど、利用率が低いのであれば、設置はまだ考えなくてもいいのかなと思っております。

どうですかね、スポーツセンターですかね、あそこに私も、何回か行くんですけども、あそこで充電をした車というのは見たことがないです。利用はそんなにないような気がしますし、その割には、当然、占有になりますんで、そこは駐車できないっていうか、普通は止められないんで、そういうことも含めて、もし追加をされるのであれば、場所とか、そういった使い方を、検討していただけたらなというふうに、感じております。

それから今はですね、電気自動車があんまり普及してないような気がしますし、現在、水素のいろいろ利用するという研究も進んでおりますんで、それを期待をしたいなというふうに思っております。

次に3つ目の補助制度の問題。これは今のところ町としては考えていないということでございます

たが、地球温暖化対策では自治体の取組もそうですけども、企業や一般家庭の取組も大事です。

国では一般家庭向けや、企業に対しての幾つか補助制度があるようです。またつい先日から先ほどもお話がありましたように、山口県でも物価高対策事業で、家庭での省エネ家電購入時にクーポンがもらえると、そういったキャンペーンが始まっております。大変いいことだと思います。

田布施では、そういったことは考えていないということですけども、私は、例えば移住をされる方とか、定年後に田布施に帰ってこられた方がリフォームとかですね、そういったことをしたいといったときに補助制度があれば、選択肢の一つになるんじゃないかなというふうに思っております。

その点、どうでしょうかお願いします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 移住者向けの省エネ対策に対する補助金というのは、現時点、本町ではございませんが、今現在、エリアは限られてはありますけれども、移住支援金のほうを補助事業として実施をしておりますので、その中で省エネ対策に資する使い方というのをしていただければよろしいのかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 分かりました。ありがとうございました。

次に、４つ目の再生可能エネルギーについてですが、町主体での事業は、いろんな問題があるんで今のところ考えていないということですが、事業についてはそれとして、今の実態について、ちょっと質問をさせてもらいたいと思います。

町内には事業者による、各所にいろんなところに太陽光発電所があるんですけども、供給度というんですか何世帯分を補っているのか、把握はされていますかね。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 現在、町内で稼働しております再生可能エネルギー、発電設備、主には太陽光発電になるんですが、その総設備容量としましては１万３，３８５キロワットになっております。

この数字につきましては、令和２年２月に作成にした要綱に基づいて届出のあった書類に基づいて集計したものです。ですので理論上の数字にはなりますんで、これ全てが各家庭で利用できるというわけではないんですが、一般家庭の平均的な年間消費電力に換算しますと、おおむね３，５００世帯分、町内全世帯数の５１％程度になります。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 今聞いて、もう５１％、結構たくさんあるなあというふうにびっく

りましたけども、これもまあ、できれば100%に出れば一番いいのかとは思いますが、まあ、なかなかそうはきませんけども、保健センターとか麻里府の公民館に新しく太陽光発電施設を設置されていますけども、これは自給で全てカバーはされているんですかね。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 基本的に全てそれだけで賄えているかどうかはちょっと確認して知らないんですが、基本的には太陽光を使って通常の事務、事務活動をしております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 麻里府は蓄電池も併設しているってことで、恐らく全てをカバーできるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、事業についての答えがありましたけども、この取組、私が思うのは田布施町は、幸いにも海があり、山があり、川もあります。こうした資源を有効活用するには地形的にも大変有利なところではないかなと思っております。

例えば、山間部では、木質、バイオマス、太陽光、風力、水力の利用が可能ですし、海では、潮流発電がどうなるか分かりませんが、まあ風力発電も可能、そういったことも可能かなと考えられます。そういったことを踏まえて、先ほどは考えてないということでありましたけども、町として、再生可能エネルギーの活用による、まあ私は新たな産業、雇用も期待できるんじゃないかなというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） これまでも省水力とか、各土地改良連合会とか、JAさんとか、いろんな取組をされておりますが、なかなかそのリスクというか、根本的な原因が解消できずに、中止になったという事業もたくさんあります。

省水力の場合、やはり物が引っかかったり、管理するというものに対しての発電量が、その定量でないということ、水があるときはいいんですけども、ないときは全然発電せんとかありますので、その送電網とかですね、やっぱり根本は備蓄、備蓄ですよ。何ぼ天気がええときにぼんぼん発電しても、夜は全然駄目だと、雨が降ったら全然電力がないという、まあ今ことですから、データセンター等で、その蓄電池、電力を貯めるという、技術開発もかなりやられております。

議会でも御答弁したように、田布施町でもそういった蓄電の事業所を、置かないかというふうなお声掛けもいただいておりますので、今後、いろんなものが出てきて、AIデジタルが進んでくると、その発電所と再エネのバランスを、どこかで取らないとブラックアウトにすぐなってしまいますので、その辺の技術が、今、ちょっとまだ一步できてないように思いますので、これから技術が進歩すれば、

そういったものを本当に満遍なく、無駄なく利用できるというのが近づいてくると思いますが、ちょっと今、なかなか発電所のほうと再生のほうのバランスが取れてないという実態だろうと思いますので、いろいろな、町として可能性がある事業が見つければ、太陽光についても少し検討はしたいところもあるんですが、また議会に御相談して取り組みたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。ぜひ、この再生可能エネルギーについては検討していただけたらと思います。

事業ということになりますと、先ほどから話がありますように、なかなかハードルが高いかな、今のところ、と思いますんで、当面はそういった計画に沿って進めていただきたい。まだまだ公共施設とか、そういった部分、まだまだいっぱい残っていると思います。新しい駅舎への導入もあります。

それから、風力とか水力については大きな設備じゃなしに、小さい、小規模な形での導入も面白いかなというふうに思っています。ちょっとした電力については、そういったもので利用できるのかなというふうに思っております。

それから、先ほども話が出ましたが、新しくできた農業支援センターでの新たな農業振興モデルの一つとして、この再生可能エネルギーの利用も含めた施策を検討していただけたらと考えます。まだ立ち上がったばかりですので、具体的な内容はこれからかもしれませんけども、恐らく頭の中では考えておられるのではないかと思います。この点いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 堀米副町長。

○副町長（堀米 大樹君） お答えいたします。

先ほど私の答弁の中でも、農業だけじゃなくて、ほかの収入も含めた形で農業に携わっていただくということも一つのモデルというふうに申し上げました。その中でエネルギー需要というものも選択肢にあるのかなと思います。

一方で、農業とエネルギー事業といいますとぱっと思い浮かぶのは営農型の太陽光発電なんかあるわけですが、必ずしも全国的には望ましい形ではないケースも散見される場所ですので、そこは慎重に判断をしていかなければならないのかなと思います。全ての選択肢を排除するわけではなくて、一度テーブルに乗っけて考えていくということは必要かと思うので、総合的に支援センターの中で、あらゆる施策を考える中で、エネルギーという分野についても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。

この再生可能エネルギーについては、基本はやっぱり地域との共生といいますかね、そういった理解がないと進まない部分もあります。しかし、この温暖化対策では、今後この再生可能エネルギーは、私は最大限利用すべきだというふうに考えておりますので、検討していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。以上で１問目の質問を終わります。

次に、２問目の質問です。答弁は、新しく教育長になられました藤田教育長によろしく願いいたします。

２問目の質問は社会教育についてです。

先ほどにも教育長のほうから説明がありましたけども、社会教育の業務は生涯学習、文化活動、人権教育、青少年健全育成、公民館運営等、多岐にわたっています。現在、社会情勢が目まぐるしく変化をする中、一人一人が生きがいを持ち、活力ある地域社会を築くためには、社会教育がますます重要になってくると考えております。そこで質問をします。

まず、質問１の社会教育の方針についてですが、先ほど小中議員からも質問がありましたので、まあ割愛をされても結構です。何か追加等があればお願いいたします。

質問の２として、成人教育の推進とありますが、具体的にどのような内容かをお聞きします。

質問の３として、地域の指導者、リーダーとなる人材の発掘・育成についてどのように進めるのかお聞きします。

質問の４として、近年、自治会内で様々な問題が出てきていることは御存じだと思います。自治会関係は本来、窓口は総務課ですが、私は社会教育の一環として、この自治会の問題についてテーマとして取り上げられないかお聞きをします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） それでは、お答えいたします。

１点目の社会教育の方針についてお答えいたします。

社会情勢の著しい変化に伴い、核家族の進行や高齢者人口等の増加により、地域住民の連帯感の希薄化や、地域行事や自治会等の活動への参加を敬遠する傾向が見られるなど、地域への愛着や連帯感を醸成する取組が必要となっています。これらを踏まえ、町民一人一人が生きがいを持ち、活力ある地域社会を築いていくためには、生涯にわたって継続して学習し、知識や教養を身につけることのできる学習環境を整えていくことや、学びによって身につけた技術、知識、知恵、さらには労働力を地域に還元し、地域の一員として地域の発展に貢献していけるよう、「生涯を通じた学びの充実」「学校・

家庭・地域が連携・協働した教育の推進」「スポーツ活動への参加促進」「地域とともに進める文化の継承と創造」「学校・家庭・地域における読書活動の推進」、この5つを重点施策と掲げて社会教育を推進しているところです。

2点目の成人教育の推進についてお答えいたします。

成人教育の推進につきましては、住民一人一人が生涯にわたって学び続け、その成果を地域づくりに生かしていくことが重要であると考えております。そのため、本町では地域行事への積極的な参加を促進するとともに、公民館活動や自治会活動など、地域が主体となった学習活動を支援しております。

また、花いっぱい運動などを通じて地域コミュニティの活性化を図っております。さらに、地域の指導者やリーダーとなる人材の発掘・育成に努め、各種研修会や公民館講座の充実を図るとともに、学習支援や学校支援ボランティアの育成・確保に努めております。今後も、地域人材や関係団体との連携を深めながら、誰もが学び、活躍できる生涯学習社会の実現に向けて取り組んでまいります。

3点目の地域の指導者、リーダーとなる人材の発掘・育成についてお答えいたします。

地域活動を持続的に発展させるためには、地域の核となる人材の育成が極めて重要であると考えております。そのため、各種社会教育事業や公民館活動、青少年育成活動、ボランティア活動等を通じて、地域活動に関心を持つ方々の発掘に努めております。

また、学びの場に参加するだけでなく、企画や運営に参加していただくことで、主体的に地域づくりに関わる人材を育成してまいります。特に、若い世代や子育て世代が地域活動へ参加しやすい環境づくりを進め、多世代が協働する中で、次世代リーダーの育成につなげてまいりたいと思います。さらに、学校、家庭、地域が連携しながら、将来の地域を担う子どもたちの育成にも力を入れてまいります。

4点目の自治会内で様々な問題が出ていることについて、社会教育の一環として検討できないかについてお答えいたします。

自治会を取り巻く課題として、役員の担い手不足や高齢化、地域住民同士の関係の希薄化などが課題となっております。これらの課題は社会教育だけで解決できるものではなく、地域住民がお互いに理解し、支え合う関係づくりが重要であると考えております。社会教育は、人づくり、つながりづくり、地域づくりを担う重要な分野であり、自治会運営や地域課題について学び合い、話し合う機会を設けることは大変有意義であると考えております。

さらに、学校、家庭、地域が連携した活動を進めることで、子どもから高齢者までが地域との関わりを持ち、地域への愛着や当事者意識を高めることができると考えています。今後、公民館活動や地

域学習の場を活用しながら、地域課題の共有や解決に向けた対話の機会づくりを進めることが重要だと考えます。

また、地域住民が主体的に地域づくりに参画できるよう支援し、持続可能な地域コミュニティの形成につなげてまいりたいと考えています。

社会教育は、単に知識を学ぶ場ではなく、人と人をつなぎ、地域の未来をつくる基盤であります。人口減少や価値観の多様化が進む時代だからこそ、学びを通じて人を育て、人が地域を育てる好循環を生み出していくことが重要です。教育委員会としては、学校教育と社会教育を両輪として推進し、町民一人一人が生きがいを持ち、支え合いながら暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。今日、朝から、教育長さん、忙しいですね、４回目で、ありがとうございました。

それで、成人教育についてですけれども、年齢層が、成人ですから、幅広いわけですが、年齢とか、立場に応じた学び直しの機会をつくるのが目的とされています。現在、公民館単位では様々な行事が行われておりまして、そこには自治会長さんをはじめ多くの方が携わっておられます。

また、参加者もたくさんおられまして、そういう意味での成人教育としては、一定の目的は達成できているのではないかなと思っています。

ただ、問題は、現在、各地域自治会での行事がなくなっているというのが現状です。そういった意味でいわゆる公民館単位じゃなしに、自治会へのそういったフィードバックとか広がりはどうするか、社会教育として、そういったものを広げていくのはどうしたらいいかというのを、今、改めて考える必要があるのではないかなというふうに考えております。公民館単位では社会教育部長さんという方もおられます。その点についてもどう思われるか、お願いしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） お答えいたします。

今、自治会の担い手がないという問題についてです。実をいうと、先日、西本議員と同じ会議の中でもそういう話が出ました。自治会をやるとなると、自治会を脱退したいというような声も伺いました。私が住んでる平生町でも、私の自治会でも、そういった声が実際聞こえてきています。

私が思うのは、今日も、実をいうと内山議員の発言がとても私は感銘を受けたんですけども、やはり自治会の役員をやるとするのは、非常に今、重責かなというふうに思っています。共働きの家庭が非常に多くて、先ほどもありましたが２０代の方がやられているということで、非常に私も感銘を

受けているところなんです、やはり誰もが自治会の活動に参加しやすいためにどうするか。ただ、次が当番だから自治会長お願いねっていうんじゃなくて、その自治会長の役割を自治会の中で役割分担をしていくっていうことが活動としてはいいんじゃないかなと。やはり施設を取りに行けない、じゃあ、僕が行くよとかいうような発言も、先ほど内山議員のほうからもありましたとおり、少しそういった観点の見方、今まではもうずっと自治会長さんが全てやられてたと思うんですけど、そういった役割分担をすることによって、自治会活動に参加しやすいような環境をつくっていくということが、今後、社会教育の中でも必要になってくるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 今お話がございました自治会の問題について、もう少し後に、また再度質問をさせていただきたいと思います。

その前に、地域の指導者、リーダーとなる人材の発掘・育成についてですけども、先ほどもお話をいただきました。いろんな機会を設けて、そういった育成、それから発掘をしていきたいという話ではございましたけども、学校教育では、今、たくまるボランティアとか行事の企画とか運営を推進されておりますが、一方、社会人となって、それを、せっかく経験したものを生かす活躍の場が、現状、私はないのじゃないかなというふうに考えております。そういった経験をした人は、やっぱり達成感とか満足感、そして自信にもなるというふうに思います。それから、人材の発掘・育成にも、そういったことをすれば期待ができると思います。まさに、朝、町長が言われましたかね、未来戦略に書かれているシビックプライドというのに、私はつながるんじゃないでしょうかと思っております。このシビックプライドというのは、今回初めて考え方を知ったんですけども、そういったことにもつながるというふうに思っております。

そこで、特に若い人、青年中心でのイベントを企画してはどうかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） 若い世代の、非常に参加が少ないということで、従来型の講座参加だけを求めるのではなく、やはり今の世代にはデジタル技術を活用した学習の機会の提供とか、そういった地域のイベントの参画、あるいは先ほど出ました企画、あるいはボランティア活動、若い世代の人たちが参加しやすい環境づくりが、これからは必要だというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 参加しやすい事業というのは当然でしょうけども、私が言いたいの
は、そういった若い人が中心に何か行事を企画して、自分たちがその行事を進行していきなりという
のを、そういったイベントを考えていただけたらということなんですけども。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） 答弁、ちょっと間違っておりましてすみません。そういう若い人たちが企
画をした行事というのも、今後、社会教育の中で見直し、検討を進めて、ぜひ若い人たちに参加して
いただいて、地域が活性化できる行事を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。ぜひ検討していただいて、やっぱり若い人
が元気だったらね、我々も元気になりますんで、ぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに思
います。

じゃあ次に、最後の質問ですけど、自治会の問題についてです。

自治会の現状については、町としても十分理解をされていると思います。いろんな、教育長さんの
ほうから地域活動であったり、若い世代への参加も進めていきたい、そういったお話がございました。

で、実際、自治会の中身といいますか、現状といいますかね、今回は麻郷地区で、自治会が１７自
治会があるんですけども、その会長さんの御協力をいただいて、今の自治会の内容について、アンケ
ートをちょっと取らせていただきました。内容は、自治会での行事はどんなのがあるかとか、自治会
でのいろんな問題点はどのようなものがありますかとか、町に対する要望、意見などを回答をいただき
ました。それを見てもみますと、皆さんの地域に対する思いや心配など、本当に真剣に考えておられる
なというふうに感じました。この場をお借りして、お礼を申し上げたいと思います。

内容の一部を紹介しますと、先ほどからいろいろお話が出ておりますけども、高齢化により草刈り
とか掃除の負担が大きくなったとか、役員の成り手がなくなるとか、未加入世帯が増えてきていると、そ
ういった問題。それから空き家の問題等の話がありました。中には、補助金や報酬を上げてほしいと
いうふうな要望もありました。こういった問題は、今、どこの自治会でも同じ問題だというふうに思
います。こうした問題は自治会だけでは、今の状態では解決できるものではないというふうに思いま
す。このままでいきますと、いずれ自治会が成り立たなくなるんじゃないかなというふうなことも考
えられます。この問題は大変難しい問題でして１年や２年で解決するものではないとは思いますが。

ということで、本来は総務課の管轄かもしれませんが、まずは社会教育の観点から、そういったテ
ーマを取り上げていただいて、いろんな方に声をかけていただいて、そういった話合いの場といいま

すかね、何か懇談会でも何でもいいんですけども、そういったときにテーマとして取り上げていただいて、今後の自治会をどうするかとか、今の問題をどうしたら解決できるかとか、そういった会を、ぜひ今、立ち上げていただけたらというお願いで、何かありましたらお願いします。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） なかなか社会教育だけで解決できる問題ではないかなというふうに思っていますが、唯一——社会教育で解決できるかどうかは分かりませんが——社会教育で担うことは、人と人とのつながりを再構築する重要な役割が社会教育の中では私はあるかなというふうに思っています。

今後、今、守田議員が言われるように、住民が地域の魅力だとか課題を共有し対話する機会を増やすということは、非常に私は今からの地域社会の中では必要じゃないかなというふうに思っていますので、そういう機会ができるように、また検討、研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） ありがとうございます。

前向きな御回答をいただきましてありがとうございます。地域の活性化、それから連帯感の醸成は、やはり自治会が基本だというふうに思っております。で、それを形成する班であったり、人だったりというのが、一番私は大事なことだろうというふうに思っております。時代に合った自治会を考える、それを目指して、町と地域で一緒になって考えていけたらというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、守田達也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開は３時３５分に再開します。よろしくお願いします。

午後３時２５分休憩

.....

午後３時３５分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般質問を続けます。瀬石公夫議員。

○議員（７番 瀬石 公夫議員） それでは、通告に基づきまして２件の質問を行います。質問方式は、いずれも一問一答方式でお願いします。

質問事項１は、持続的な地域農業の活性化と農村の振興について伺います。これは小中議員とダブルのところも多いかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。答弁は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

このたび、田布施町の農業の未来を切り開くため、農林水産省から、様々な地域で活躍、経験豊富な堀米大樹氏が派遣されましたことは、地域にとって心強いばかりです。心から御歓迎申し上げます。

さて、本町では、国営圃場整備事業が９年度で完了する見込みですが、しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、資材価格の高騰などにより、地域農業の維持が大きな課題となっています。また、農村地域では人口減少や地域コミュニティの弱体化も進み、農業だけでなく、農村そのものの持続性が問われています。一方でスマート農業技術の導入、法人化や集落営農、新規就農支援、都市部との交流拡大など、新たな可能性も広がっています。本町においても、将来にわたり持続可能な地域農業と農村環境を守るため、積極的な施策展開が必要であると考えます。そこで、次のことについて質問いたします。

１、本町における農業従事者の高齢化及び後継者不足の現状をどのように認識しておられるかお尋ねします。

次に２番で、新規就農者や若手農業者の確保に向けた取組状況と今後の支援策をお尋ねします。

３、集落営農組織や農業法人化への支援強化についての考えはいかがですか。

４、ドローン、自動運転農機のＩＣＴ活用など、スマート農業導入への支援状況をお伺いします。

５、小規模農家でも導入しやすい補助制度や共同利用体制の整備についてどう考えるかお尋ねします。

６、人手不足対策として省力化農業をどのように推進していくのかお尋ねします。

７、耕作放棄地の現状と今後の増加見込みをどう分析していますか。

８、農地集積・集約化の推進状況はどのようになっていますか。

９、地域ぐるみで農地を守る仕組みづくりへの支援についてお伺いします。

以上、質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず１点目の、農業従事者の高齢化及び後継者不足についてのお尋ねでございますが、昨年実施されました農林業センサス２０２５について、都道府県別で見ますと、山口県では２０２０年と比較い

たしまして基幹的農業従事者数は32.2%減少しております。また、平均年齢につきましては72.5歳となり、2020年の72.2に比べまして0.3歳微増しているとともに、全国平均の67.7歳と比べ高齢化が進んでいる状況でございます。田布施町でも同様の状況で、農業に関わるプレイヤーの確保は急務であると認識いたしております。

次、2点目の、新規就農者や若手農業者の確保への取組と今後の支援ということでございますが、これまでも地域おこし協力隊の募集、新規就農・移住者の確保を目的とした体験ツアーの実施、農業への企業参入支援等に取り組んでまいりました。

今後は、4月に新たに設置いたしました田布施町農業支援センターの活動の中で、これまで行ってきた取組を加速化させ、田布施町の農業の未来を担う農業者の確保に取り組んでまいります。

次に3点目の、集落営農組織や農業法人化への支援強化についてのお尋ねでございますが、本町では国営圃場整備を契機として農事組合法人の設立や企業参入が行われ、これらの農業法人に対しましては、柳井農林水産事務所及びJA山口県と協力し、継続的な経営・営農支援を行っております。

法人によりましては課題は様々でございますが、持続的な農業経営が行えるよう、田布施町農業支援センターの設立によって構築いたしました関係機関との協力体制を基盤としつつ、引き続き支援を行ってまいります。

次に4点目の、ドローン、自動運転農機、ICT活用など、スマート農業導入への支援状況はどのようなお尋ねでございますが、スマート農業の導入に関わる支援は、主として国や県の補助事業により行われます。現在、町内の一部法人におきましては、水田の水位を遠隔で観測できる機器を導入し、山口県の事業を活用した実証が行われているところであり、町としても県と連携して、実証及び実証後の導入に向けた法人との調節を行ってまいります。

町といたしましては、田布施町農業支援センターの枠組みを通じ、スマート農業の導入に当たって活用可能な補助事業や事例紹介を積極的に行うなど、スマート農業の導入に向けた支援を行ってまいります。

次に5点目の、小規模農家でも導入しやすい補助制度や共同利用体制の整備についてのお尋ねでございます。

現在、こうした町独自の補助制度はございませんが、スマート農業の導入に関して言えば、国や県の補助制度がございます。これらの補助事業は計画認定等の要件はあるものの、法人に限らず個人の農業者も対象となります。

また、中山間地域直接支払制度においては、スマート農業による省力化・効率化を行う場合に加算措置が受けられる制度があり、同制度を活用して地域で共同利用するスマート農業機器の導入は可能

となっております。

このほか、ドローンによる防除作業等の農業サービスを提供し、地域の農業を下支えするサービス事業体の育成が重要であると考えており、田布施町農業支援センターの課題の一つとして取り組んでまいります。

次に6点目の、人手不足対策として省力化農業の推進についてのお尋ねでございます。

農業従事者だけでなく、人口そのものが減少していく中で、人手不足は避けて通れない課題の一つであると認識いたしております。そのような中で、先ほどお答えしたとおり、スマート農業の導入やサービス事業体の育成により、農作業の省力化が図られるよう支援をしてまいります。

次に7点目の、耕作放棄地の現状と今後の増加見込みについてのお尋ねでございます。

町の耕作放棄地の面積は、農林業センサスにより、2010年の調査で324ヘクタール、2015年の調査では311ヘクタールと、一定の減少傾向が確認されております。その後、農林業センサスによる調査対象から外れたことにより、以降のこうした具体的なデータがないのが現状でございます。

一方で、町は国営圃場整備事業が平成23年度から実施され、これまで放棄されておりました農地が復田されたことで、耕作放棄地は一定程度減少傾向にあると認識いたしております。

ただし、今後の耕作放棄地の増減につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題があるため、楽観視できるものではありません。町といたしましても、こうした課題に対応するため、農業支援センターの活動の中で就農支援や農業振興に関する施策を進めることが重要と考えております。

次に8点目の、農地の集積・集約化の推進状況についてのお尋ねでございます。

まず、農地集積の状況については、田布施町農業委員会が把握している数値として、令和7年度末時点で集積率は約37%となっており、山口県全体の平均を上回っております。そして一定の進展が見られるというのも確認をいたしております。

次に、農地集約の進捗状況についてでございますが、全国的に集約化を実施した統計データは現在のところ存在しないため、具体的な数字での御説明は難しいわけでございますが、平成23年度から実施しております国営圃場整備事業の成果もあり、町内では法人化の進展や農業者の規模拡大が見られ、1人当たりの耕作面積は確実に拡大いたしております。これは農地集約の進展していることを示しているものと認識いたしております。

最後になりますが、9点目の、地域ぐるみで農地を守る仕組みづくりへの支援についてのお尋ねでございます。

地域における農地の維持管理活動につきましては、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度を活用いたしまして、地域における草刈りや水路・道路補修等の共同活動を支援しているところであり、今後も同制度を活用した支援を継続してまいります。

一方で、高齢化や人口減少により、地域の共同活動に参加する方の減少が懸念されるところ、地域内外の多様な方々が農業や農地維持活動に参画する仕組みづくりも必要であると考え、農業支援センターの活動の一つとして取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7 番 瀬石 公夫議員） 今いろいろと答弁いただきましてありがとうございました。

答弁において、いろいろ危機感といいましょうか、高齢化対策、地域や農業の後継者が高齢化になって、担い手不足とか、そのように危機感は分かるんですが。言えば、何年度には何人ぐらい、どのような後継者を採用していくとか、他地域からそういう就農者を呼び込むとか、やはり数値目標とかいうのが要るんじゃないかと思うわけです。企業においても、このぐらい採用して、こういうように売上げを伸ばしていくとか、そういうマネジメントというのが。

これ、危機感は分かるんですよ、みんなそう思うちよるんですが。やっぱりこれから前に進もうかと思うと、そこで数値目標や期限を切って、それができないからどうの……、できなければ、それは会社だったら役員でも下ろされるかも。あんまり売上げでも下りたり……、ホンダなんかは今大変になっているように。そりゃあ目標を定めたら、ある程度いかなきゃいけないけど、目標がなければ何にもできんと思うんです。ただ、困る困る、農業の次の担い手がいなかったか、そういうだけじゃ、私は絶対前に進まないと思うんです。

そういうことで、何かそのあたりの、これからそういう目標を定めて前に進もうという御計画があれば教えていただきたいと。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。

しかし、農業というのは、そういうものが立てにくいというか、国の施策によりましてまころころ変わりますが、それだけ農業というのは自然相手、また、立てにくいという、生産が計画的にできないというのが基盤でございます。

しかし、今おっしゃいましたように、もう少し時間を頂きますと、今はその状況を把握している、お話をしている最中でございますので、今、町が決めますと、誰が決めたんかということになってしまいますので、当然、集落営農法人とか法人さん、また J A さんとか県、そういったこととお話を

しながら、じゃあ目標をどうしていこうかというのは、民主的なその話合いの中で全体として目標を決めて、各事業体が協働して協力していくということにすると強い目標になると思いますので、もうしばらくお時間を頂いて、しっかり状況をまず把握して、どうした点がいけない、じゃあどの程度いけない、じゃあどの程度上げたらいいかというのを把握をさせていただきますので、もう少しお時間を頂きたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 分かりました。

そして、言えば地域おこし協力隊ですね、これもなかなか、この田布施に最近、採用しても来られないと。そういうところで、採用するとき、何で必要なのかということをはっきりと相手に知らず。そして、この田布施に何人ぐらい必要なのかという、そういう計画を立てられて、もう一度農業を支援してくださる、そういう地域おこし協力隊等の募集をされたいと思うんです。今まで地域おこし協力隊で来られても、あの辺に行って地域の人と農業、地域おこしをやってきなさいと漠然と言われても、来られる方も若い人だし、なかなか分からないと。そのうち、何をしたいか分からんから、やりがいがなくなって帰っていくというような話も聞きました。

そういうことで、この前来ておられたのは私の学校の後輩だったんです。それでちょっとお話をしたら、東京とこっちじゃ、ちょっと状況も違うんかも分からん。そのあたりの仕事を何をしていいんか、何を必要なのかと、そのあたりをしっかりと計画をされて、今後採用していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） また明日にでも、新たな地域おこし協力隊、農業部門の御紹介というか説明のほうをさせていただくんですけれども、これまで3年の任期を終了して、また次の方というような、継続性がなかなか保てないという部分が課題でございましたし、また、移住定住に直結しないという部分の課題もございましたので、今後、このたびの協力隊の方がかなりのやり手ということで、その辺も踏まえて、次の手という部分も同時にこの3年間の中で考えながら、新たな協力隊も二段構えのような形でできないかというのは、内部で検討のほうをさせていただこうかなと思っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そうですね、明日、高月議員さんのほうが、何かこの件について質問されるということなので、今のことを踏まえて、また答弁をよろしくお願いいたします。

農業で一番大変なのは草刈りなんですよね。先ほどからいろいろ出てる地域の活動でも草刈りが大変なんだというようになっているわけで、農業者、農業担い手さん、人の田んぼを借りて耕作される

方、面積が相当、10町歩とか増えるわけですね。そうすると、その周りにある町道とか、それは全部その人がやらんにゃいけんと。部落でも、お手伝いは環境保全会とかいうんで、いろいろ今までお手伝いしちゃったんですが、みんな高齢になって、なかなか手伝いができない。そして部落の人がみんな出ても、みんな歳を取って話ばかりして、国から補助は来る、日当はもらうけど何にもできません。結局、担い手さん、その人に全部かかっていくというような状況なんです。百姓する、3町とか10町とか作る人がやらなきゃいけなくなると。そういうところに何か手当ををしなきゃいけないんじゃないかと思うんです。実際にそこで草を刈る人にお金が行くように。地域でやれと言っても、今の環境保全会なんかにお金 comes んですけど、なかなかうまく回らんわけなんですね。それを全部なくせと言うんじやなしに、実際に草を刈る人に補助が行くような制度というのをやられたらいいと思います。

それで、今うちの辺りで作ってもらっているのは農業と建設業をやっておられるんで、草を刈ってあげるよと言って、それは環境保全会のほうから僅かは出さんにゃいけんと思うんです。建設業をやっておられるんだから、この間ユンボを持ってきて、ユンボの前に何か草刈りの機械をつけて、あっという間に刈って帰られる。そういうところにいろんな補助が行くように。地域にお金をあげて、それなら草がみんな刈ってもらえるかと思うと、それはちょっともう田舎じゃ無理になっているわけです。みんな70じゃ80じゃの人がいて、そのぐらいの年になるとなかなか草刈っても長続きせんのですよね。30分ぐらいやったら大分休まんにゃいけん。

その辺を、実際に草刈りや、それから認定農業者なんかのそういう大規模に農業されている方、それらにみんな、町道とか、そういう草刈りの負担がかかっている、その軽減策をどう考えるかということで、ちょっと私、分からないんで聞くんで。国道とか県道とかいうのは、県と国がほとんど草刈りよと思う。それには相当なお金がかかっていると思うんです。そういうのをそういうところに回すというような施策は取れないかなというような、これをちょっと思うわけですが、そのあたりのお考えがあれば。

○議長（南 一成議員） 堀米副町長。

○副町長（堀米 大樹君） お答えいたします。

御指摘のとおり、地域の活動、特に草刈りが非常に苦労があるということで、ただ、その地域活動に参加される方々が高齢化をして維持が難しくなっているということは、田布施町に限らず全国的な課題であるというふうに思います。そのような中で、農業経営者の規模が大きくなっていったり企業参入を進めていくと、そういった主たる担い手の方に草刈りが全部集中してしまうと、今度は新たな企業参入なんかが敬遠されるということもありますので、そういった草刈りの役割分担というのを少

し整理しなくてはならないのかなと思います。

先ほど町長から答弁ございましたけれども、そういった維持管理、農業のサービス事業体というものを少しつくっていった、そういった草刈り等を担えるような事業体というものを育てていくということも一つ重要なんだろうと思います。

また、今お話があった環境団体、中山間地域直接支払制度のことかと思いますが、そのほかにも多面的機能支払制度などは、いわゆる日本型の直接支払制度でございますけれども、今、国のほうで制度の見直しの検討が進められているところでして、この制度の枠組みが来年度に向けてどのようになるかというのは少し注視をしていきたいと思います。この枠組みが変われば、それに合わせて現場でも役割分担を変えて、そういった作業者にお金を落とせるような仕組みがつかれるかも分かりませんので、まずは国の見直しを見つつ、それに合わせて地域が動けるような、そういったことを支援センターのほうで整理をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今聞かしまして、日本全国的な高齢化、農業をやっておられるのは高齢化ということと、今、直接支払交付金のほうも国のほうで見直しがかかっているということで、その辺は一つの意見として言ってもらえると助かると思います。

ちょっとそれで話が……、関東地方とか大阪近辺のそういう農地ちゅうのは、やっぱり若い人が農業者おってんですかね。埼玉とか千葉とか、東京でもちょっと都下に入ると畑やら田んぼがありますよね、結構。そういうのはみんな若い人がやりよってんですかね。やっぱり、あの辺りでも高齢者ばかりかし。分かれば、分からなきゃいいです。

○議長（南 一成議員） 堀米副町長。

○副町長（堀米 大樹君） 全国的な傾向というか、私の知っている限りの事例で申し上げますと、やはり関東平野ですとか東北の大きな地域というのは広大な面積、100ヘクタール以上とか、そういった面積をやらなければなりませんので、そういったところでは世代交代が行われていくのかなと思います。

また、大きな法人は、もはやどんどん、昔では農地を貸してくださいという状況だったんですけども、今はもう農地を借りてくださいというような状況に変わってきているというふうに聞いていますので、そういった中心経営体に、ほかのリタイアされた方は預けていった、もう自然と世代交代が起こっているようなことは聞いています。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） どうもありがとうございました。大体、関東のほうを見たら農地は広いし、若い人たち、もうかるんですよね、あの辺りは。よく分からんけど、そんな気がします。

それで、先般、農業設備の融資のことでちょっと相談というか話があったんですけど、国の農業施設投資向け融資にはスーパーL資金、農業近代化資金がありますよね。それで農地取得や農業用施設、機械の購入、長期運転資金など幅広い投資に利用できるが、この融資制度の窓口はどこなのか、県かとも思いますが、ちょっと教えていただきたいと。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 融資全般、地域では自治体のほうで窓口となっております。種別によって県に御相談させていただくものもございますし、今おっしゃられたスーパーL資金等は政策金融公庫系ですので、国等も紹介のほうをさせていただいたり、近代化資金でしたらJAのプロパー資金ですので、そちらのほうに御相談をさせていただいております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 私がちょっとその人から聞いたのは、県に行ったけど、あんまり取り合ってもらえなかった。行った途端、貸されんというような言い方をされた。そうすると、町においたら経営状況なんかも分かりますよね。県に直接行ったって、県がこの人誰か分からんで、それはそうだろうと思うんですよ。それで町のほうに、まず行けと言えればいいですね。それなら町は大体その人の経営状況は分かりますよね、認定農業者だったら。それで紹介していただいて。

町に行ったら、これじゃ駄目だとか、そういうのも、あるのはあるんですか。それで、事業計画はもちろんつくらんにゃいけんですけど、簡単に言ってどういうのが駄目なんです。仮に50町ぐらい作りよって、資金計画というのを、どういうのがなけりゃ当てはまらんとかちゅうのは、大体で。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） しっかりやられている営農者であってもかなり厳しい審査基準がございますので、あとは新規就農者向けの融資もございますので、それはそれぞれ個別で資金力だとか返済能力だとか、そういった部分がきちんと計画の中で裏づけされているのかという部分は見られると思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 分かりました。事業計画、資金計画とをちゃんと作っていかんにゃいけんちゅうことですよね。お百姓さんちゅうか認定農業者では、なかなかその辺が作るのが慣れちよらんから御指導ください、町のほうへ行ってくださいと言います。

それで、今はうちの部落でもそうですけど、病気になったり、急に来年から、もう年を取って作

れんくなったからというんで農業を辞める方が多いんです。誰か探してくれと、ここを作るの。そういうのを早めに、農業の継承というか、離農する前に農地継承をどう進めたらいいかという、そういうのを何か町のほうでいろいろ指導されたらどうですか。もう、こうなって、将来なかなか困っておられる方もいらっしゃるんですよ、そういう農業が続けられないような方は、どうぞちょっと相談に来てくださいと。それで早めに手を打つとどうにかなるんですけど、来年から作れ、急に。それは80近うなったら、来年どねえな病気になるか分らないですわね。病気になった途端、ばたばたするような事例が多いんですが、その辺、経済課のほうで何か考えられるんですかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） どの程度の規模の面積でされている農業者の方か、また自営で、自家消費米だけでやられている兼業農家なのかで、ケース・バイ・ケースで状況は変わってくると思いますが、経済課のほうでは御相談を、どういったことなのかというのはお聞きしますので、お問い合わせいただければというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） この間も、私もそうですが、経済課のほうで担い手を見つけていただいて、今、いい人が来られて、ドローンを使ったり、大きな機械を使ってちゃんとやっていただいているんですがね。私ら、慌てたわけですよ。作ってもらっているのが、今年作った田んぼが、体が悪うなって、もう来年からやれんよと。経済課で見つけてもらったからいいんですよ。早めにそういう相談窓口をしちよと。このたび見つからなかったら、1年遊ばさんにやいけんようになるですわね、田んぼ。そういうことです。ひとつよろしく願いいたします。

それと、さっき内山議員の質問にもありましたように宮崎県の高鍋町に行きましたら、ふるさと納税が54億円あったと、多いときは。それで、内容といたら何かといえば農産物、やはり畜産で54億円。あらら、これは田布施町の予算の半分がふるさと納税で入るようだと驚いたんですが。田布施の農業の売上げといたら4億4,000万円ぐらいですかね。ちょっと昔のデータじゃから、今もっと下がっているかも分かりません。そうなると、ふるさと納税の10分の1以下ということは、考えたら農業は成り立たんちゅうことですわね。田布施と同じぐらいの人口じゃったです、高鍋町。それで54億円、売るものがあるちゅうことですわね、そういう農業のもので。田布施のほうで、米で全部売っても4億4,000万円。

それから、今度、農業を成り立てるといったら、先ほど堀米副町長も言われたように、農業と何かの事業を見つけないやいけんと言われた。そのとおりだと思います。農業だけで、それか農業の工場を造るとか。この間、ちょっと人が話をされちよったんじゃけど、水耕栽培をして、下で魚の養殖を

するとか何か考えんと前に進めんと思うよ。米だけ作ってるんじゃ——米でも50ヘクぐらい作りや
どうにかなるんですか。3,000万円ぐらい売上げが出たら。その辺ちょっと、これからのあれです
が、御教示いただければと思います。

○議長（南 一成議員） 堀米副町長。

○副町長（堀米 大樹君） お答えいたします。

先ほどのお話のありました宮崎県の例では畜産業が盛んであるということで、非常にふるさと納税
の返礼品に貢献しているということだと思います。農業というのは地域に根差して、歴史のある作物
が適地適作で作られてきたということかと思いますので、その地域で、じゃあすぐに畜産をすればい
いじゃないかといっても、なかなか難しいところがあると思います。

ですので、まずは、今田布施町で行われている農業をもう一度見直して、その中で輝くものがあれ
ば、ふるさと納税にしていけばいいわけですし、先ほど瀬石議員からも御指摘ありましたとおり、農
業だけでは難しい場合は、それ以外の産業と掛け合わせて副次的な収入を得てもらうようなモデルを
つくるといふことかと思います。

今すぐに、これをやればもうかりますよということは具体的に申し上げるのは難しいわけではあり
ますけれども、これからいろいろな方々からのお話を伺いながら、支援センターの中で検討を進めて
まいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） ちょっと話がそれるかも分かりません。私がずっと昔、車があんま
りない頃、この辺りでもあまり持っている人がいない頃、ちょっと東京へ行ったら、学校に車で通い
よるわけですね、ピックアップみたいな。なんでこねえな車へ学生が乗って……。お百姓じゃから、
朝、市に野菜を出してくるちゅうんです。そのぐらい、関東周辺だったらもうかるちゅう、そういう
のがあるちゅうのを。それで北海道のほうから来ていた人が、サラリーマンの方で、北海道のほうじ
ゃったらサラリーマンより農業のほうがお金持ちよと言われてます。それ、相当前の話ですよ。昭和
40年当時の話。今でもそんなもんですかね。関東近辺だったら相当もうかる農業ができると。やっ
ぱり苦しいですか、農業ちゅうのは、日本中どこでも。

○議長（南 一成議員） 堀米副町長。

○副町長（堀米 大樹君） 一般論でなかなか申し上げるのは難しいですけども、もちろん関東近辺
というのは東京、横浜といった人口集中地域がありますので、平野部で農業がしやすく、一大消費
地が近くにあるということは地理的にも非常に有利でありますので、農業が一般的にはやりやすいと

いいですか、農業産出額も大きいというふうになってます。

北海道も、当然ながら1人当たりの土地というのは桁違いに広いわけですから、農業を主とした所得というのは非常に高いというふうに統計上は言えると思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） この辺りに住んでいると農業じゃ収入もないし、生活ができないというものが定着しておりますが、その辺で、やり方次第じゃどうにかなるかも分かりませんので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、以上で質問を終わりまして、次の質問に移ります。

それでは、質問事項2は、光回線を活用したテレビ視聴環境及び情報インフラの改善についてお伺いします。答弁者は町長でお願いします。

それでは、2点目の質問をいたします。本町では現在、地上波で視聴できる民間テレビ放送が限られており、フジテレビ系列及びテレビ東京系列の放送を視聴することができない状況が長年続いています。アナログ放送時代には遠距離受信によって県外局を視聴していた家庭がありましたが、地上デジタル放送への移行により、そのような受信が困難となり、結果としてテレビ視聴環境が以前よりも制限される地域となりました。

また、他市町から転入してきた住民から、本町のテレビ視聴環境に驚き、不便を感じるという声があります。特に子育て世帯において、生活環境の面での課題として感じているとの意見も聞かれます。

一方で、本町では光回線が町内全域に整備されており、情報インフラの基盤は既に整っています。さらに、防災行政無線やホームページ、LINEなどを活用した情報発信の取組も行われています。近年、多くの自治体では既存の光回線を活用したIP方式ケーブルテレビ、光回線テレビを導入し、テレビの放送の再放送だけでなく、防災情報等の発信にも活用する事例が増えています。このような仕組みを活用すれば、新たな大規模インフラ整備を行うことなく、比較的低コストでテレビ視聴環境の改善や情報発信手段の強化を検討できる可能性があります。

また、スマホを持たない高齢者にとって、テレビはほぼ全ての家庭に普及している媒体であり、災害時の情報伝達手段としても極めて有効であると考えます。そこで、次のことについてお尋ねします。

1、本町においてテレビ視聴環境の現状について、町としてどのように認識しているのかお伺いします。

2、町内全域に整備されている光回線を活用したIP方式ケーブルテレビについて、導入の可能性や検討状況があるのかお尋ねします。

3、テレビを活用した行政情報や防災情報の発信など、情報インフラの活用について、今後どのような取組をしていくのかお尋ねします。

以上、町の考えをお聞きして、私の質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず1点目の、本町におけるテレビ視聴環境の状況と町の認識ということでございますが、本町では石城山にある柳井中継局から地上波を主に受信し、NHK 2局と民放3局が視聴できるということになっております。議員おっしゃいますように、ある特定の放送局が見れないというのは昔からの課題でございますが、随分テレビ環境も変わってきましたので、10年前の環境と大分変わってきてるんじゃないかなという認識は持っております。しかし、そういう整備ができてないというのは事実だろうと思います。

2点目の、町内全域に整備される光回線を活用したIP方式ケーブルテレビについて、導入の可能性や検討状況があるかとお尋ねでございます。

ご提案のIP方式ケーブルテレビとは、通信事業者により敷設された光インターネット回線を利用したケーブルテレビ放送ということでございます。この方式については、ケーブルテレビ事業者が通信事業者を利用の申込みを行い、ケーブルテレビでのサービスを提供するものとなります。

本町としては、民間企業同士のお話でもありますので、そうした点について事業者の方へも以前説明した経緯もございますので、今後、動向を見守りたいと思っております。

最後に3点目の、今後の情報インフラの活用についてのお尋ねでございます。

本町では、ホームページや田布施メール配信サービス、田布施町LINE公式アカウント、防災行政無線など、多角的な情報発信に努めているところでございます。

一方、テレビは全世代、特に高齢者層に対して非常に有効な情報インフラであるとともに、スマートフォンやインターネットの操作に不慣れな高齢者層をはじめ、いわゆる情報格差への対応が大きな課題となっていることは認識いたしているところでございます。

情報インフラの防災情報の発信につきましては、Jアラートが導入されたことにより、災害発生時や発生するおそれがある場合、自治体や気象庁、ライフライン事業者などが発信する避難情報や被害情報といった地域住民に必要な防災情報をテレビのデータ放送やテロップ表示、テレビ局、新聞社、防災・ニュースアプリ、携帯キャリアの情報伝達者に瞬時に一斉送信され、タイムラグや伝達ミスなく、地域住民がスピーディーに防災情報を受け取れる情報共有基盤を構築いたしております。地域住民の皆様には、災害発生時や発生するおそれがあるときに、今一番使っていただきたい情報ツールと

思います。

今後も多様な情報インフラの効果的な活用を図り、防災面では、町民の皆様のデジタル習熟度にかかわらず、誰一人取り残さない、迅速で確実な情報伝達体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） この光回線はNTTがやっている、それを利用して、このIP方式のケーブルテレビをやったらいいじゃないかということをお聞きしたわけですけど。民間業者がやっているのは、今、Kビジョン、アイ・キャンが入るんですかね、周防ケーブル。その辺はよく分かりますけど、いろいろ調べてみると、行政がそれを使ってやるというようなことが今、補助金が国のほうから、DX化、そういうことで進めておるんで、自治体でそれをやれるというようなのも聞いたんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） すみません。申し訳ございませんが、そのような補助金があるというの、ちょっと認識がありません。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それで、地方自治体でそういうケーブルテレビを運営されているというのは、今そういうのが進んでいると聞いているんですが。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） 申し訳ございません。その件もちょっと存じ上げないです。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） はい、分かりました。それなら、ちょっと。

それと、そういうことで、さっきのはよく分かりました。既存の光回線インフラを活用した民間のケーブルテレビ事業者ですね。これが、さっきのはそれをどうするか。民間のあれはもうIP方式を今使ってるかどうかは分からないけど、Kビジョンなんかは、ずんずんそういう形の流れになっていってるといように聞いております。

そういうことで下松のKビジョンですね、これは光ケーブル化を進めており、その基盤の上でIP伝達方式の対応を進める流れにあると、そのようにデジタル化をしているんなものが見れると。先ほど言いましたテレビ東京やフジテレビなんかも見れると。東京のほうの人から見るとびっくりしてでしょうね。もう50年も前からテレビ東京ちゅうのは見よった、競馬ばかりしやりよったが、今は普通のをやりよるですが、そういうことで。そういうKビジョンとも、遅ればせながらも、その

辺よくKビジョンとのお話とか検討をされたことはありますか、最近。アイ・キャンでもいいです。
どっちから引っ張るかでも。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） お答えします。

ちょうど1年ほど前だったと思うんですけれども、事業者の方、たしかKビジョンさんだったと思うんですが、町長を訪問されまして、田布施町内でケーブルテレビのサービスの展開についてのお話をされました。それを検討しているということで、先にお話をということで町長を訪問されたというのを記憶しております。

ただ、その後サービスが開始されたという話は伺っておりませんので、まだ検討されている段階なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） Kビジョンはそういう流れにもなっておりますが、KビジョンはN T T ドコモの I P 通信網サービスの取扱事業者になって、I P ネットワークを使ったサービス提供に関わっちゃうということじゃから、ずんずん進んできちよると思いますから、もし、このKビジョンなんかが、そういう I P 方式なんかをやられたら、あまり乗り遅れるちゅうのはどうかなちゅう気がいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） さっき課長が申し上げましたが、確かに、Kビジョンのほうが来られました。

I P を使ったケーブルネットのサービス提供、どうぞというふうに、私、申しました。民間事業者が、資本投資をして、民間事業者と話をしてサービスされるんでしたら、どうぞというお話はしました。

しかし、田布施のチャンネルをつくれとかとなると莫大な金がかかりますし、例えば議会の放映とか、いろんな田布施チャンネルとか、そういったところまで手を出すと、今はニーズも限られておりますので、民間同士でサービス提供が可能なら別に、いけませんとか言う立場にはありませんということを申し上げました。

その後、全くお話がありませんので、どういうふうな経営判断をされたのか、事業計画をお持ちなのか、資金調達計画をお持ちなのか、全くその後ありませんので分かりませんが、一つ申し上げましたのは、ここには引くけど、ここは引かんとか、瀬戸には引くが、農村には引かんとか、そういったことをやられると行政としたら面白くないから、やられるんであれば覚悟を決めて、町全域でやるような覚悟をお持ちくださいというのは申し上げました。分かりましたということで帰られましたが、

その後お見えになりませんので、どうなっているかというのは存じておりません。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 昔、周防ケーブルネットが、あそこの町のほうだけ引かせてくれと、無料でと言った。あの頃はケーブルテレビの線を引かんにゃいけだったんですが、今度はインターネット回線を使うんじゃから全体に、馬島は無理なんで、そのぐらいでいけると思うんですが。

今言われたように、とにかくテレビとかそういうのが見たいと。広島ホームを見て、カープファンが多いんですね、野球が見たいとかね。私は西武ファンじゃちゅうて、あんたはそりゃ関係ないねち言われた。そういうことです。テレビだけでもいいんで、町長、もしか機会があれば。少々のお金は出されてもいいと思いますよ、こういう流れじゃから。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お金を惜しんでいるわけじゃありませんけど、費用対効果とか、どういうレベルでというのがありますので、ネットを使ったのであれば、そんなに設備投資は多分要らないはずですから。その程度の話で、企業努力でされるのであれば、どうぞというふうに申し上げました。

テレビについては、うちの孫も持っておりません。子どもも全然持っておりません、テレビはですよ。パソコンも持っておりません。スマホだけです。ですけえ、テレビで見たらちゅうていう言葉が通用しないんですよ、最近。新聞取ってない、テレビがない、パソコンがないという、そういう人を相手にしようと思うと、フジテレビとかテレビ東京とかっていう言葉がなかなか、10年ぐらい前はすごい現実味があつたんですが、今のお子さんたちにどの程度、心打つものがあるのかなというのがあって、ちょっと受け身になっていることは間違いないですが。

そういう提案があれば、別に拒む気はありませんが、町としてお金がかなり要るとかいうことであれば、ちょっと考えんにゃいけんかなという気持ちは持っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今頃の若い人ちゅうか、特にテレビを見ないちゅうのは、それは十分承知をしております。それじゃけど、田布施らちゅうのは年寄りばっかしやからね、その辺を考えて、これは議事録に残るんかね。今のはそういうことで、うそは言っていないので、そのとおりでございます。

山口県内、ケーブルテレビがほとんどは入っちゃってると思うんですね。入ってないのはわずかと思うんです。どんなですかね、どのぐらい入ってどのくらい、どんなになってるんですか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） 県内19市町のうち、17市町でケーブルテレビのサービスが提供

されております。入っていないのは田布施町と山陽小野田市と、この2つだけになっています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そういうことで、よその市町村もテレビを見ないと言いながら、よそはみんな入れているんで、山口県ちゅうのは高齢化が進んでいる。それは、町の人は見んですよ、そりゃあ、分かる。我々だって昔、町に住んでおったとき、テレビをみる暇はないもん、本当、いろいろ忙しゅうて。そりゃ分かります。田舎じゃから、こういうことで住民サービスをしていただきたいと思います。皆、年寄りには家に引き籠ってテレビを見る方が多いんで。

今、民間のほうが無料でやってくれるというようなお話も聞きまして、昔、これはお金がかかるんでということで、このケーブルテレビを、この辺りで上関、平生、光、大和、今、大和は光ですが、ここだけないということですが。最近そのような、さっきの話もありますが、いろんなIP化、今の光回線を利用してのいろんな地方自治体が主体となってIP方式のケーブルテレビ等の導入もあるということですが、そのようなシミュレーションとか検討をされたことは今までありますか、役場のほうで。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） やったことはありません。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そうだろうと思いました。なかなか田布施が進んでないところを見ると検討もされてないんだろうとっておりますが、ぜひ今、Kビジョンだけじゃなしに、ほかの方法もちょっとアンテナを伸ばして研究していただきたいとこのように思っております。いろいろと今、方式がいろんなんがあると思いますんで、よろしく願いいたします。

それでは、IP方式ケーブルテレビは全国の地方自治体でも導入事例が増えており、この方式を利用することで、新たに大規模インフラ整備を行うことなく、低コストで視聴環境の改善を図ることが可能になります。

また、本システムはテレビ放送の充実だけでなく、住民の情報環境の向上及び情報格差の解消、若者定住・移住促進のための生活環境改善、防災情報や避難情報の迅速な伝達、行政情報の発信手段としての活用、将来的な地域情報チャンネルの整備による地域活性化など、町の防災情報伝達手段の整備やデジタルインフラの活用に対して国の補助制度が設けられていると思います。町の財政負担を軽減して、IP方式のケーブルテレビの導入が可能と思いますが、これから本町で、次の事項について検討を進めていただきたく要望いたします。

○議長（南 一成議員） 時間となりましたが……。

○議員（７番 瀬石 公夫議員） １．光回線を活用したＩＰ方式ケーブルテレビ導入の可能性の調査、
２．民間通信事業者等との連携による整備手法の検討、国及び県の補助制度活用可能の調査、住民ニーズの把握のためのアンケート調査を行っていただきたいと思います。

以上申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（南 一成議員） 時間です。先ほど、議事録に載りますから訂正するんですが、ふるさと納税の視察先は高鍋ではなくて川南町ですから、訂正させていただきます。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上をもちまして本日の会議を終了し、明日は午前９時から会議を開き、引き続き一般質問から行いますので、定刻までに御参集をお願いします。

本日はこれをもって延会といたします。

（ベル）

午後４時３６分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 谷村 善彦

署名議員 高月 義夫

令和 8 年 第 3 回 (定例) 田 布 施 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

令和 8 年 6 月 1 1 日 (木曜日)

議事日程 (第 2 号)

令和 8 年 6 月 1 1 日 午前 9 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 3 0 号
専決処分の承認について (田布施町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議案第 3 1 号
専決処分の承認について (田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第 3 2 号
専決処分の承認について (田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議案第 3 3 号
令和 8 年度田布施町一般会計補正予算 (第 1 号) 議定について
- 日程第 7 議案第 3 4 号
田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 5 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第 9 請願第 1 号
上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第30号
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第31号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第32号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第33号
令和8年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第7 議案第34号
田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第35号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第9 請願第1号
上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書

出席議員（12名）

1 番	落合 祥二議員	2 番	西本 篤史議員
3 番	谷村 善彦議員	4 番	守田 達也議員
5 番	高月 義夫議員	6 番	高見 英夫議員
7 番	瀬石 公夫議員	8 番	小中 進議員
9 番	藤田枝里香議員	10 番	松田規久夫議員
11 番	内山 昌晃議員	12 番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	増原 慎一君	書 記	石本 綾子君
書 記	弘津 考一君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
副 町 長	堀米 大樹君	教 育 長	藤田 守弘君
総 務 課 長	森 清君	企画財政課長	河本 昭君
税 務 課 長	友森 康之君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	實城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	松葉 譲児君	教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前9時00分開議

（ベル）

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、松田規久夫議員、小中進議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。西本篤史議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） おはようございます。今日3問質問いたします。

最初に、今後の教育方針について、藤田教育長よろしくお願ひします。

田布施町は教育の町と言われております。長い歴史の中で、地域の伝統や教育が育ってきました。学校教育は小学校、中学校が主であります。社会教育は幼児から高齢者、内容も文化、スポーツ、生涯学習、ボランティア活動など幅広くございます。地域との関わりも重視され、地域教育ネット、コミュニティ・スクールやGIGAスクール構想もNEXT GIGA段階に入っております。

今後の教育方針をお尋ねします。

授業もデジタル化が進み、デジタル教科書になるのか、紙教科書なのか。

近隣では文化センターなどで文化展、作品展などを見る機会が多いですが、町としてはどうでしょうか。

子ども会がなくなり、地域との関わりが薄れてきました。代わりの組織はできるのでしょうか。

今回、教育長が新しく任命され、独自の教育方針をお示しいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） それでは、お答えいたします。

1点目の、授業もデジタル化が進み、デジタル教科書になるのか、紙教科書になるのかの御質問ですが、本町においては国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒に1人1台端末を令和2年度に整備し、ICTを活用した授業を進めてきたところです。導入した端末は一定時期が経過したことから、国の方針を踏まえ、GIGAスクール構想第2期として今年度学習用端末を更新し、来年度から新たな端末で実施することとしています。

現在、町内の小中学校では、令和6年度から算数、数学と英語において、デジタル教科書も併用しながら授業を行っています。また、中学校ではこれ以外の教科も併用して授業を行っています。デジタル教科書は代替教材という位置づけであり、教科用図書ではありません。

今年4月に学校教育法の一部を改正する法案が閣議決定されましたが、昨日6月10日、学校教育法の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決されました。次期学習指導要領が実施される2030年度の小学校から、順次導入される見通しのようです。秋にはデジタルを導入する学年や教科などを示す大臣指針を策定されるようです。子どもの学習や健康面など課題があり、丁寧に検討が求められているようです。

本町といたしましても、子どもが本当に考えられる環境をどうつくるか視点を置き、デジタルか、

紙かの二者択一ではなく、それぞれの長所を生かしたハイブリッド型の活用が重要であると考えております。今後も国の動向を注視しながら、子どもたちにとって最も効果的な学習環境を整備してまいります。

2点目の文化展・作品展についてお答えいたします。

文化活動は地域の文化を継承し、人と人をつなぐ重要な役割を果たしております。本町においても、公民館活動等を通じて、作品発表の機会を設けておりますが、年々出展数も減少し、出展者1人が複数出展するなど、運営体制の確保など開催も難しい状況があります。

しかし、地域住民の文化・芸術活動の成果を発表し、互いに認め合う機会は大変重要だと考えております。各公民館や図書館等を活用した分散型の展示会の開催の充実に向け、今後は町民の皆様の意見を伺いながら、田布施町の文化芸術活動のさらなる発展、継続に努めてまいりたいと思います。

3点目の子ども会に代わる組織についてお答えいたします。

少子化や共働き世帯の増加、地域社会の変化に伴い、従来の子ども会活動は全国的に加入率の低下や、運営の担い手不足といった課題に直面しております。

一方で、子どもたちの健全な育成に必要な異年齢交流や、地域とのつながりを育む活動の重要性は変わっておりません。現在では、子ども会に代わるものとして、放課後子ども教室、スポーツ少年団、ボーイスカウトやガールスカウト、青少年育成団体、公民館活動など、多様な組織や活動がそれぞれの役割を担っております。

しかしながら、これらの活動は、子ども会がこれまで果たしてきた地域全体の子どもを対象とした交流や地域づくりの機能を、完全に代替えるものではありません。子ども会には、地域の大人と子どもが共に学び合い、支え合うという独自の価値があります。

教育委員会といたしましては、地域の実情に応じて、子どもたちが地域の中で多様な人々と関わりながら、成長できる環境づくりを進めてまいります。そのため、既存の団体や地域活動との連携を図りながら、持続可能な青少年育成活動の充実に図ってまいりたいと思います。

4点目の教育方針についてお答えいたします。

本町は、長年にわたり教育の町として、多くの先人の努力により、学校教育と社会教育の両輪で人づくりを進めてまいりました。私はこの貴重な財産を受け継ぎながら、これからの時代に対応した新しい教育を推進してまいりたいと考えております。私は、全ての子どもたちが安心して学び、成長できる学校を実現することが、教育行政の最も重要な使命であると考えております。

現在、全国の学校現場においては、いじめ、不登校、問題行動の多様化など、従来の個別対応だけでは解決が難しい課題が顕在化しております。これらの課題に対しては、問題が起きてから対応する

だけではなく、問題を未然に防ぐ仕組みを構築することが不可欠であります。

そのため、私は今後の田布施町の教育施策の柱として、学校規模ポジティブ行動支援、いわゆるSWPBSの推進を明確に位置づけてまいります。SWPBSは、子どもたちの望ましい行動を学校全体で明確に示し、肯定的に支援することにより、安心・安全な学校環境を組織的に創り出す取組であります。個々の教員の経験や感覚に依存するのではなく、共通理解とチームによる実践を基盤とする点に大きな特徴があります。

具体的には、学校ごとに共通のマトリクス（行動目標）を設定し、子どもたちに分かりやすく示すこと、望ましい行動を積極的に認め強化すること、データに基づき指導・支援を改善すること、支援の段階を整理し、必要な子どもに適切な支援を行うことなどを体系的に進めてまいります。これにより、子どもたちの自己肯定感や所属感を高めるとともに、いじめや問題行動の未然防止、不登校の減少といった成果を目指してまいります。

また、SWPBSの推進は、教職員の働き方改革にも資するものであります。組織的な対応により、個々の教員の負担軽減と指導の一貫性が図られ、子どもと向き合う時間が増え、教育の質、向上につながります。今後は、県内外から注目されている田布施西小学校をモデル校とし、山口大学教育学部と連携し、校内研修の充実、推進体制の整備などを通して、段階的かつ着実に展開を図ってまいります。

学校教育においては、特別支援教育の視点を大切にし、多様な教育的ニーズへの対応を強化し、誰一人取り残さない教育環境づくりに努めてまいります。

社会教育においては、幼児から高齢者まで誰もが安心して学び続けられる生涯学習社会の実現を目指します。文化活動やスポーツ活動、ボランティア活動などを通して、人と人のつながりを深め、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

これらの教育全てを合わせて、「ポジティブタウン田布施」を田布施町の教育キャッチフレーズとして推進してまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましては、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。本当すばらしい答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、デジタル教科書ですね。先日の新聞とか、今日の新聞にもちょっと出ておりましたけども、

今までは私ら小さいときからずっと紙ベースですよ。今のGIGAスクールになってタブレット入ってきて、今併用してますよね、紙の教科書とタブレットをですね。今後、先ほど閣議決定で決まったと言われましたけども、今度ハイブリッドと合わせて3つほど紙だけの教科書、紙とタブレット、タブレットだけのデジタル教科書、3つ選べるわけですけども、どうもデジタル教科書だけというのがちょっと評判がよくないんですよ、御存じのとおり。

スウェーデンで昔すごく国際的に学力が上がって、スウェーデンがデジタル教科書にしたんですよ。それで結果はどうかというと、すごい学力が落ちて、また今、紙に戻したそうです。ということは、走ってこけた選手を見るよりか、こけたらこっちはこけないようにちょっと様子を見て、デジタル教科書1本というのはちょっと危ないんじゃないかと私は感じております。ということはハイブリッドか、紙だけとか、いろいろ方法があると思いますね。特に低学年は、デジタル関係はあんまりよろしくないと思います。中学生とか高学年であれば、デジタルタブレット、当然いいと思いますけれども、やっぱり低学年は今までどおり紙ベース、そのほうがいいと思いますがどうでしょうね。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） それでは、御質問にお答えいたします。

私も西本議員と考え方は一緒で、やっぱり低学年には、まだデジタル学習用端末を持たすのはちょっと早いかないというふうに思っています。子どもたちの発達段階に応じた学習用端末の活用を、今後は図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） どうも私の考えでよかったと思います。特に幼児期、低学年はやっぱり感性とかそのへんがちょっと発達段階ですからね、そこでちょっとあーいったデジタル関係、今、幼児期からタブレット、スマホ、これを見せて保育する家庭が多いんですけども、やっぱりちょっと影響が出てくるような気がいたします。それもちょうとよくお願いしたいと思います。

次に、文化展の関係ですね。以前は、中央公民館があったときには、文化展とか、そういったのがよく展示されておりました。今、中央公民館がなくなって保健センターになったわけですけども、そこではちょっと展示が難しいかなと思うんですけども、ほかの方法ですね。今後、田布施駅出来て、今の交流スペース、そういったところで展示したりというのも一つの手かと思いますが、どうでしょうね。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） それでは、質問にお答えいたします。

駅も一つの方法だと思ってます。ただ私が一番思うことは、社会教育の目的をどう果たしていくかというところだろう、視点はそこだろうと思ってます。多くの方に見てもらうのがいいのか、それから、昨日までの私の社会教育の答弁の中にもあったと思うんですが、地域のコミュニティーが希薄化しているというところで、地域の参加を広げて自治会をより充実するのであれば、分散型のほうがいいかなというふうに思っています。

トータルでいくと、各公民館活動で展示をして、さらには優秀なところは1か所に集めて、町民の方にもそのすばらしい作品を見ていただくということが、一番ベストではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） いろんな生涯学習講座ございます。各公民館まつりにおいて、文化展とかいろんな展示されております。麻里府は公民館まつりとか文化祭とか文化展とか、そういった名前でやっておるんですけども、なかなか作品を集めるのが大変そうで、各公民館もそれぞれ展示されておると思いますけども、だんだん少なくなれば1か所で、どこかでまとめてするという方法もあると思いますがどうでしょうね。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） お答えいたします。

私も西本議員の意見に賛成とか一緒にございます。やはり公民館活動で、やっぱりそういったところに出展者に負担がかかるような芸術作品では、私はよくないというふうに思っていますので、今後、各公民館活動における出展数が減るような状況であれば、1か所に集めて展示をするという方法もあるというふうに思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ぜひお願いしたいと思います。

3番目、子ども会がなくなって、他の代替りの組織ができないかということですけども、子ども会というのは大体自治会組織なんですよ。以前は各地区で、子ども会費というのを集めて、それを子ども会に、育成会にお渡ししたという経緯がございます。

私が思ったのは、町全体で何かできないかと。これは総務課の関係も入るのかなと思ったんですけども。今、社会教育課でも子ども会やっておりましたんで、今回答弁が教育委員会になったんですけど

ども、教育委員会だけでなく、町全体でこういった子どもの育成というのを考えたほうがいいと思いますが、そのへんどうでしょうね、町長。

○議長（南 一成議員） 答弁者が教育長。駄目です。

○議員（2番 西本 篤史議員） 駄目か。

○議長（南 一成議員） 駄目です。

○議員（2番 西本 篤史議員）ということで、ちょっと教育長にお尋ねします。

子ども会、私ら小さいとき子ども会に入って、知らず知らずのうちに集まって、廃品回収したり、またみんなで海水浴行ったり、スイカ割りしたり、いろんな行事出たり、地域行事の祭り出たり、いろいろしました。地域の方が「今度祭りがあるからどうかね」というふうに声をかけてくださいまして、いろいろ行ったわけですけども、やっぱり地域の行事の窓口というのが、子ども会なんですよ。今までは子ども会の会長さんに「今度お祭りがあるから参加どうですか」ということを言ってたんですけども、今なくなると言うていくところがないんですよ。そのへんはちょっと、どっかの窓口をつくってもらったら、言いやすいと思うんですがどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） 質問にお答えいたします。

やはり母体となるものが、各自治体にあったと思うんですけども、御承知のとおり少子化、共働きによっていろんな課題が出ているので、今、西本議員がおっしゃいました、町全体で何かできないかということについては、今後検討しながら、県の動向も見ながら、補助金も取りながら、そういった活動を、できたら西本議員が会長さんであります青少年健全育成町民会議の団体と連携をしながら、こういった活動が子どもたちの育成に寄与できるような活動ができればいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ぜひともお願いしたいと思います。

4番目の教育長これからの方針をちょっといろいろ聞かせていただきました。SWPBS、私もちょっと学校運営協議会のほうでいろいろ聞いておりますけども、西の小学校がモデル校ということで、1年か2年かやられたんですかね。それで、それを田布施町全体で広めようという話なんですけども、ちょっと分かりにくいんですよ。SWPBS、アルファベットで書いて一般の方には何のこっちゃということですね、ちょっと分かりづらいと思います。そのへんを住民の方とか保護者、分かりやすく説明できたらと思います。

言い換えれば、いいことを褒めるというような感じと思うんですけども、いろいろパターンがあると思うんですけども、私ら子ども時代には、悪いことをしたらよく叱られたんですよね。褒めるばかりでは育たんと思うんですよ。やっぱり悪いことをしたり、ちょっと間違っただけをしたら、しっかり叱るということも大切だと思いますがどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 藤田教育長。

○教育長（藤田 守弘君） それでは、質問にお答えいたします。

私も2年、県の指定を受けて、最後1年目は学校独自で3年間やってきました。西の校区で地域にもこういった啓発をしてきたんですが、やはり地域の方から非常に分かりにくいというような御意見もいただいていますので、様々な分かりやすい啓発をこれまでしてきました。令和7年度、昨年度から今、田布施町全部、小学校4校、中学校1校、5校でこの実践をしてきています。また来週、町全体の先生方が集まった研修会もございますので、またSWPBSについての啓発も各学校で、地域のほうにも保護者のほうにもしてもらいたいようなことは進めていきたいというふうに思っています。

それから、叱ることも大切、私もそう思っています。田布施西小学校では命に関わること、それから人権に関わることについては叱ってもいいよというふうに、私は先生方にも話をしていました。でもできるだけ、このSWPBSというのは、褒めることが目的ではありません。子どもたちにどういう行動がいいのかということを事前に促して、できたら褒めるというのが、このポジティブ行動支援のポイントでございます。だから褒めることがありきで、この教育をしているわけではなくて、正しい行動を我々が促して、それをできたら褒めていこうというのが、この教育の目的でございますので、それと今の叱ることについてはセットで、今後教育として進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 命に関わることは本当どんどん叱ってください。それと教育、私の持論ですけども、教育は、五育（知育、食育、体育、徳育、才育）この五育、これが基本と思っています。こういった教育方針を持って、今後子どもたちをしっかりと教育していただいてもらいたいと思っています。ありがとうございます。

続きまして、第2問目行きたいと思います。高齢者保健福祉について、答弁者は東町長、お願いいたします。

町は第10次高齢者保健福祉計画を作成しております。少子高齢化の中、町の高齢化率は38.4%、今後、独り暮らし高齢者や介護サービス希望者も増えるのではないのでしょうか。団塊世代、団塊ジュニア世代を迎え、民生費も上がるのではないのでしょうか。対策として、健康寿命の延伸の取組が大事

であります。今後の取組をお尋ねします。

介護予防の取組はしているのでしょうか。

認知症になった場合の施設は充実しているのでしょうか。

地域づくりの内容、参加人数は把握しているのでしょうか。

高齢者福祉タクシー（のりーね）の評判はどうでしょうか。

特定健診、これは一般健診ですかね。今、胃のレントゲンというか、がん検診しておりますけど、これを胃カメラにはできないでしょうかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

本町では、令和５年度から８年度までの３年間を計画期間といたします、第１０次高齢者保健福祉計画を策定し、この計画に基づいて施策の展開を図っているところでございます。本年度はこの計画の最終年度となるため、現在、次の第１１次計画の策定を進めているところでございます。

本町の６５歳以上の第１号被保険者におきましては、６５歳以上７４歳未満の層が減少しており、後期高齢者層は依然として増加をいたしております。また、要介護・要支援認定者数は、令和４年３月末は９０３人でございましたが、令和８年３月末には１,０２０人と１２０人も増加をいたしております。介護ニーズは、議員お考えのとおり、今後も増加すると考えております。

１点目の介護予防の取組についてのお尋ねでございますが、本町では一般介護予防事業として、いきいき百歳体操教室、たぶせ茶屋事業を、山口県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として、高齢者の保健と介護予防の一体的実施事業を行っております。いきいき百歳体操教室は、平成２８年度から実施されており、現在１２会場で１００人以上の方が毎週１回参加をされております。次に、たぶせ茶屋事業は、高齢者の方々が気軽に集い楽しめる場の創出を目的といたしたもので、現在町内５か所で実施されており、囲碁や将棋、健康麻雀など楽しまれております。

高齢者の保健と介護予防の一体的実施事業は、レセプト情報等から個別の支援が必要と思われます高齢者を抽出し、実態把握や相談指導等を行いますハイリスクアプローチとサロン等の集いの場に出向き、フレイル予防等の普及啓発活動や、運動・栄養・口腔等のフレイル予防の健康教育や健康相談を行いますポピュレーションアプローチを行っております。

２点目の認知症になられた場合の施設についてのお尋ねでございますが、本町の介護が必要となった人が入所できます施設は、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設が各１か所、グループホームが３か所ございます。また、お隣の平生町には、定員５００人を超えます介護医療院もございますことから、地域におけます入所施設は、現在のところ充足しているのではないかと考えております。在

宅で暮らされます認知症の人は、デイサービスなど通所支援が行われておりますが、これらについても、利用が困難であるとは聞いておりませんので、現在のところ、概ね充実しているものと考えております。

3点目の地域づくりの内容、参加人数は把握しているかとお尋ねでございますが、現在、麻里府、城南、麻郷の3か所で協議体が立ち上がっております。麻里府地区の協議体は13人で構成され、有償による地域住民の自宅の草刈りや伐採等の支援、生きがい教室及びオレンジカフェの送迎支援を行っております。城南地区の協議体は構成員が9人で、生きがい教室、オレンジカフェの送迎支援を行っております。麻郷地区の協議体は構成員が8人で、毎週金曜日の午前中に麻郷公民館でぷらっとカフェを開催し、地域住民が健康麻雀等を楽しませております。

また、老人クラブ連合会には227人が加入されており、連合会が主催されますアレ・アレ教室では、今年度は健康麻雀や田布施農工高校の生徒さんと世代間交流会などを企画されているなどと聞き及んでおります。6単位クラブもございますので、それぞれ清掃活動など地域に根差した活動をされていると承知をいたしております。

4点目でございますが、高齢者福祉タクシーについてでございますが、概ね好評と認識をいたしております。「のりーね」につきましても一定の制限はしょうがないんでございますけれども、利用者からは概ね好評とお聞きをいたしております。

次、5点目でございますが、特定健診の胃のレントゲンを胃カメラにできないかとお尋ねでございます。胃がん検診における内視鏡検査、いわゆる胃カメラによる検査につきましては、国の方針によりますと、複数の医師による二重読影をすることが求められております。この二重読影は、実際に検査をする医者とは別に専門医による検査が行われる必要がございます。周東病院や集団健診委託業者等と協議はしてまいりましたが、現在まで専門医が確保できないことから、胃カメラによる内視鏡検査を行うことができておりません。

今後、県内の状況や近隣市町の医療機関と協議するなど、体制の整備の方策を検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ありがとうございます。この高齢保健福祉ですけども、私は今まで高齢者問題あんまり質問したことがございません。今年3月に私65歳になりまして、高齢者の仲間入りいたしました。誕生日過ぎたら、町のほうから介護保険証を送ってこられまして、私も高齢者になったなという実感しております。

私も老人クラブ連合会ちょっと携わっております、いろいろな方と交流しておりますけども、割と参加される方は皆さん元気いいんですね。参加されていない方も農作業をしたり、うちの近所のおばあちゃんも90歳過ぎても農作業行ったり、すごい元気なんですね。そういうことを思うと、やっぱり体を動かしたり、いろいろ物を考えたり運動したり、これが介護予防なんじゃないかと私は感じております。元気ということは、保険もあんまり使わんでいいし、医療費もかからないし、それが町としてすごく最高にいいことと思っております。フレイル予防とか、そのへんも含めて健康診断もですけども、大きな病気になる前に事前に見つけて治療する。それが町として経費節減になると思いますけれども、そのへんのフレイル対策とか、そのへんの予防、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） フレイル予防につきましてなんですけれども、健康保険課 長寿支援係のほうで、介護予防等でお話しさせていただくときに、またお話しさせていただいておりますし、保健センターのほうでも、健康に関すること等で出前講座等ございます。その際に、フレイル予防でありますとかというふうなところのお話しとかいうのは継続的にさせていただいております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ありがとうございます。最初の1番の介護予防ですけども、いきいき百歳体操ですか、これもいろんなところでやられておると思います。これは各公民館全てでこの体操をやられるんですかね。この間、麻里府公民館行ったら、いきいき体操をやっておると聞きましたけども、他でもやっておられますか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 公民館でしたら、今、城南公民館、麻郷公民館、麻里府公民館の3か所で行っております。そのほかでしたら、麻郷の福祉会館ですとか高齢者いきいき館で行っております。また、小行司のほうでも公民館の分館で行っておりますが、そのほかにも自治会でお持ちの建物を活用して行われているところもございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 私もちっと一遍体操したことがありますけれども、座ったまま体操するとかね、割と高齢者でもできると思います。あと、たぶせ茶屋、健康麻雀。健康麻雀というのは、麻雀したら健康になれるのかと思いますがどうでしょうね。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 麻雀やられたことがある方は御存じと思うんですけども、麻雀牌を混ぜて、そして積んで、そして牌を取ってきてどのような役ができるか考えながらやる。いろんなことを、手を使って頭を使ってという作業が非常に多くございます。ですので、介護予防のみならず、認知症予防にも効果があるというふうに言われておりますので、この令和４年以降になりますけれども、町としてもいろいろと今、力を入れているところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） 健康麻雀、何が健康かと言ったら、飲まない、吸わない、賭けない、これが健康麻雀の定義だそうです。そういうことでいろんな催し物をやっていただきたいと思います。

２番目、認知症になった場合の施設ですね。私の母親も９８歳まで生きましたが、本当亡くなる手前でちょっと認知症になりまして、結構大変苦慮しました。デイサービスは行っておったんですけども、いざ入居させようと思ったら２か月、３か月待ちということでなかなか入れないですね。これから今の団塊の世代、この方はもう少し９０歳を過ぎたら、入れる場所がないんじゃないかと思っておりますが、そのへんの対策はどうでしょうね。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 町長の答弁にもございましたとおり、田布施町内でも特別養護老人ホーム、そして老健施設、そしてグループホームというのがありますし、また近隣にもございます。また、平生町のほうに介護医療院、光輝病院さんがやられているところですけども、そちらのほうも５００床以上ありますので、総量的には充足しているというふうな認識でございます。

ただ、御希望の施設に入れるかどうかというところになりますと、当該施設の定員の状況になってまいりますので、ちょっとそこでお待ちいただくということがあろうかとは思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） 今の介護を入れる人と介護する人、職員の方が非常に不足しておりますので、もう１０年後、介護施設が大丈夫かと言ったらちょっと疑問なところがございます。

３番目、地域づくり。今の田布施町の１０次田布施町の高齢者保健福祉計画の中で、地域づくりの参加意向というアンケートを取っておりますけども、実際参加されておる方がどうですかね、参加者として参加、大体４０％とかそのへんなんですかね。もっともっと宣伝して、いろんな方にこういった地域づくり、そのへんにちょっと携わっていただいたらと思いますがどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 現在の計画を策定しておるとき、いろいろな一般介護予防事業等でも行っではおったんですけれども、どうしても参加者が女性のほうに偏っていたという状況がございます。そのような状況の是正も込めまして、健康麻雀を取り入れたところではあります。健康麻雀を始めましたところ、かなり男性の参加率も上がってきておるようでございますので、全体として参加者自体は増えてきているのかなと思っております。その参加者の中から意欲的に活動いただける方に、例えばその教室の運営をお願いするなどというふうな方針で今進めておるところでございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 分かりました。

5番目の特定健診、胃のレントゲンなんですけれども、先日、近所の方が光市、柳井市では健診で胃カメラをやっているのに、田布施町は何でできないのかという御質問をいただきました。私も健診のときにバリウムを飲んで胃カメラを撮りよったんですけれども、どうもバリウムが、飲んだら下剤を飲んだり体調が悪くなって、ここ最近胃のレントゲン撮っておりません。ちょっと調子が悪かったらカメラ飲んだらいいよと思って行かないんですけれども。やっぱり体調が悪くなるということで、なかなか胃のレントゲンを撮る方も減ってきておると思うんですね。そのへんで胃カメラと思ったんですけれども、なかなか今の町内の胃カメラを撮って、それを診てもらうところがないということなんですよね。ということで、もっとちょっとほかにも当たる場所があればどうですかね、光市の病院とか、今、周東とか光輝病院とかその辺のところなんでしょうけども、光市民病院とか、その辺は当たってみられましたか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 光市民病院のほうは、まだちょっと問合せはさせていただいてはおりません。今、ちょっと町内の先生とも、いろいろと御協議はさせていただいているところでありますし、周東病院さんのほうとかも改めて二重読撮へのお願いができないだろうかというふうなところでの話はさせていただいております。その他にも、平生クリニックさんですとか、というふうなところにも、御相談を今させていただいているところでございます。

また、他の病院等につきましても、機会があれば、ちょっといろいろとお問合せをさせていただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） ぜひともいろいろ当たっていただけたらと思います。

それでは、３番目に行きたいと思います。大規模火災防止について、答弁者は東町長お願いします。

国内の大規模山林火災など、火災が多くなっております。佐賀関、大槌町、大船渡町など、一度広がると手に負えません。火災予防条例が改正され、林野火災警報・注意報が発令されますけども、どうも周知が行き渡っておりません。

また、住宅密集地で空き家が多いと消火活動も大変だと思っております。今後の取組をお尋ねします。

団地の消火栓、消防訓練、屋内火災警報器など問題はないでしょうか。地区によっては高齢者も多く、避難方法など訓練したほうがよいのではないのでしょうか。火災警報器の補助金はないのでしょうか。林野火災警報の周知方法は今のままでよいのでしょうか。

以上お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

近年の気候変動の影響に伴い、全国各地で大規模な火災が発生しており、中でも近年の林野火災は、一度発生いたしますと、乾燥や強風により急速に拡大し、極めて深刻な事態を招いております。

本町におきましても、林野火災対策の強化や、高齢化が進みます住宅密集地における空き家対策、また、地域防災力の向上は重要な課題であると認識いたしております。

お尋ねの１点目、団地の消火栓、消防訓練、屋内火災警報器についてと、２点目の高齢者の避難方法の訓練については、併せてお答えをさせていただきます。

まず、火災が発生した場合、消火栓や防火水槽などの消防水利の確保は消火活動の生命線ございまして、町、光地区消防組合、そして地元消防団と連携しながら、定期的に点検を行っております。

訓練につきましても、この４月に行いました春季訓練では、林野火災を想定いたしました中継送水訓練を実施いたしまして、延焼防止活動の手順を再確認するとともに、団員相互の連携強化、消防技術の向上に努めているところでございます。

また、非常時に備えた各種避難訓練等の実施につきましては、４月に開催いたしました田布施町自主防災組織連絡協議会で、各地域の実情に合った災害を想定した避難訓練を行うよう、各自主防災会にもお願いしているところでございます。

町内でも、各地域によって地理的条件や人口構成、避難経路等、それぞれ異なる課題がございます。特に高齢化が進みます地域では、要支援者の対策、情報伝達、収容体制等が非常に重要だと考えております。

そのため、町では、特に障がいのある方や要介護者認定者のうち、災害発生時や発生するおそれがあるときに、自ら避難されることが困難で、避難に支援を要する方を対象に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定を進めております。今年度中にこれを活用して、関係部署、各地域自主防災組織と必要な情報共有を行い、災害時には要支援者の安否確認や避難支援にも活用できるよう整備をいたしてまいります。

また、11月29日には麻郷・麻里府地域におきまして、地震・津波を想定いたしました避難訓練を予定しており、地域住民の防災意識の向上と避難体制の確認を図ってまいります。併せて、町では同じ日に災害対策本部参集訓練を実施し、地震・津波を想定した職員の初動対応や災害対策本部の立ち上げ訓練、情報収集、意思決定訓練などを実施し、災害対策本部運営全般にわたり確認を行うことで、災害対応力の強化に努めてまいります。

今後は、林野火災を想定した災害対策本部の設置訓練も検討しなければならないというふうに思っております。

次に3点目のお尋ねは、住宅用火災警報器についてですが、建物火災の逃げ遅れによりお亡くなりになる方を未然に防ぐため、平成18年6月に設置が義務づけられております。住宅用火災警報器の補助金につきましては、一部の自治体で高齢者や障がい世帯等を対象とした購入費の補助や給付が行われているようでございますが、現在町ではそういった購入の補助は行っておりません。

光地区消防組合にも確認をいたしましたんですけど、購入費の補助事業を行っていないと聞いておりますが、実際に住宅用火災警報器を取り付けることができない高齢者世帯等を対象に、消防職員による取付け支援を行っているというふうに聞いております。

今後、補助制度の有無に関わらず、火災報知器の設置促進と適切な維持管理に向けた周知啓発について、消防組合と連携して取り組んでまいりたいと思います。

最後に、林野火災警報の周知についてでございますが、現在、林野火災警報が発令された際には、光地区消防組合から関係部署へメール・ファクス及び電話により連絡が入り、その後に町のホームページ、防災行政無線、防災メール、たぶせLINEなどを活用し、町民の皆様へ速やかな周知を行っております。

あわせて関係機関との連携を通じた、たき火や野焼き、火入れなどの火気を使用することに対する注意喚起を徹底し、林野火災の予防に努めてまいります。

今後も、迅速かつ確実な情報伝達に努めるとともに、結局、町民の皆様の防火意識、火を取り扱う時の心構え、警報・乾燥注意報が出ていないかとか、そのへんの基本的なことは周知をしていただいて、林野火災の未然防止に取り組んでまいります。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

林野火災、一度火がつくと、幾ら消火活動してもなかなか消えないです。大雨が降るまでずっと燃えっぱなしという格好ですごい被害が出ます。町内も大きな団地がございます。見田団地、泊団地、岸田団地、宿井団地、上がっているような団地は下で火事になったとき、上に燃え広がる。そのへんも想定して、どっちに逃げたらいいか、そのへんの訓練もぜひやっていただけたらと思います。

また、各団地高齢者が増えておりますので、いざとなったときに、なかなか逃げ遅れとかあると思うんです。空き家も増えておりますので、そこに火がついたらどうするのとか、その辺の訓練をいろいろやっていただきたいと思いますし、机上だけでなく、実際現場に行ってみようかなをもっとやってみてもらえればと思いますが如何でしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） ありがとうございます。

団地での燃え上がる今の訓練とか、高齢者の逃げ遅れの訓練、空き家等の火災の訓練とかですね、そういった訓練について、田布施町では令和６年に自主防災組織連絡協議会というのを新たににつくって、それぞれの自主防災組織で、それぞれ訓練をしてくださいというようなお願いをしております。

また、町においても、そういう団地空き家訓練とは違いますが、１１月２９日には地震とか、津波を対象とした訓練等もやっていきたいと思いますので、引き続き自主防災組織と連携しながら対応していきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） 自主防災組織ですよね。東田布施は割と早くから自主防災組織ができました。できた当時は、いろいろ訓練したり連絡網を確認したりしておりましたけれども、だんだん年を追うごとに、また自治会長が変わったら書類だけ回っておしまいというような格好になってきております。

そんなのを含めて、もう一度今の自主防災組織、公民館、一緒に見直していただきたいと思いますのですが、どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 議員言われる御懸念のことよく分かります。それに関しても、先ほどの繰り返しになるんですけど、令和６年にですね新たな町全体ですね、連絡協議会、組織の協議会立ち上げましたので、そういった中で公民館長また事務局長として入れて、それぞれ大きな組織の中の一つとして、取り組んでもらうように、こういったこともまた働きかけて、連絡協議会として各自主

防災組織に働きかけていきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） ぜひともお願いしたいと思います。

あと火災警報器ですね。うちも火災警報器が付いておりますけど、知らぬ間に１０年経って電池が切れたんですね。電池切れて更新するかといったら、なかなか更新しなくほったらかしというような現状だと思います。そこは、もう一度ですね、各家庭に今一度火災警報器、これの確認をしていただきたらと思いますがどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今の火災報知器の適切な維持管理について、こちらについては光消防組合ともですね、ちょっと連携して対応させていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） よろしくをお願いします。

あと林野火災警報の周知方法、私も火を入れることがあるんですけども、今は光消防のですね、ホームページ見て火災警報出てるとか、注意報が出てるとか確認しながら、ちょっとやっておりますけども、なかなか広報の防災無線とか聞こえないんです。

消防車もあの広報車が回って、何かしゃべってるんですけど何言いよるのか分からない。ホームページも、なかなか町のほうから出てこないというのがありましたんで、まあ、そのへんはもう一度、確認してもらいたいと思いますがどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 先ほど町長の答弁にもございましたけど、光消防組合から、メール、ファクス、電話により連絡が入って、その後、町のホームページ、防災行政無線、メール、新たにLINEも連携するようにさせていただきました。田布施町としても、防災情報というのは多角的に情報発信に努めているところでございますので、こちらについても、聞こえる聞こえないとかですね、いろいろありますが、しっかり情報発信に努めていきたいと思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（２番 西本 篤史議員） いろいろ御質問しましたが、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、高見英夫議員。

○議員（６番 高見 英夫議員） 高見です。３問ほど御質問しますが、いずれも一問一答で町長にお願いしたいと思います。

まず１問目ですけれども、上関の核のごみ、中間貯蔵施設の安全性についてです。昨日の新聞に、この青森県六ヶ所村の再処理工場２６年度完成は不透明、できないという記事が出ていました。再処理工場は核燃料サイクルの要で２９年前に完成する予定でしたが、トラブルが相次ぎ、また完成延長です。

他国では既に再処理工場から撤退しており、技術的に不可能と言われております。３月末には、青森県知事も工場の完成見込みがないということで、むつ市の中間貯蔵施設への核燃料の搬入を拒否しました。

中間ではなく、最終貯蔵施設になることが予想されるからです。むつ市の中間貯蔵施設に期待していた関西電力は、今後上関中間貯蔵施設に注力することが予想されます。

もし上関に中間貯蔵施設ができれば、関西電力の核のごみの最終施設になる、そういう可能性が高まってきました。さて、今年１月に中部電力の浜岡原発で、基準地震動の算定に関するデータの改ざんが発覚し、衝撃が走りました。４月には中国電力島根原発での３０年にわたる不適格部品使用が発覚しました。安全性に関わる不祥事が続いております。昨年１０月に中国電力は、上関中間貯蔵施設は立地可能とする調査報告書を町内に全戸配布しましたが、２月には経済産業省の研究機関である産業技術総合研究所、いつも産総研と言っていますが、これによる調査で国東半島から上関のそばをかすめて、周防大島に至る約７０キロに及ぶ防予諸島断層帯が明らかになりました。

町民には、原発関連施設の安全性に対する不安が高まっております。３月末には、このような情勢の中で、村岡県知事は中間貯蔵施設について、上関町の周辺４市町全ての理解が得られなければ、建設に同意しない、つまり１つでも周辺４市町が反対すれば同意しないという考えを明らかにしました。このような情勢を前提に質問させていただきます。

１、中国電力の上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設の設置に係る立地可能調査報告書には、マグニチュード７以上の地震を引き起こす可能性のある防予諸島断層帯についてと、それから、岩国米軍基地に近接する原子力関連施設として、第三国による攻撃対象となる危険性についての記載がありません。この２件について、中国電力に再調査・再検討とその結果報告を町として要請すべきではありませんか。

２、中間貯蔵施設建設では、環境影響評価は法的には義務づけられていませんが、むつ市の中間貯蔵施設では、事業者が事前に環境影響評価を実施しています。中国電力にも同様の調査を実施するよう要請すべきではありませんか。

3、昨年3月、田布施町議会は中間貯蔵施設反対決議を行いました。町長はこれまでテレビやこの議会の答弁で、私が考える限りメリットは考えられないとか、本町の将来にわたってのまちづくりや移住・定住に向けた努力にも大きな影響を与えるものだと思いますし、本町を含めて周辺の地域のイメージ低下は、少なからず避けて通れないものと、こういうふうに発言をしておられます。

そろそろ町長も知事に中間貯蔵施設反対の意思表示をされるべきではないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず1点目でございますが、防予諸島断層帯と第3国による攻撃対象について再調査・再検討という要請をすべきではないかということでございます。議員、御指摘の御質問の立地可能の調査は、目的として立地の支障となる技術的に対応できない問題の有無について事業者として判断することだというふうに聞いております。

御質問がございましたので、私も以前質問したことを整理してみたのですが、報告書では確かに調査地点周辺の陸で3か所、海で35か所、計38か所で活断層があるということは記載がされております。今回の防予諸島全体として広がったということについては、議員おっしゃるように記載はありません。

私が聞いておりますのは、耐震設計で適切に対応することしか聞いておりませんので、またこの事業計画が何回も言いますが、出てそのへんの考え方、詳細な70キロなのか60キロなのか、そのへんの断層の判断をどういうふうにしているのか、今の詳細報告を見ても分かりませんので、私が申し上げるとするのが適切かどうか分かりませんが、いずれ当然触れられると思いますので、その中で、町としても十分、中国電力また経産省からお話を聞いて、安全か安心か、安全安心でないかという判断をさせていただきたいと思います。

そして2点目の環境影響評価についてでございます。環境省が示します環境影響評価法における対象事業では、原子力発電所、廃棄物最終処分場が記されております。つまり中間貯蔵施設については、そういった影響調査についての記載がありません。ですが対象にならないという行為であっても、環境負荷から見ると、現在のような環境を守ろうという中では、やはり自主的に中国電力で環境調査をされるべきではないかと私は思っています。

先ほど御質問で青森の例を申されました。私、ちょっと気になったので調べてみましたが、ネットで見ましたので間違いかも知れませんが、立地可能性調査の報告をされて、青森県が立地に同意をして、その後に調査に取り組んでおられて、その3年後に評価が発表されているというふうに、私は

ネットでは昨日そういうふうに見ましたので、事前に立地可能性調査の前に環境調査をするということが、私の見方が違うかも分かりませんので、そのへんは後日でも高見議員の話をお聞きしてみたいというふうに思いますが、私としては当然こういったものが計画される上では、事前であろうが事後であろうが、要は事業認定を申請する前には当然されるべきではないかなというふうに考えておりますが、ちょっとはつきりしませんので、また事業計画等の発表の中でどういうふうに触れられるのかは注視してみたいと思います。

3点目の、中間貯蔵施設の反対の意思表示をすべきではないかということでございますが、今、申し上げましたように現時点では事業計画が示されておられませんので、いろいろな憶測とか分からないこと、また私が勘違いしていることもたくさんあると思いますので、そういった時点で県知事のほうへ意志表示をするというのは私は適切ではないというふうに思いますし、近隣の市町の首長さんもそういったことはされておられませんので、また県のほうからのお話があれば別ですけども、全くそういったお話は聞いておられませんので、その状況になれば適切に判断したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ありがとうございます。

この防予諸島の断層帯について、事業計画が出てからというふうに言われておりますが、断層帯は中部電力が調べてばらばらにあるというのは分かっております。

それが連結しているというのが産総研が解明したわけです。この断層というのは非常に重要なものでして、能登地震のときでも、もし志賀原発ができていたら大変な大惨事になったと言われていました。あそこに造らなくてよかったと言われていました。

ですから、これは事前にきちんと調べて事業計画の前に当然もう一度調べ直すべきではないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 河本企画財政課長。

○企画財政課長（河本 昭君） お答えいたします。

今回の立地可能性調査は繰り返しになりますが、目的として立地の支障となる技術的に対応できない問題の有無について事業者として判断ということなんですけれども、今回把握している活断層に関して、マグニチュード7クラスのものであるというふうにこの文献調査の中でたしか判断されていたと思います。それに対して建物として7クラスの地震には耐えるものというふうにありますので、今回御指摘いただいている防予諸島の断層帯ですね。私もネットの記事を新聞社さんの記事を見ておるんですけど、基本的には地震の規模は最大でマグニチュード7.8から7.9に達するという

ふうにありますので、想定範囲を超えるものというふうにはなっていないと考えられます。

ですので、まず、技術的な面で判断された部分としては、マグニチュード7に対しては、建物として問題ないものが建てられるということを示されたのだろうということになります。

それで事業計画を示すまでに、事前にさらに今回分かったことから審査してはどうかということなんでしょうけれども、それに関しては、この記事が出た時期からしても、まだ短い期間しか経っておりませんので、当然この情報を基に事業者としても、新しい情報を加味して検討されているというものと考えておりますので、あえてこちらから言わずも検討されていることも当然であると考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ありがとうございます。

マグニチュード7.8とか7.9だったら十分対応できるからということでしたけれども、しかし住民の中にマグニチュード7がそのくらい対応できるから大丈夫だと言われても本当に大丈夫なのかというのは、これは想定内だからそんなの関係はないよと言われても、これはやっぱり新たな断層帯ができたからには、きちんとその評価を今、課長は事業者の側からやるべきものだと言われましたけれども、それを促すというのは周辺自治体の住民の安全を守る自治体としては、当然要請してしかるべきではないかと私は思っております。

それから、岩国基地の近くのことについては、これは第三国に攻撃対象となる危険性ということなんです。これは調査の目的で技術的な問題の有無に関するものであるから、仕方ないと言われておりますが、この調査の中には、周辺の空港やその状況とかいろいろなことが書いてあります。しかも、今、御存じのように、ロシアとウクライナの戦争の中では、ザポリージャとかチェルノブイリとかそういう原発を攻撃対象となっています。

アメリカとイスラエルもイランの核施設を攻撃しました。戦争になったら何がどうなるかというのは、非常に不透明な状況の中で、放射能が出るそういう施設を抱えるということは、そういうことも含めて安全性を確保し、住民に説明しなくてはいけないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私、中国電力が来られたときに聞きました、それは。いかがですかということでも聞きました。そのときに、私が言うのではないですよ。中国電力が言われたということですが、空港が周りにありますので、飛行機とかドローンとかそういった物が落下する危険性は当然あるので、技術的にそれに対応できるような躯体にしていると。

一部は損傷するかも分からないですが、中までは影響をさせるようなものではないような構造にす

るというお答えでございました。ミサイルとかいうことまで私聞いてはおりませんけども、中国電力がおっしゃるには、空港等があるから飛行機等が落ちるというふうな、多少は施設は破損するかも分からないですけども、中には影響を与えるようなものではないというふうにおっしゃいました。

計画がどういうものであるかというのは言葉で言われるだけですから、分かりませんし、金属とかコンクリートとか、躯体の専門家もいらっしゃいますので聞いてみようかと思うんですが、どれぐらいのものか分からないので、今のところ中国電力さんがそういうふうに申されたということ。全くスルーしているわけではございません。私からも大丈夫ですかというのは、何回も何回も聞いております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 中国電力は、それは危険ですとは絶対によ言わないですよ。今から造ろうしているのですから。でもこれはですね、今本当世界の情勢を見るとみんな心配していることです。しかも、先ほど私が述べましたように、中国電力は島根原発で30年もの間ですね、試験用の部品を使っていたというんですね。数値が違っていた。そういうふうなことを、今までも、原発は安全だという安全神話を振りまいてきました。しかし3.11の福島事故によってですね、それが嘘であったということが、みんなに広く知られるようになったわけです。

電力会社に対する不信任は大きなものがあります。しかも核燃料サイクルは、先ほど言いましたように行き詰まっておるわけです。そういうふうな中で、きちんと説明していただかないと、安心して夜も眠れない。そうなっては、町民の皆さんに安心してもらえるためにきちんと説明を尽くしてもらう。これは町行政としての責任ではないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） この問題が出てきましたとき、本当に突然に出てきましたので、本当に私としても厳しく中国電力にも申し上げましたし、その後、随分対応が変わってきましたけども、最初は随分すごいそんなもの誰も文句は言わんのじゃないかというような言い方でしたから、今はやっぱりそのへんの世間の注目というんでしょうか。そうなっていますから随分、中国電力の対応も変わってきましたけども、問題は今回の事業計画の中で何をどこまでどうされるのかというのがですね、私どもも聞いておりません。

だから先ほど高見議員がおっしゃったようなですね、地盤の問題、活断層の問題、ミサイルの問題、そういったものにですね、具体的にどういうふうな備えが出て技術的に対応しているのかというのを、報告書では見ますけども、具体的なものはありませんので、そのへんは今後、発表されましたら、追加のこういった資料を出してくれとかということは当然周辺市町としても、要望していかなければい

けないと思いますし、やはりしっかりと説明を、エネルギーの問題ですから、今やっぱり石油問題でこれだけ本当にビニールがない、ナフサがないとかですね、大変な問題にもすぐなってきますので、やはりエネルギー全体のことを考えると、国がちゃんと前面に立って、説明をする。安全についても説明をするということが、必要だろうというふうに思いますので、申入れについては、1市3町で足並みをそろえてですね、申入れしましょうということを言っておりますから、そうした説明なりをできるだけ早くこういった形でするかというのを示していただいて、周辺市町が納得する形で、説明会等開いていただきたいなというのが今の思いでございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） この環境影響評価についても、合意がした後からしたというふうに言われましたが、調べて、むつ市の話ね。ちょっと私が調べたのがいつの時点かというのと、ちょっと、今、記憶が定かでないんですけども、造る前には必ずしなくてはいけない。義務でなくても、やっぱりやったということは、青森県むつ市の住民の方々にもやっぱり不安を取り除かなくてはいけないというので、事業者が法的な義務ではないけどやったわけです。

そういう意味では、これは住民の中に不安がある限りは、あらゆる方法を尽くして誠意をもって説明をするというのは、事業者の役割だと思うんです。それをやっぱり私は行政として、住民の安全を預かる行政として促していただきたいと思っております。

あの事業計画が出てからというお話もありましたが、それをお願いしたいと思います。それから、事業計画が出てからということで判断とかもしたいということでありましたが、この事業計画というのが、使用済みの核燃料、核のごみをいつどれだけの量をどうやってここに運び、そして何年貯蔵しておくかと、費用の見積り、そういったものの計画でして、もし、たとえばですね、僅かな量であつても高レベル放射能の危険性に何ら変わりはないわけです。

核のごみの中間貯蔵施設は、もう存在だけで危険性がありますし、風評被害も発生するというのが予想されるわけです。ですから、事業計画が出る前に、住民の意見も含めてですね、私は、1市3町の皆さん、特に田布施町では反対決議をあげたわけですから、町長は表明をしていただきたい。そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ずっと前からそういった御要望を受けております。私としても、随分考えて、ずっと考えてきております。

知事と何回も、本当に2人だけでというのも、何回も何十分も会ったんですけども、そういった話は全くいただいておりませんし、こういった形で、周辺の意向を聞かれようとするのか、まったく分

かりませんので、私としても対応に苦慮しておりますけども、事業計画が出て、その内容を見て、やっぱりこれはどうなのかというのを質問して、むつ市の場合もですね、2年、3年ぐらいかかって、青森県が同意をされておりますので、そのぐらいの期間はかかるんじゃないかなというふうに思います。

その申請をする、青森県が同意をされて、その後、事業申請をするときに、影響評価が必要だということで、データを集められたというふうに、違うかも分かりませんが、私が見たネットにはそういうふうに書いてございましたので、そのへんはまた高見さんとですね、十分、評価をしてみたいというふうに思いますが、いずれにしても、青森県の場合も自主的に調査されたというのは、やれと言われてやられたということじゃないというふうに書いてありましたので、自主的に当然、さっきも言いましたけども、この時代ですから全く調査をせずに環境の問題を無視してということはありませんので、当然そういうふうになるんじゃないかなというふうな気はいたしております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 町長が、当然そうなるんじゃないかなと、そのとおりだと思います。

中国電力も多分聞いておられると思いますが、そういうふうになったらいいなと思います。

さらに、私、中間貯蔵施設とは関連しますが、原発の問題についても、今、核燃料サイクルが行き詰まっている中で、非常に本当、いわゆるトイレのないマンションというふうな状況で、原発政策が行き詰まっているわけですけども、上関町はですね、40年この問題で町内が分断状態が続きました。そのことが、私は上関の人たちの話を聞いてみると、町内の分断がやっぱり人口減少に拍車をかけてしまったと。ですからこういった問題は、できるだけ早くきりをつけると。そういった意味で、私は町長はじめ、1市3町の首長の皆さんの表明を待っておりますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。2番目は水道料金の、県からの補助金の増額要請をしてほしいということです。

田布施町は住みやすいところなんです。団地の皆さんに聞いてみても、みんなそう言われます。ただ、水道料金が高過ぎると。これを言われるんです。特に今、物価高進む中、本町の水道料金が他の市町に比べて高額なことに不満の声を度々聞きます。今後の人口減少、節水機器の普及、老朽管対策などでさらなる料金高騰への不安もあります。

柳井広域水道建設当時、3万トンしか使わないのに5万トンもの大量の責任水量の引受けや、弥栄ダムからの導水管の長さから水道料金の高額化が予想されました。そこで当時、44年前ですが、県と柳井地区の広域水道促進協議会との、柳井地域広域水道促進協議会の要望事項に対する県回答要旨確認書、県と柳井地域との約束ごとの確認書が交わされて、そこには、県としても全県的に見て、柳

井地域のみが特別高い水とならないよう配慮すると確認をしています。

ところが、柳井・田布施・平生・周防大島・上関の柳井広域1市4町に対する県の補助金は、2002年度から2023年度まで、実に約75%削減されてしまいました。1市4町は水道料金の抑制のために、一般会計からの繰出しをしてきて事業を支援してきましたが、料金の値上げを容疑なくされ、徐々に上げていき、今、柳井広域の市町とそれ以外の12市町の料金の格差はむしろ広がってしまいました。

特別に高いというのは、1年前のこの質問の場で町長もお認めになりましたが、松田議員の先の質問にもありましたが、そこで私、具体的にどれだけ高いかという資料をつくってきましたので、今日お配りしていると思いますが、見ていただければと思います。

(1)は1市4町と、これに対する山口県の補助金はどうなったかというのはですね、2002年には1億4,000万円以上あったのが、現在は3,600万円余り、実に25%に減らされている。4分1のなんですね。

(2)のところが、この補助金によって料金の抑制がどのようにされてきたかと。県の貢献分は、最初の頃は296.5円あったのが、今74.5円。一般的なこの町内の水道の家庭、20立米を使う人は5,130円ですが、そのうちの75円ぐらいしかない。これは1市4町の平均値を出していますが、そういう状態になっていると。

(3)は、何とかこれ以上値上がりしないようにというんで、町も繰り出しをしています。柳井地域全体では9億1,100万円を超える額を出してますね。ずっと昔から同じように出している。

しかし、(4)を見ていただきますと、この柳井地域とそのほかの12市との差は、この10年間でむしろ広がったと。県が補助してくれているにもかかわらず、496円、26%余りも広がってしまった、格差を拡大したと。これは、最初の約束である、柳井地域の特別高い水にならないように配慮すると。配慮されたにもかかわらず、格差は拡大していると。これは最初の約束とちょっと違うんじゃないですかということを、この数値は示していると思います。

そこでお聞きしたいのは、1、柳井広域の水道料金は特別高い水であるにもかかわらず、県が補助金の減額をしてきた理由は何でしょうか。

2番、昨年の3月の議会で私の質問に対して町長は、県独自でここを特別な高い水の地域だということで、特別な対策を取っていただくように要望はしていきたい。それからまた、柳井地域の各市町と連携して、県にさらなる支援を強く働きかけるというふうに答弁されておりますが、具体的にどのような働きをされたのか教えていただきたい。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。昨日の松田議員への答弁と重複する部分も出てまいりますが、御容赦いただきたいというふうに思います。

まず、１点目の柳井地域の水道料金が高い水であるにもかかわらず、県が補助金を減額してきた理由についてでございますが、本町を含む柳井地域１市４町の水道料金は、家庭用２０立米の使用時で県内で最も高い水準にあり、住民の皆様からも、その負担感の大きさについて、多くの御要望をこれまでたくさんいただいております。

その背景についてでございますが、当町を含みます柳井地域が利用しております弥栄ダムの導水・浄水・配水施設について、総事業費約５８６億円を投じて整備した非常に大きな大規模施設の利用に伴うことから、受水費が高額であるということが大きな影響をいたしております。

次に、歴史的な経緯について申し上げます。柳井地域は、かつて慢性的な水不足に悩まされておりました。昭和５５年に柳井地区広域水道促進協議会を設立し、県に対して広域利水の推進を要望してきたところでございます。

その結果、その要望に伴い、昭和５７年に県との間で取り交わされました県回答要旨確認書において、県は柳井地域のみが特別に高い水とならないように配慮すると明記し、地域の水価対策に一定の責任を示されました。この確認書は、現在の水道料金の問題を考える上で極めて重要な前提であり、本町としても重く受け止めております。

その後の制度の見直しの中で、補助金の水準は徐々に変化をしてまいりました。その背景としては、主に次の２点でございます。

第１に、制度上の仕組みの変化でございます。

当時、高料金対策費補助金と申し上げておりましたが、柳井地域広域水道企業団の資本費、いわゆる固定資産の減価償却費等を算定根拠としていたことから、償却が進むにつれ、その額が減ってくることから、それに伴い、当然、補助額も減少してくるという仕組みであったことが大きく影響いたしておりました。

第２に、国の政策動向の影響でございます。

国が水道事業の広域化や経営効率化を強く推進する中で、県としても国の方針を踏まえ補助制度の在り方を検討されてきたものと認識いたしております。このような制度的・政策的な変化が重なり、補助金の水準は今日の姿となったものと受け止めております。

しかし、令和３年度には、これまで従来の高料金対策費補助金による計算では、先ほど申し上げましたように計算上、補助金がゼロになるという見通しとなったことから、１市４町が連携して、県と粘り強く交渉を重ねた結果、平成３０年度からは新たな考え方によります水道料金安定化対策費補助

金が創設されたわけでございます。

この制度は、柳井地域の水道料金が県内のダム原水利用地域の平均料金の1.5倍以内に収まるような調整をする仕組みでございまして、料金の急激な上昇を抑えるための一定の役割を果たしてきたと考えております。この補助金による令和7年度の補助金の総額は3,624万8,000円で、構成市町に案分がされております。

本町としても、独立採算が原則の水道事業において、水道利用者の御負担を抑えるため、過去5年間で約2億3,370万1,000円を一般会計から繰り出し、可能な限りの努力を続けてまいったことも事実でございます。

しかし、町の単独の財政努力にはもう限りがございまして、限界もございまして、県の御理解と御協力を得ながら、引き続き必要な支援をお願いしていくことが重要と考えております。水道は、住民生活を支える最も重要なインフラであります。料金の公平性と持続可能性を確保するため、引き続き丁寧に、そして粘り強く要望を続けてまいります。

続いて2点目の、3月議会以降、具体的にどのような働きかけを行ったかというお尋ねでございますが、昨年3月議会におきまして、柳井地域の各市町と連携し、県に対して、さらなる支援を強く求めていくと申し上げてまいりました。その方針に基づき、今年度も県知事要望をはじめ、継続的に県との協議を行っております。

繰り返すにはなりますが、私は町長として、水道料金の問題を本町の最重要課題の一つとして位置づけ、県知事要望の場では必ず問題を最重要課題として取り組んでおります。これまでは最重要課題として挙げたことはございませんでした。

しかし、昨年からは、もう最重要課題、第1点目の課題だということで、県知事のほうに直接お話をいたしております。県知事も直接お会いし、時間をいただきながら、柳井地域が抱える、この水道に関する構造的な問題や住民負担の大きさについて、率直に、強い意思を持ってお伝えをいたしております。こうした直接の働きかけは、地域の実情を正確に伝える上で極めて重要であり、今後も強く継続してまいります。

こうした協議の中で、県からは、水道料金安定化対策費補助金により、令和9年度まで支援すること。広域連携に先行して取り組む地域には必要な支援を行うこと。また、令和8年度も引き続き県の職員を柳井広域に派遣して支援することが示されております。

県としては、現行の制度の枠組みの中で可能な支援を続けていただいております。今後の支援の拡充についても、広域化の進捗を踏まえながら丁寧に検討されるものと受け止めております。

柳井圏では、令和7年度から1市4町2企業団による経営統合が行われ、業務の効率化、人材確保、

経営基盤の強化など、持続可能な体制づくりを進めているところでございます。

こうした、この地域の主体的な広域化への取組は、県に対して支援を拡充する、お願いする際の大切な根拠にもなると考えております。今後は、広域化の進捗状況や地域の負担の実態を丁寧に示しながら、令和9年度以降の継続的な支援措置も含め、県に対して必要な支援の拡充を粘り強くお願いをしてまいります。

最後になりますが、水道は町民の命と暮らしを守る最も重要なインフラと認識いたしております。新たな広域体制の下、1市4町及び柳井地域広域水道企業団が強く結束し、県に対して必要な措置をお願いしながら、住民の皆様の生活を守っていききたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 県の補助金が削減された経緯がよく分かりました。ありがとうございました。

しかしながら、この確認書を結んだ44年前、このときは本当は柳井地域は3トンしか日常要らなかったのに、5トン分責任を負わされたわけですね。まさにそういうふうな、県は柳井地域に押しつけたと、そういう負い目があるからこういう確認書を結んだんだと。そこで特別に高い水にならないように配慮するというふうになったわけですね。

その補助の仕方が途中で変わってきた。ゼロになりそうだったというのもありましたけれども、しかし、やはりこれは町長言われるように、町民の命と暮らしを支える最も重要なインフラであって、周りの市町と比べて2倍も3倍も高いというのでは、本当に今の物価高の中、町民の暮らしに大きな圧迫を加えています。知事に直談判されたことも、最重要課題に挙げられたことも評価したいと思いますが、町長、昨日、政治家というのは結果が大事だと、結果が出なければやったことにはならないと言われました。私は大変感銘を受けたわけですが、ぜひ、その成果を上げるべく、これをしていただきたいと思います。

この確認書というのが、県にとっても、当然、重く受け止めてもらえる約束ですから、県と町は対等の自治体の関係にあるわけですから、そのことを県のほうにも言ってもらって、今の1.5倍を超える部分の2分の1の補助というのを――それを前回も1.2倍とか1倍を超える部分についてというふうに私は提案をしましたが――そういうふうな約束がある限りは、県に、きちんと計算式を改めて、そして継続して補助するように、そういうふうに強く申し入れていただきたいと思います。それはお願いですが。この問題は、そもそも国が弥栄ダムを造って、県がその水を配分するという、そのところに高料金になる、遠いところから持ってこなくちゃいけない大きな原因があったというふう

に町長も言われたと思います。ですから、これは当然国にも、県と一緒に申し入れるべきではないかと私は考えております。

1年前の質問のときにも、憲法25条に基づく生存権、公衆衛生は国の責務である。それを今、市町の義務にしておりますが、憲法上の義務が国にあるわけですから、幾ら国が造ったダムといえども、その費用を地方に押しつけるというのは、国も一緒に改善すべきものであると思いますが、国に対する要請はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうですね。何回もここで申し上げておりますが、1点は、所管は国が替えました、国土交通省に。だから、以前は厚生労働省がやっておりました。ですから、国土交通省に替わったということは、何で替えたかという、防災とか国土強靱化とか、そういったところへかじを切っているというふうに思うんです、私は。

そうすると、今、取水を目的としたダムで造ったにもかかわらず、所管替えをして、国土強靱化、防災対策について考えようということで替えたんだろうと私は思うんで、そうしたのであれば、当然あそこを防災ダムのような形に変えていただいて、やはり昔のような取水量の制限とか、これだけ取れとかいうことについては、もう時代が変わってくるわけです。私がもう何回も言うのは、人口が減ってくる中で、事業費自体がこうあって、そのローンを少ない人数で払えというのは、やっぱり筋が通らない、現実的ではないからですね。それを国として抜本的に変えるのが国の施策じゃないかというふうに私は思うわけで、違うという方も多くいらっしゃいますが、私はそういうふうに思いますので。

また、国会議員の方にもお話をしたこともありますけども、もっともっとその辺を具体的にしていって、少しでも国の考え方が変わってくれるように願っておりますし、私だけが言ったんじゃないでしょうありませんので、また、県議員の皆さんとか国会議員の皆さんと一致団結して、山口県だけが言ったんじゃない、広島とかもありますので、山口県だけのダムじゃありませんので、その辺が非常に難しいわけで。県に対しても言うんですが、山口県だけが担当者じゃない。また、工業用水を引っ張ってたり、飲料水とか、いろんな複雑な弥栄はルールで造られておりますので、非常に複雑になっておりますから、そのひもを解いていくのは非常に難しいと思うんですが。やっぱり政治的な判断がそこにはないとかこういった補助金をちまちま、ちょっと上げてくれとかいうことに終始するようじゃいけないように思いますので、そういったものも含めながらやっていこうというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） まさに弥栄ダムの問題は国に係ることであり、まさに中国知事会と

いうことでも頑張ってもらいたいと思うんですが。

このたび、県の回答用紙、確認書をもう一度読んでみるとその他のところにこう書いてあるんですね、柳井地域の県の回答ですね。柳井地域の特殊性を認識し、県が企業団に参加した気持ちで誠意を持って対応すると、我々と一緒になって頑張りますよというふうに述べておられますね。

昨日の松田議員に対する町長の回答の中でも、1市4町の首長が一体となって要望活動を行うというふうに言われました。ぜひ、1市4町の首長さんたちが県知事と一緒に、広島県知事とも一緒になって、国に対して根本的な解決をやっていただきたい。これは国の責務なんだということを、憲法を出して迫っていただきたい。ぜひそれをお願いしたいと思います。

じゃあ、時間もありますので、最後の質問、町道の管理にもっと力を入れてほしいということですが、

高齢化が進み、自治会や個人による町道や農道周辺の草木の整備が追いつかなくなっています。先日の台風6号、それからまた大雨のときには、竹や草木が通行の妨害になっている場所もありました。地域には町職員や業者に期待する声も高まっています。

また、舗装道路ですね、昨年8月の臨時会でも議論がありましたが、ひび割れ、陥没などによる車両事故、その補償が高額になりました。また、地域の方の中には道路のくぼみに足を挟まれて、けがをしたと言われる方もおられました。補償の問題も、町として関係する場合が出てくると思います。

そこで、1、陥没や草木による通行危険などの道路の異常を管理者に通報するシステムは十分機能していますか。

2、道路維持管理委託料を増額するなど、自治会への支援を強化すべきではありませんか。

3、道路関係町職員の増員をすべきではありませんか。

お願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず、1点目の道路の陥没とか草木による通行危険など、道路の異常を通報するシステムは十分に機能しているかとのお尋ねでございます。

本町では従来、電話とか来庁による通報のほか、令和6年3月から田布施町公式LINEによる道路の損傷箇所の通報サービスを開始をいたしております。

また、同じく令和6年3月から、国土交通省の道路緊急通報公式LINEにおいても町道の異状通報が可能となりました。電話や来庁による通報の場合は、休日や夜間においても日直及び宿直職員から建設課職員へ随時電話連絡が行われ、迅速に対応を行ってきたところでございます。こうした町や

国土交通省のLINEを經由した通報の場合は、原則として開庁時間内の対応となりますが、職員が随時対応してきておりまして、今のところは十分と思いたいんですが、機能していると思っております。

2点目の、町道委託管理料を増額するなど、自治会への支援強化ということでございますが、現在、地元自治会への町道維持管理委託金として、管理延長1メートル当たり年間10円ということで、少ない額でございますが、お支払いいたしております。仮に自治会への委託料を増額いたしたとしても、自治会の労務負担の軽減に直接寄与するものではないと思われませんが、御苦勞もおかけしておりますので、今後の対応は、ほかの市町等の取組も参考にさせていただきながら、町として今後どのような支援が効果的か、様々な角度から検討を行います。

3点目の道路関係職員の増員をすべきではないかとお尋ねでございます。

道路関係だけではなく、ほかの業務も同様に、昨今の事務量の急増に加え、きめ細かい行政サービスや対応を求められる部門も非常に多くなってきておりまして、マンパワーが慢性的に不足している状況でございます。道路関係職員だけの問題ではなく、役場全体の定員管理の問題として捉えていきたいというふうに思います。提言ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ありがとうございました。

通報システムは機能しているということでしたけれども、私が聞いた地元の高齢の女性の方からは、道路は陥没して、足をくじいて病院へ行ったんだけど、それは町道の責任であるというようなことは、つゆ考えもせず、自分が悪いんだというふうに思った。通報するなどということは、全然考えてなかったと言われたんですね。それは、その方のことなんですけれども。

この通報システムが広報等で周知されているのかどうか、そこを徹底していただきたいと思うんですね、LINE等ですね。もし何かあったときには、すぐ連絡してほしいというのを。特に道路なんかは、先日の大雨のときでも数か所で、私が見ただけでも竹が倒れかかったり、木が倒れかかったり——木はあまりなかったですけど、草が倒れかかったりというのがありましたので、それはお願いしたいと思います。

それから、2点目の道路管理委託料ということについては、確かに言われるように、増やしたとて、自治会の労務の負担が増えるわけではありませんし、10円か20円になったからといって、じゃあやろうかつちゅう人はいません。

でも、平生町なんかは、出た人数掛ける定額とか、そういったシステムもやっているそうなんですが、これも申請の事務負担があるので、一概にいいとは言えず、町職員の増員というのも厳しいとい

うのは分かりますし、本当に町の予算がもう少しあればというのは、いろんなことができるんだろうというふうに思うんですが。

昨日、質問がいろいろあっておる中に聞いておりましたが、その中に堀米副町長が、これは道路だけじゃなしに電波のことだとも思うんですけども、草刈りの担い手について、中山間地域等直接支払とか多面的機能支払で国が制度の見直しを検討中で、手当が払えるかもしれないというふうなことをちょっと言われましたが、これが、もし活用できればというふうにちょっと思いましたが、可能性があるのかどうか、もしできたらお聞きしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 堀米副町長。

○副町長（堀米 大樹君） お答えいたします。

今、御発言がありましたけれども、中山間直接支払制度ですとか多面的機能支払制度については、基本的には農地を対象としているというところがございますので、基本的には、今、行っている共同活動のエリアで、今後の見直しの中で活用が可能になるのではないかと思います。

町道については、また別の手当が必要になってくるのかなと思いますので、そこは切り離して検討していく必要があるかなと思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 私は昨年まで、地域の環境保全会の代表をやっておりましたが、農地に関わる、圃場整備に関わる農道や水路等の法面とかの草刈りをやるんですけども、この道路と法面との境目というのは、地域の方にとっては、そんなに重要じゃないわけですね。もう、刈るときは全部刈るわけですね。そういう意味では、一体的に景観を維持するために、やっぱり地域の活力、パワーを利用する、今のところそれぐらいしかないと思うんですけども。

昨日、質問も少しありましたけれども、柳井市とか、この近くにも、余田の近くに熊が出没して大騒ぎになったと。熊の鈴を配るのも大事でしょうけれども、道路の周辺の草刈りとかいうのは、これはイノシシも含めて防獣対策に効果があると思いますし、ふるさと納税のところでは、この田布施町の名前を売ることが第一だというふうに川添副町長は言われましたよね。

田布施町は、私聞いてみますと、桜まつりではたくさんの、町の人口の3倍ぐらいが来られますし、それから、この前のまると公園化プロジェクトですね、夜中のNNNのドキュメント「たそがれ桜色」というんでやってましたけど、町全体を桜の公園にするという、そういう企画っていうのは全国から注目されて、田布施町の名前を売ることにもつながるんじゃないかと思ったわけです。そういう点では、道路とか水路、法面の草刈りをきちんとやっておくというのは、町全体のためにもなると思うんですね。

そういう意味で、ぜひ、国の制度や県の制度——県は聞きますと、この草刈りの予算を去年までは年9億円だったのを13.6億円に1.5倍にすると、県の予算がそういうふうについています。県はお金があるかもしれませんが、今、高齢化の中で、町を維持する、景観を維持する、そのことが町全体のプラスになるんだということも含めて、安全のためにも、ぜひ草刈りに力を入れていただきたい。

以上お願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高見英夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩します。再開を11時10分、よろしくお願いします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。高月義夫議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） それでは、6月一般質問のトリをさせていただきます高月です。質問は2問で一問一答形式、どちらも東町長に答弁をお願いいたします。

1 問目、重要課題に取り組む体制はです。

現在、田布施町には、会計年度任用職員を除き142名の職員が、日々、町のため働かれています。

今年度、2つの部署が新設されました。駅まちづくり推進室と農業支援センターです。

駅まちづくり推進室は、文字どおり駅舎とその周辺を整備していく、田布施町の顔をつくる大切な事業です。推進室には専任職員が1名、兼務が2名、ほか7名は業務支援という形です。駅舎及びその周辺の整備計画は町にとって一大事業だと思いますが、今後、人員は足りるのでしょうか。

そして、同じく新設の農業支援センターは、センター長が東町長、マネージャーとして今回就任された堀米副町長が当たられます。堀米副町長は、地域プロジェクトマネージャーとして、地域課題解決に係る業務にも当たられておられます。議員からの一般質問にも多種多様な内容が問われています。まさしく、待ったなしの多くの課題があると思います。その課題を多くの職員が忙しい業務の中、当たっています。兼務等されている方の負担は大きく、健康面も気になるところです。この問題は長年言われ続けていることでもあります。そこで問います。

まず、1、町の掲げるグランドデザインはありますか。

2、今後、推し進める重要課題を3点に絞って挙げてください。

3、その課題を解決するのに、現在の体制で克服できるのでしょうか。

4、様々な課題は町がやって当たり前という考えがあります。しかし、町職員だけでは解決できないこともあるのではないのでしょうか。そのとき、どうしますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをさせていただきます。町の重要課題に取り組む御質問でございます。

最初の答弁としては少し抽象的になってしまいましたが、その辺はお許しいただきたいというふうに思います。

それでは、お答えいたします。

社会経済情勢の変化や地域が抱える課題は刻々と変化し、町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしております。私は、人口減少や少子高齢化が進行する中、今後、田布施町がいかにして持続可能な町をつくり上げ、また、地域福祉や行政サービスを維持していくための基盤をつくり上げていくことが、今、大切なことだと思っております。その中にあっても、これまでどおり安心して暮らし、健やかに子どもを育てることができる町こそが、これからの田布施町が目指すべき姿であると私は考えております。

そのため、少子高齢化の影響を少しでも少なくするとともに、同時に人口減少社会に向かうという前提に立った行財政運営を行い、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するための取組を着実に進めていくことが必要と思います。

加えて、町や地域に対する誇りや愛着を持ち、少しでも町をよくしていこうという当事者意識に基づく、いわゆるシビックプライドが、これから大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。こうした思いが繋がれば、人口減少社会におきましても、地域の活性化、福祉の充実や少子化対策にもよい影響を与えることができると信じております。

1点目にお尋ねの町の掲げるグランドデザインと、2点目の今後推し進める重要課題について、併せてお答えをさせていただきます。

町では、まちづくりの方向性とその実現のための基本構想や基本計画を定めた新たな指針として、今年度、たぶせ未来戦略を策定いたしました。町の掲げるグランドデザインは、たぶせ未来戦略で定めた3つの基本目標の政策分野になろうかと思います。

まず、基本目標1の「こどもファーストのまちづくり」でございます。この中では6つの施策、そして基本目標2の「やっぱり田布施がいい。」と思えるまちづくり」では3つの施策、基本目標3の「地域資源を活かし、再生発展するまちづくり」では5つの施策を掲げております。いずれも長期的な視点に立った町政の総合的な施策や課題であり、計画的な経営指針になるものと考えております。

3点目は、その課題を解決するために現在の体制で克服できるのかということでございますが、たぶせ未来戦略を具現化するため、また、複雑化する地域課題や多様な行政ニーズに迅速に対応するためには、従来の課の横断的な構造ではなく、将来的には組織の仕組みを柔軟に変えることも肝要というふうに考えております。新しい行政課題や住民ニーズに即応した施策を機動的に展開できるよう、既存の組織についても従来の在り方にとらわれることなく、事務及び事業の運営が効率的なものとなるよう十分配慮してまいります。

また、近年は、国の新規事業や法定受託事務が大変多くなっており、担当職員には大変な苦勞をかけていると思います。国の施策等に後れることがないように事業を進めるため、各所属長との連携を密にして人員配置にも気をつけております。引き続き適切な人員数を確保し、質の高い公共サービスを継続して提供できるよう、事務量や退職・育児休業等の状況を踏まえ、毎年、定員適正化計画の見直しを行ってまいります。

最後は、様々な課題に対し、町で解決できない場合についてのお尋ねでございますが、その課題にもよりますが、町が直面する様々な課題に対して解決が困難な場合でも、一定の方向性やアプローチを取ることで建設的な進展を図ることは可能というふうに考えております。例えば、課題解決に向けて、様々な連携協定を活用し、専門的な助言や協力を求めることで、多様な視点やアイデアを求めることができると思います。また、類似団体の事例や、国、県など広域行政と連携し、また、課題解決を図ることも重要だろうというふうに思います。さらには、解決の糸口として、今後はデジタル技術の活用も考えていきたいと思っています。

いずれにいたしても、様々な課題・問題点を整理し、実現可能な施策や課題を一つ一つ丁寧に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございました。

田布施町の長期にわたる目標であるグランドデザイン、ただいまお話しございました。本当にグランドデザインというのは、縮小社会に合わせた田布施の再設計が必要だというふうに感じております。田布施町の明確で大きな課題は、人口減少と超高齢化ということになるかと思います。

たぶせ未来戦略にある東町長のメッセージ、その中に先ほども答弁でございましたけれども、書かれているなということを感じるわけでございます。その中には人口減少は避けられない、つまり人口減少を肯定し受け入れるところから始まっております。この人口減少を避けられないことを前提に計画を考えられているということでございます。町の人口が減少していく中であっても、これまでどお

り安心して暮らし、健やかに子どもを育てることができる町こそが、これからも田布施町が目指すべき姿というふうに書かれています。

さらに、笑顔と元気あふれる住みよい町、田布施であることや一旦外に出ても、やっぱり田布施がいいと思っていただけるまちづくりに努めるとあります。このことは町長の思いが込められていると思っております。世代がかわっても、この田布施町のグランドデザインとして掲げていってほしいと念願するものでございます。

ただいま、3つの課題と申し上げました。先ほども水道行政、最重点課題ということもお話にございました。3つに絞るとするのは大変難しいことだなということを、あえて挙げさせていただいたわけですが、答弁では未来戦略の施策ということで挙げていただきました。

社会そのものが縮小していく中で、従来どおりの施策をやっていたのでは収まらないと思っております。出生数も、昨年、令和7年度には45人という現状がございます。藤田議員からも出ましたが、現在4校ある小学校も、このままだと遅かれ早かれ、地域の皆さんと共に考えていかなければならない、避けては通れない大きな問題だと思います。統廃合に関しては十分期間を置き、考慮していただきたいと思いますが、町の考える手順、この基準というのがどこからスタートするのかというのはよく分かりませんが、統廃合が視野に入ってどのくらいの期間が必要と考えておられますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） その考え方の、進み方の度合いだろうと思います。絶対やってくれと住民の方が声をそろえておっしゃるような状況であれば、行政のほうもすぐ対応しなきゃいけないと思いますし、また、地域にとって学校が大切だという従来型の御意見が強いようであれば、そこは丁寧にやっていかなきゃいけないと思います。

私が思うのは、田布施町のよさというのは程よい形の中に、以前は5つ小学校がありましたが、どこに行っても同じようなサービス、教育が受けられるというのは大きなポイントで、田布施町が人口が減らなかったというのも、そうした地域間ごとの公平性というんでしょうか、魅力をそれぞれ持ってやっていくというのがあったからだろうと思います。

それは、人口があまり変わらないという前提の中では、確かにそうだったろうと思いますが、今、議員おっしゃいますように人口減少というのは、もう田布施町だけの問題じゃなくて、日本全体の喫緊の課題でございますから、そういったときに高校再編も、今、広島、山口を見ておりますとどんどん進んでおりますが、そういったものは避けて通れないというふうに思います。

ですから、あまり私としては統合とか廃校とか使いたくないわけです。すごいイメージが悪い。私

とて、廃校にするとか、統合——統合はいいんかも分かんですが——子どもたちにとっても非常に
よくないというふうに。私が町長になったときに城南の子から、城南の小学校はいつなくなるんか
というのを、2年生ぐらいの子が言うんですよ。それはお父さん、お母さん、地域の方々が、それも
言っていると思うんで。小学校2年の子がいきなり、城南小がいつなくなるんかとかいうことは絶対
言わんと思うんですよ。やっぱり親御さんなり地域の方がそれを言っている、口に出している。子
どもはそれを非常に寂しく思っているという。ですから、私にわざわざ、いつ閉めるんですかとい
うふうな言い方を、いつまであるんですかと言っていましたかね。

そういった子どもの心も考えて、みんなで一緒に勉強しようや、学ぼうやと。今、西小、城南小、
一緒に修学旅行へ行ったり、学校教育も一緒にやっておりますが、そういったのも進みながら、地
域も大切だけど、友達もね、いろんな友達も知りたいという形が自発的に生まれてくれば、手をつ
けて、すぐにでもやれるように準備はいたして……、前の鳥枝教育長さんとも随分プランニングも
して、こうなればこうなるし、こうなればこうなるしというのは随分話もさせていただきましたし、
イメージ的には3つぐらいの考え方を持っておりますが、どれが一番いいかというのは、そのとき
の状況で対応したいと思いますが、今はそれぞれの学校が複式的なものもなく、2クラスあればいい
んでしょうけども、それは無理でございますので、1クラスしかありませんので、学校間の交流
とか中学校との交流とか、そういったものを進めながら、子どもとしてそれを受け入れられる
ような雰囲気は出して、いろんな子と一緒に学ぼう、遊びたいという気持ちをつくっていくのが
私の責任じゃないかなと思いますので。

教育委員会の分野でございますので、私は設置するだけですから、あまり口を出すとおか
しいかと思いますが、町として考えておりますが。ここで言いますと、それがすぐ出てしま
いますと独り歩きしてしまいますので、子どもたちのことを考えると、いや大丈夫ですよとい
うことを強く言いたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ただいま町長の率直なお気持ちをお聞きいたしまして、ち
ょっと安心しております。

高校が、私ども今回の統廃合で廃校ということになってくるその寂しさというのは、非常
に何とも言えないものがあるわけですし、できれば今の状態が永遠に続いてほしいなとい
うのは思っております。ぜひとも、そういった判断というのは行政のほうでお任せして判
断をしていただきたいというふうに思います。地域としては、今の学校が存続できるよ
うに一生懸命努力することしかないなというふうに感じておるところでございます。

昨日、町民が望んでいるということ、正しい情報というものではないかというふうに私自身は思うわけでありまして。そういったことで議員からいろいろ質問が出た中で、ホームページや町の広報などに掲載することで説明をしているというお話もございました。

しかし、町長がおっしゃられた、砂田の交差点で中学生が手を振ってくれる、それは学校へ行く回数が増えたからということもおっしゃられておりました。ここに大変大きなヒントがあるんだなということ、聞きながら思いました。

私は何度も、行政と議会は町民に対して説明・報告の必要があるということを訴えてまいりました。町政の報告会をやって、町の重大な施策を説明する。膝つき合わせ、実際の声を聞き、知りたいことを問う。その対話の中に、町が考えていること、町民が考えていること、相互理解と信頼が生まれてくるのだと思います。そこが大事なのだと思います。

議会も同じです。そうすることによって、行政でマンパワーが足りず解決できないことも呼びかければ、住民の中にできる人が出てくるかもしれません。そういったことも必要だというふうに思うんですけども、そういった点、どのようにお考えでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうですね。やはり町の職員だけでできることというのは、高見議員もおっしゃいましたが、限られております。本当に一部しかできませんので、ベースとなる地域を守ったり活動というのはいろんな方法があると思いますので。

自治会に対して、昨日も質問がありましたけども、自治会長さんだけに集中させるんじゃなくて、いろんなことでヘルプできるよということは絶対必要だろうと思いますし、私のとこの自治会も非常に少ない人数なんで、今、人員をどうするんかというんでやっておりますが、体育運営委員とか補導委員になっても、行けんときは言ってください、サポート員をつけて代わりに行っちゃげるよということがちゃんとあって支援すると、それでありゃあいいよということがありますんで、自治会長が行けんときはこれが行くということを全部決めて、その前提で受けてもらっていますから。子どもさんがおられたりすると、なかなか夜7時に集まれと言われても、子どもを背負うて行くわけにはいかんわけでございます。その間は誰がその子どもの面倒を見るんかとか、代わりに行っちゃげるんかということも必要だろうと思います。

自治会でいうとそうですけども、地域でもいろんな団体がありますし、町民のパワーを結集してもraitaiと思いますし、今、地域連携ということで農工さんとも支援学校とも周南公立大学ともやっておりますし、今度、駅ができるときに、周南公立大学の新しい学長さんが来られて、何でもお手伝いしますよということをしていただきましたので、町の職員、人口だけでなく、ほかの地域から

の支援もいただきながらやっていくということが、交流関係人口を増やしてきて、田布施っていいねというふうに思っていたらいいと思いますが。

本当に様々な問題がありますので、1つの方法だけじゃ絶対解決できませんので、日頃から小さなことを丁寧に取り組んでいくということが大切だろうというふうに思います。お答えになるかどうか分かりませんが、私の思いでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。いろんな人材を求めるということ、先ほども答弁の中に、国の施策等に後れを取ることがないように事業を進めるということをおっしゃっておられました。

現在、国では、以前、地域創生1.0、そして現在、地域創生2.0に変わりました。この2.0に変わったということ、1.0では移住・定住ということがメインに据えられていたと思うんですけども、2.0では関係人口ということが表に出てくるようになりました。そして、この関係人口をさらに進める中で、ふるさと住民登録制度というのが、この3月ルールが決められ、今、モデル自治体として7都道府県21市町村による実証実験がスタートしております。

このふるさと住民登録制度や地方創生2.0、田布施町にとってはどのようなメリットというか、お考えであるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 大変難しいと言っちゃあいけませんが、皆、嫌な顔をしておりますので、私のほうで答えさせていただきますが。

最初に申された関係人口、交流人口、ずっといけば今までの移住・定住だけじゃ解決できないという問題が前提であろうかというふうに思います。ですから、二拠点生活とかいろんな提言がされておりますので、未来戦略の中にも、うたっておりますけども、国のそういう変化をキャッチしてやりたいと思います。

今、駅をやっておりますが、本当に職員も情報をよく取ってくれて、そういった国の動きとかいうのは本当に詳細に調べてくれますので、担当職員じゃないんですけどね、兼務ですからそこまでやってもらわなくてもええんですけども、みんながそういうふうにやってくれますので。そうした国の方針も事前にキャッチしながら、駅も今後、跨線橋とか駐車場、様々な問題がありますので。

今、山銀のほうと——YMF Gですか——地域連携協定を結んでおりますので、そちらのほうの内閣府の事業を使って国でできないかというのを、すごい倍率なんで無理かなと私は個人的に思っていたんですが、やってみましょうということなんでね、すごい積極的にやっていただけますから、そう

いった方と一緒に手をつないで、新しい町をつくるように努力していきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ありがとうございます。いろんなところ、いろんな知恵を借りながら進めていく時代なのかなというふうに思います。

このふるさと住民登録制度、ベーシックとプレミアムがあるということです。プレミアムになるといろんな支援というものが受けられる。その中でプレミアムに登録できるのは３団体までという制限がございます。３つの自治体しか登録ができないというようなことでして、そういった人たちをいかに早くキャッチするかというの、また大きなやり方というか作戦、戦略だろうというふうに思います。

その中で、今、正式リリースというのは、この冬ではないかというふうに言われています。今年度中にはスタートというふうに言われていますけれども、今から動けるルールというのがあります。事前にいろんな地域の担い手活動というものを登録してデータ化しておく。そのことが、次、本稼働したときに実績として使えるというようなことでございます。

このふるさと住民登録制度、実は私の子どもも町外というか都会に出ております。そういった子どもたちが地域のお役に立つために帰ってきて、草刈りをするとか、祭りの手伝いをするとかいうようなことで登録をしておれば、そういう支援というものはいろいろあるということでございました。まずは自分たちの子どもたちからそういう登録をしてもらうということが、進めていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

これを、さらに深くといいますか、利用されていらっしゃる自治体というのがございます。後で調べてみていただいたら分かると思うんですけれども、福島県の磐梯町であります。ここはホームページに関係人口創出、二地域居住というのを表にうたって、どんどん進めていらっしゃる自治体であります。

ここの佐藤町長いわく、人口３，２００人ですけれども４，０００人にするんだということをおっしゃっておられます。これは８００人は関係人口で賄うんだということでありまして、実はここの副町長という方は４０代の横浜市の会社社長、教育長も４０代の東京下北沢在住のいろんな地域で学校をつくって、非常に教育に明るい方がなられていらっしゃるということです。

また、行政経営課の課長は若くして経産省を早期退職し——故郷は新潟です。新潟に帰られて町内会長もされていらっしゃるの、金・土・日は町内会の役目をしつつ、平日は磐梯町で業務をされていらっしゃるということ。

また、道の駅の振興公社の専務理事は、埼玉県の大宮のマーケターということでございまして、そ

のスキルをもって、落ちていた道の駅の売上げをV字回復させたというような実績も出ておるようでございます。

このようにふるさと住民登録制度を利用した——これは利用されたかどうかは分からないんですけども——広く人材を一般の方に求める。なかなか町内で賄おうと思ってできなかったことが、そのように門戸を広げて呼びかけをするとそういう人材というのが出てくる。

これは、都会で暮らしている方っていうのは、生活をするために仕事をされていました。要はライフワークということであるわけですが、そうではなくて、田舎でライフワークとして自分の生きがいを持って仕事をするということが、最近そういう考え方というものが出てきておるようでございます。こういった手法というのは、今、ぱっと口で説明しただけですが、どのようにお考えでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、今、しきりに言われておりますが、なかなか具体的なイメージが、本町の場合、湧かないというのがありますし、なかなかアプローチとしてもどれだけの成果が出てくるかというのが非常に見えにくいから、様子を見ているというのが確かなところでございます。

もう一点言えば、美郷町というのが島根県にありますけども、5,000人ぐらいの町なんですけど、LINEの登録者が3万人ぐらいいらっしゃるんですよ。それは何でかということ、出ていく子ばかりなんですけど、その子とずっとLINEでつながっているんですよ。ですから、5,000人しかいないけど、人口は3万人よというふうに町長さんがおっしゃるんですけど、それは何かあったときに全部、助けてくれとか応援に来るよという、3万人のグループがいるということなんで、それにはLINEを使う餌が、奨学金を貸与するとかあるんで、同じようにはできないと思うんですが。

1つの方法としては、お子さんにLINEをつないでいただいて、東京とか広島へ行くときは田布施の情報を取れるようにしてくれとかいうような活動をすれば、またシビックプライドで言いますけども、やっぱり帰ってこうとか、つながりを切っちゃいけないと思いますので、そうするとふるさと住民票もそうですけども、いろんな方法を考えながら。

人材からいうと確かにそうでしょうけども、そこで住んで生まれた熱い気持ちを持つちよる子をわざわざ切ってまで、違う人を呼ぶというんがどうかなという気持ちもありますので、いろんな方法を組み合わせながらやっていきたいと思ひますし、研究もまだそこまでいっておりませんが、先進の事例を見ながら、対応できるようであれば取り組んでまいります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

本当、全国にはいろんなことを取り組んでいる自治体というのがたくさんございます。そういったことを知るというのも、また１つの選択肢が増えるということでもありますんで、１つの選択肢だけではなくて、そういったこともぜひ網を張っていただきたいな、また私自身もいろんな情報がありましたら、ぜひお伝えさせていただきたいというふうに思います。本当、そういったことでいろんな方の協力をいただいて課題を解決していくということが大切であろうかと思えます。

現在、熊というのが連日のように、ここ田布施でも会話の中に出てくるようになりました。これもまた大きな問題で、子どもたちをいかに守るか、住民をいかに守るかということが最優先され、ただ、本当に即対応として熊鈴を各子どもたちに配付していただいております。すごい対応が早いなということも感じました。本当、ありがたく思っております。子どもたちが近寄ってくるとあの音ですぐ分かるというような状況でありますけれども、本当にうれしいことでございました。

まず、このふるさと住民登録制度というのは、従来、返礼品を競うこれまでの制度とは違い、地域に関わる楽しさを競い合う新たな仕組みだというふうに私自身は思っております。先ほど言われたように自分たちの子ども、また、田布施から出て行った人たちがつながる唯一の手段になってくるのかなというふうなことも思います。これを利用して、先ほどのLINEもそうだと思うんですけども、情報が共有できる、外にいても共有ができる、田布施町のことがよく分かるというような体制を整えていただきたいというふうに思います。

この制度というのは、大都市と地方を人材のシェアリングというふうな考えもできるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。そういったことで、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。いろんな課題を解決する上でもいろんな人材というのは必要だろうと思しますので、その辺はぜひお願いをして、２問目に移りたいと思います。

２問目は地域おこし協力隊事業の過去、現在、そして未来はについてです。答弁は東町長、お願いいたします。

今年度の予算で地域おこし協力隊募集委託料、地域おこし協力隊サポート委託料、地域おこし協力隊体験実施委託料事業費として６４５万５,０００円が計上されました。３月にありました予算審査特別委員会では、詳しい内容は契約ができていないので答えることができないとあり、踏み込んだ質問ができませんでした。それを受け、今回踏み込んだ質問をさせていただこうと思えます。

今回の地域おこし協力隊への予算は、アグリチャレンジ隊員と地域活性化（空き家対策、移住定住）コンシェルジュとして、新規志向の強い市場環境や相続家屋等の未管理、未活用など、空き家を取り巻く状況に対し、定期的な現場調査による実態把握を実施するため、不動産情報サービスに隊員募集

を委託する事業。さらに、U J I ターン者が生き生きと地域に根づいていける環境を専門アドバイザーとの連携・協働の下、体験プログラムを実施する体験実施委託事業。情報サービス業者や専門アドバイザーによる伴走の下、空き家を価値あるものと捉え、資源の有効活用に向けて新たな空き家リノベーションの可能性を模索するサポート事業の3つがあります。予算審査では詳しい説明がなかったので、今回問います。

地域おこし協力隊について。

- 1、今までの地域おこし協力隊の人数、任期全うされた人数、田布施町へ残られている人数は。
- 2、任期を全うできず帰られた方、また、田布施町へ残っていただけなかった方の理由は。
- 3、地域おこし協力隊についての町の考えは。
- 4、今回のサポート事業の最終ゴールをどう描いているのか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、まず、このたび新たに任命をいたしました地域おこし協力隊について御報告をさせていただきます。

6月1日にアグリチャレンジ隊員として任命したところでございますが、この方は大手通信会社の子会社の取締役も務められた方で、東日本大震災の復興支援を契機に、無農薬米の栽培や地域支援型農業の仕組みづくりに従事され、生産から販売、コミュニティー形成まで一貫した現場目線の経験を積んでおられます。

今後は、本町の農業法人と共に、これまで培ってこられた問題解決力とプロジェクト推進力を基盤に、ICTの活用や経営ノウハウを生かし、地域の課題解決や地域資源のさらなる磨き上げに取り組んでいきたいと意欲を示されておられ、御家族で本町にお越しをいただきました。

また、地域活性化コンシェルジュの募集につきましても、宅建士、建築士の資格を持たれた方についての履歴書も早速経済課に届いており、採用に向けて動き出しております。

それでは、御質問にお答えいたします。

まず1点目の地域おこし協力隊の人数でございますが、昨年度まで7名を採用させていただき、そのうち最長となる3年間活動された方は4名、田布施町に移住していただいた方が2名、親族がおられる岩国市へ移住された方が1名となっております。

次に、2点目の任期を全うできずに帰られた方、また、残ってもらえなかった方の理由はということでございますが、地元に残っておられる御家族の事情や任期中に将来の展望を描くことができなかったことなど、理由は様々であるというふうに考えております。

次に、3点目の地域おこし協力隊についての町の考えはということでございますが、地域おこし協力隊は都市地域から生活の拠点を移した方が、この地域で協力活動を行いながら、定住・定着を図ることを目的とした制度でございますので、町といたしましても地域活性化に取り組む上で効果的に活用すべき施策だというふうに思っております。

最後4点目でございますが、今回のサポート事業の最終ゴールをどう描いているかということでございますが、今年度から採用後、法人への隊員活動サポートと、3年後のゴールを見据えたサポートも委託として関係団体へお願いしていきたいと考えております。

町といたしましても隊員の定住・定着に向けて、官民連携で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） まずもって、アグリチャレンジ隊員の方を任命されたということで、大変喜ばしいことだというふうに思います。また、経歴も非常に専門性にたけた方ということでございまして、今後、本当に楽しみにしたいというふうに思います。

そして、今までの地域おこし協力隊、気になったのが、これから地域おこし協力隊の方をどう対応していけばいいか。今回、サポート事業というの組み込まれております。そうした中で、過去どうだったのかということ、サポートというのが過去にできていたのかどうなのかというのが気になっておりまして、その点は今の答弁の中にはなかったんですけれども、サポートというのはどういう体制で臨まれていたのかというのをお聞きできますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 地域おこし協力隊に対するサポートといたしましては、それぞれの分野で、経済課の担当部署で職員がサポートをしていたというところでございます。

農業に関しましては農林振興係、また、移住や地域活性化に関する協力隊員に関しては地域振興係の職員のほうで対応しておったわけなんです、別の業務も抱えている中、サポートするという部分はできる範囲内で、できる限り行っていたわけなんです、どうしても親身に寄り添うということがこれまでできず、ややもすれば協力隊員の方がちょっと迷ってしまったという部分も少なからずあったのではないかなというふうに感じておりますので、今後は町のほうもサポートは継続して行うわけなんですけれども、民間団体、法人さんを含めて御協力を委託という形で行っていく中で、より協力隊員のこの3年間とその後について、しっかりとサポートをしていきたいという考えでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 過去の反省を踏まえて、今回、民間へということであろうかと思い

ます。

この民間へということでありまして、まず最初に取りかかるのが空き家の問題ということでありまして。空き家と協力隊の組み合わせというのは、なぜこういう事業を行おうと思ったのか、その経緯をちょっとお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） これまでも議会のほうでも、空き家対策について、町のほうでしっかりと取り組むようにということもございまして、町の実施としましては、増えていく空き家を有効活用していくということで空き家バンクの制度を実施しているわけなんですけど、そこを今後連携してというか委託をさせていただく民間団体の方とそういった部分もお話しさせていただく中で、我々の空き家対策の取り組みとは180度違いますねとはっきり言われまして、もう空き家対策というのはもう終わりの見えない課題なので、幾らそういった空き家をなくしていこうとやっても、それは無理がありますよということでした。

その団体の取り組みの趣旨が、空き家オーナーが空き家を放置する行動が一番楽な選択肢でもあって、また、空き家が思い出深いもの、また御先祖様から託されている物件を簡単には手放さないよという部分と、また、家を買う人にとっても新築住宅の取得が一番いい夢である以上、空き家市場がこれ以上急成長することはないというふうにはっきりとおっしゃられてまして。

それよりは、空き家をどういうふうにも地域の方で、いいものだと、資産なんだということを地域の方が理解して、それを守っていくっていう取り組みのほうがいいんじゃないですかということで、我々もその考えに賛同して、そういった部分で空き家対策をやっていこうというふうを考えて、そこに至ったというわけでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 要は空き家というものをどう捉えて、どう行うかと。じゃあ、この空き家を調査し掘り起こして、どう活用するのか。先ほども答弁の中に、3年後のゴールに向けてというお話がございました。3年後のゴールとは一体何なのだとということであります。その辺はどうお考えでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） そういった団体の取り組みの趣旨の活動の中で、3年間行動していただくっていう部分と、町のほうとしましても空き家の実態という部分は把握していきたいという部分もありますので、その利活用を進めていく取り組みの中に、隊員の方は町内の点検というか町歩きをしていったり、そういった部分でこういった物件が有効活用できるんじゃないかという部分は押さえて

いって、また、それを活用に向けて取り組んでいって、3年後は、団体の方がおっしゃるには空き家の運営だったり、管理事業の継続運営だったり、リノベの設計、事務所の開業だとかお試し住の、今、町がやっている部分を民間でもやってみるとか、そういったいろいろ選択肢もありますし、ほかにも協力隊員さんがこういった夢があるっていう部分を膨らませて、その3年間の中で描いて取り組んでいこうという、まだかちつとしたものはないんですが、そういった部分は思い描いているというところでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 計画にかちつとしたものがないというのは、ちょっとびっくりいたしました。本来はゴールを決めて、どういうふうにするかというのを考えていくというのが本筋だというふうに思います。

先ほどの答弁の中に地域活性化コンシェルジュ、宅建士、建築士の資格を持たれた方を採用に向けてというふうにお話ございました。この方は、その専門資格を持って何をされるかというのをちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 今、そういった方の履歴が届いているということで、この方を採用するというわけではございません。採用に向けてというのはその方もいらっしゃいますし、今、ほかにも2名ぐらい情報が、募集委託業者のほうから御連絡をいただいて、その方が今後一定期間の中でお試し体験地域おこし協力隊、これは総務省の推進要綱にもありますけれども、委託費でも組んでおりますが、そういった方をお呼びして体験をしていただくと。そこで、我々もそうですし、民間団体の方にも、その隊員の適性とかを見極めるというところでございます。

御紹介しました資格をお持ちの方っていうのは、それを生かして、また幅広い今後の展開というのはできるんじゃないかなと思うんですが、資格があればいいというわけではないので、今のところは何とも言えません。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 地域活性化コンシェルジュというのは地域おこし協力隊のこと、別かと思ってました。分かりました。

今、この業者・予算にも計上されております。あのときに、たしか私、質問したのは予算が国の特別交付税措置の上限、ほぼ上限いっぱい金額が出ていたと。これは業者から出た金額だということをお聞きいたしました。その見積りの根拠というものは精査されておられますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 募集委託に関しても、見積り内容と算出根拠みたいなものは確認を取っておりまして、実際の予算額よりは下がった形で委託のほうを、契約のほうを結んでおります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） 根拠を確認されておられるならいいんですけども、ただ、補助です、交付税措置がこれだけあるからこれぐらいの金額にしたというんであつては、ちょっとおかしいなというふうなことを感じました。

そして今、空き家をそれぞれ調査ということ、定期的にとということがどのぐらいの頻度かは分かりませんが、今、田布施で空き家の実態を一番分かっている人というのはどなたかということ考えたときに、やっぱり地元の方なのかなというふうに思うんです。そういった方たちに提携をしてというようなことはお考えなのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷課長。

○経済課長（長谷 満晴君） あらゆる連携の可能性というのはあると思います。その地域の中で、そういったことに詳しい方っていうのがおられますよという情報がいただければ、そこの方に尋ねたり、お話というのはさせていただくことはあるかなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） 多分地元の方に聞くのが一番早い、早いというか分かるのではないかと思います。よその町から来られて、いきなり空き家の調査といっても、非常にそれは難しいことでありまして、その辺はぜひとも配慮をしていただきたい。

ただ、なかなか、じゃあ自治会長さんに、班長さんにといつてその調査を依頼するというのも、費用的な面も考慮しなきゃいけない点があるかなと思います。そういったことも加味されて依頼をするということだというふうに思います。その辺は十分注意をしてといいますか、やっていただきたいと。

さらに、今の空き家、調査して実態を把握した空き家をどうするのか、そのことがまだはっきりよく分かっていない、ぼやけた状態というふうに思うんです。これ毎年、多分サポート料とか、かかってくる事業だというふうに思います。金額的には１，０００万円の太台に乗っかるような、それを超えるような事業になろうかと思いますけれども、その空き家を町はどういうふうにしたいのか、そういったことがはっきりしないと、費用対効果というものが判断できないんじゃないかというふうに思うんです。空き家を調査して、これはまだ住めるね、これはまだ使えるねというだけでとどまったんでは何の意味もないような話であります。

そのことを現時点でどのようにお考えなのか、そこまで考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） もちろん調査というか、情報を得て利活用に適した物件が出たとして、それだけではちょっと、そこからどうするのかという部分は、やはり所有者との接触というか、どういった形で促すことができるのかというのは、法律の面と、また団体の宅建資格を持たれた方の精通した分野との知見をすり合わせて、どうしていくかという部分は何らかの行動は取っていかないとはいえないかなと思っています。

あと、サポートに関しましては、費用としましては1市町村200万円ですので、その団体に丸々200万円行くっていうわけではなくて、農業の部分もありますし、これから地域おこし協力隊が仮に増えるとなれば、その200万円の中で案分していかないといけないので、そこは丸々っていうことではないというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） そういったところ、何かぼやけた状態でそのままスタートすると、最終が分かんなくなってしまうということを非常に心配しております。この事業が生き目のいく、田布施町にとって、また住民にとって幸せになるような事業であってほしいと願っております。

また、地域おこし協力隊、今までも7名の方が田布施町に来られたということでございます。実は昨年、行政視察で訪れた香春町——福岡県ですけれども——ここでも地域おこし協力隊を毎年受け入れられて、そこには職員が常に寄り添った姿というのが見えました。その結果が任期を終えられても次々町へ残られて、自分の道を切り開いて住んでいらっしゃるという状況でございました。そのように田布施もなってほしいなということを念願しておるわけでございます。

地域おこし協力隊は、同じ分野であれば、できれば毎年1名ずつ採用していただいて、事業が続いていくような計画を立ててほしいと思います。今までのように間が空くということではいけない、同じ分野で1年に2名となると、同時に任期満了を2名が迎えてしまうということになってしまいます。事業の継続性を考えると1年に1人ずつ、次年に入ってきた隊員を先輩がフォローし、共に育つ体制を立てるのが大切だと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 昨日の一般質問でも協力隊員の複数名という部分に若干触れたのかなと思いますが、今まではサポートが職員だけでということだったので、1人程度でないと、各係にそこに従事していくっていうのはなかなか難しいというのが、過去の実績としてありましたので、なかなか複数採用というのはできなかったわけなんですけれども、今後はそういった委託民間団体とも連携してやれるのであれば、定期的な採用をして、サポートも手厚くなるということで進めていきたいん

ですが。

数年前に職員だけでやってたときってというのは、本当にそこに手を取られて大変だったというのが、私もそばで見ていた者として感じておりますので、ほかの市町村と職員数のことを言っではなんなんですが、ちょっとその辺は実態としてあるということは御理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） そうすると、民間に任せるから２名でもいいなというふうなニュアンスでございましょうか。ただ、今、サポートがついているというとき空き家事業しかないんですけれども、こちら２名でお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 農業の部分でもサポートはありますので、今後はそこはしっかりと連携してやっていくと。サポートの団体だけにお任せ、丸投げするっていうわけでは全くございませんし、町の職員と連携してやっていくっていうのは町長の答弁でもあったと承知しております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（５番 高月 義夫議員） 連携してということですから、農業のほうもそういうサポートの事業者をつけるというようなことでよろしい……。はい、分かりました。ぜひ、孤独にならないように、ぜひサポートをしっかり手厚くしていただきたいというふうに思います。

また、そのサポートをする方も専業でやられているなら何もないんですけれども、田布施町の多くの携わっていらっしゃる一般の方というのは現職をお持ちであります。現職を持って町のことをやるというのは大変なことでありまして、実際、私自身もそうですけれども、どうしても自分の業を空けて町のことをやるということになると、帰って、夜やらなきゃいけないわけですね。そういったことも、ぜひ考慮を入れていただいて、話をしていただきたいというふうに思います。その方に対するリスペクトというものが非常に大事になってくる。

また、働き方改革の中で過労ということも非常に視野に入ってまいります。もし、その過労によって事故なり病気なりというふうになったときに、じゃあ誰が責任を持つのかということもしっかり考えていただきたいというふうに思うわけであります。簡単なようで簡単じゃないというのが兼業ということになってくると思います。あらゆる面を想定して、そういう声かけなりしていただければというふうに念願をしております。

いずれにしても、この地域おこし協力隊が田布施にとって、来られた協力隊の方が田布施で未来を見つけられるようなサポートというものを、町の職員だけじゃなくて、私たちも気をつけていか

なきやいけないということを思っております。本当に民間と共に一緒になって当たらせていただきたいというふうなことも思いながら、今回の一般質問をさせていただきました。

時間となりました。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第 3. 議案第 3 0 号

日程第 4. 議案第 3 1 号

日程第 5. 議案第 3 2 号

日程第 6. 議案第 3 3 号

日程第 7. 議案第 3 4 号

日程第 8. 議案第 3 5 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 3 0 号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）から、日程第 8、議案第 3 5 号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてまで、6 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本定例会に提出いたしました 6 議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案第 3 0 号は、本年 3 月 3 1 日に公布された地方税法等の一部改正に伴いまして、専決処分により田布施町税条例の一部改正を行ったものであり、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

3 月定例会最終日の全員協議会において御説明をいたしておりますが、令和 8 年度の地方税制改正に伴う税条例の改正でございます。

主な内容でございますが、町民税につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲拡大や、住宅ローン控除の適用期限の延長によるものでございます。

軽自動車税につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、環境性能割に関する規定を削除し、また、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に変更するものでございます。

固定資産税につきましては、家屋に係ります固定資産税の免税点を 2 0 万円から 3 0 万円に引き上げる見直し、バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に係るわがまち特例割合を定める

規定の新設や、令和6年度能登半島地震に係る固定資産税の特例措置が延長されたことに伴い、その適用を受けようとするものがすべき申告等に関する規定を新設しようとするものでございます。

次の議案第31号につきましても、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴いまして、専決処分により田布施町都市計画税条例の一部改正を行ったものであり、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認をお願いするものでございます。

主な改正の内容につきましては、バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に係るわがまち特例割合を定める規定の新設などによるものでございます。

次に、議案第32号は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、4月1日に施行されたこと等に伴い、本年3月31日付で専決処分いたしました田布施町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第3項の規定により、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容の1点目は、保険税の医療保険分の平等割額を1万8,000円から1万5,000円に、課税限度額を66万円から67万円に改め、子ども・子育て支援納付金課税額を新たに定めるものでございます。

2点目は、軽減判定において世帯の被保険者等の数に乗ずる金額を、5割軽減の対象は現行の30万5,000円から31万円に、2割軽減の対象は現行の56万円から57万円に改めるものでございます。

次に、議案第33号は、令和8年度田布施町一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入から御説明を申し上げます。

まず、国庫支出金及び県支出金についてでございますが、小学校の学校給食無償化の財源としている給食費負担軽減交付金が県を経由して交付されるものであったことから、当初予算で計上した国庫支出金から県支出金への組替えを計上いたしております。

繰入金は、全体の収支調整として財政基金繰入金を計上いたしております。

諸収入は、B&G財団として防災拠点の整備等に対して助成金が交付されることから、増額補正となっております。

次に、歳出でございますが、総務費は、地方税法の改正によりインターネットにより公示送達が開始されることとなり、町ホームページにサブサイトの構築・運用経費を計上したための増額補正でございます。

民生費は、新たなこどもの居場所づくり事業として、夏休み期間中の保健センターやお試し暮らし住宅「おいでえ」等を開放し、運営に御協力いただくボランティア団体等を支援する経費の計上によ

り、増額補正でございます。

商工費は、新たに国庫補助金を追加交付していただくこととなったことから、予約型定額乗合タクシー「のりーね」の運行支援業務等委託料の増と、駅舎及び周辺整備に伴う実施設計委託料の増などにより、増額補正でございます。

消防費は、自主防災組織の避難所運営訓練経費等の計上、また、B & G財団からの助成金を活用し、災害発生時の緊急対応や避難所運営に必要な機材の整備、防災倉庫の設置、関係機関と連携して実施する重機や資機材の操作・活用研修費用等の計上により、増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ4,984万2,000円を追加し、予算総額を74億5,784万2,000円とするものでございます。

次に、議案第34号は、田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額について、国の基準に準じた額に改めるため所要の改正を行うものでございます。

最後に、議案第35号は、田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてでございます。

本案は、投票時間の繰上げに伴い、投票所の開設時間が従来よりも短くなったことから、投票管理者及び投票立会人の従事時間が短くなり、時間に即した報酬額となるよう所要の改正を行うものでございます。

以上、本日御提案申し上げました議案6件について、その概要を御説明いたしました但、詳細につきましては御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、承認、議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第30号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第31号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第32号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 33 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 34 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第 35 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 30 号から議案第 35 号までの 6 件は、会議規則 39 条第 1 項の規定により、タブレット掲載の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第 9. 請願第 1 号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 9、請願第 1 号上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書を議題とします。

請願第 1 号上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書は、タブレット掲載の陳情文書表のとおり、総務文教委員会に付託します。

○議長（南 一成議員） これで、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。

（ベル）

午後 0 時 20 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 松田規久夫

署名議員 小中 進

令和8年6月18日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和8年6月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）
(委員長報告)
- 日程第3 議案第31号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）
(委員長報告)
- 日程第4 議案第32号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(委員長報告)
- 日程第5 議案第33号
令和8年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第34号
田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第7 議案第35号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第8 請願第1号
上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書
(委員長報告)
- 日程第9 議案第36号
固定資産評価審査委員会委員の選任について (委員長報告)
- 日程第10 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 30 号
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）
(委員長報告)
- 日程第 3 議案第 31 号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）
(委員長報告)
- 日程第 4 議案第 32 号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(委員長報告)
- 日程第 5 議案第 33 号
令和 8 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 34 号
田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 35 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 8 請願第 1 号
上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書
(委員長報告)
- 日程第 9 議案第 36 号
固定資産評価審査委員会委員の選任について (委員長報告)
- 日程第 10 議員派遣について

出席議員（１２名）

１番	落合 祥二議員	２番	西本 篤史議員
３番	谷村 善彦議員	４番	守田 達也議員
５番	高月 義夫議員	６番	高見 英夫議員
７番	瀬石 公夫議員	８番	小中 進議員
９番	藤田枝里香議員	１０番	松田規久夫議員
１１番	内山 昌晃議員	１２番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	羽山 斉克君
書 記	三宅 契吏君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
副 町 長	堀米 大樹君	教 育 長	藤田 守弘君
総 務 課 長	森 清君	企画財政課長	河本 昭君
税 務 課 長	友森 康之君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	寶城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	松葉 譲児君	教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前 9 時 0 0 分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、内山昌晃議員、高見英夫議員を指名いたします。

日程第 2. 議案第 30 号

日程第 3. 議案第 31 号

日程第 4. 議案第 32 号

日程第 5. 議案第 33 号

日程第 6. 議案第 34 号

日程第 7. 議案第 35 号

日程第 8. 請願第 1 号

○議長（南 一成議員） 日程第 2、議案第 30 号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）から日程第 8、請願第 1 号上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願まで 7 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 6 月 11 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 30 号から議案第 31 号及び議案第 33 号から議案第 35 号の議案 5 件、請願第 1 号について、6 月 16 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 30 号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）についてであります。主な質疑は、町民税の公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲拡大の詳細について、固定資産税等の改修特別特定建築物の係わるわがまち特例の割合の新設に伴う変更点に

ついて、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり承認されました。

次に、議案第 3 1 号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）についてであります。質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり承認されました。

次に、議案第 3 3 号令和 8 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定についてであります。6 月 1 6 日に経済厚生委員長から予備審査の経過と結果について報告があり、審査の結果、経済厚生委員会では原案のとおり全会一致で可決されました。

本委員会での主な質疑は、歳入の諸収入、雑入の B & G 財団助成金に係る歳出の B & G に関連する消防費、災害対策費の旅費等、町の財政との関係について、同じく消防費、災害対策費の自主防災組織等育成事業の具体的な内容について、民生費、児童福祉総務費のこどもの居場所づくり事業の夏休み期間中の児童クラブとの関係や運営方針等について、商工費、地域振興費の予約型定額乗合タクシー「のりーね」の業務体制整備の詳細について、教育費、小学校費、教育振興費の学校給食無償化事業費に伴う国・県からの補助金交付額についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 3 4 号田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。主な質疑は、公費負担額の現状と改定案について、金額根拠についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 3 5 号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 1 号上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書であります。

本委員会では、昨年の 3 月に上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議を上げている。一方で、上関町での中間貯蔵施設の設置について事業者及び国からの説明を求める決議も上がっている。

この請願は、今までの説明の中で、事業者や国が何もしていないから商工会から請願が出たという形で書いてある。昨年の 3 月と状況は変わらない中、議会として決議したものを同じように町長にお願いするというのは二元代表制の中でどうなのか。また、事業者、国からの推進の立場から一方的な説明でなく、以前から町長が約束しているように反対派も含めた、住民に両方の意見が聞けて判断できる、公平な判断ができるシンポジウムを開く、これが正しいやり方である等の理由により不採択とするものと決しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、内山経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（内山 昌晃議員） それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第32号について、6月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について御告申し上げます。

議案第32号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり承認されました。

以上で本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 今、経済厚生委員会から報告されました議案第32号、国保税の一部改正についての質疑、それから討論はまた別でやるんですよね。

○議長（南 一成議員） いえ、ないですよ。

○議員（6番 高見 英夫議員） ないですね。ですから、言わせていただきます。

○議長（南 一成議員） 委員長に対する質疑ですよ。

○議員（6番 高見 英夫議員） はい。この場で討論がなかったという報告でありました。この問題については、国の制度改正に伴うものですが、結局のところ、子ども・子育て支援金制度の導入によって国保税の負担が増えるということです。児童手当の増額やこども誰でも通園制度などの子育ての支援は重要ですが、その財源を税金ではなく医療保険から捻出することは、保険料の目的外使用であって間違った制度だと考えます。増税への国民の反発を避けるために政府が筋の通らないやり方をするのは、財政への規律をも損なうことになります。そのことは、3月議会でも私は指摘しました。

さらに、低所得者の多い国民健康保険の負担が大きく、他の社会保険との格差も拡大することから、私は3月議会で国保特別会計予算案に反対をいたしました。このたびの国保条例の一部改正案は、3月議会で成立した国保予算を法的に裏打ちするものです。

○議長（南 一成議員） ちょっと休憩します。

午前9時10分休憩

.....

午前9時11分再開

○議長（南 一成議員） 委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論は7件を一括して行います。よろしいですね。議案第30号から請願第1号まで討論はありませんか。高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） それでは、お願いします。この議案については、議案第32号の国保税の一部改正について反対討論です。

国の制度改正は、子ども・子育て支援制度の導入によって、国保税の負担が増えるということですが、児童手当の増額やこども誰でも通園制度などの子育ての支援は重要です。しかし、その財源を税金ではなく医療保険から捻出することは、目的外の徴収であり、間違っているというふうに私は3月議会でも指摘しました。これは、増税への国民の反発を避けるため政府が筋の通らないやり方をする、こういうふうなことを続けていけば、財政の規律をも損なうということになります。さらに、低所得者の多い国民健康保険の負担が大きく、他の社会保険との格差も拡大するということから、3月議会で国保特別会計予算案に私は反対しました。

このたびの国保条例の一部改正案は、3月議会で成立した国保特別会計予算を法的に裏打ちするものです。町が県の標準保険料率より多くの点で努力していることは認めます。しかし、基礎課税額の平均割額を3,000円減額することなども評価したいと思います。しかし、子ども・子育て支援納付金は、所得の大体0.4%、これは3月議会でも資料を配っていただきましたが、所得600万円の平均的な家族なら1万7,155円の負担増になり、たとえ3,000円を平等割で引いたとしても、1万4,000円以上の増税と同じ結果になります。協会けんぽなど他の社会保険と比べても倍以上の負担増です。国の制度に問題があるのですが、地方自治体としてその害悪を少しでも減税するよう対応すべきだと思っています。

よって、理不尽な国の制度に沿って、格差拡大を助長する、年金生活者や低所得者により大きな負担を強いる条例改正には賛同できません。反対討論です。

○議長（南 一成議員） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。そのほか討論はございますか。藤田議員。何号議案の。

（「請願1号」と呼ぶ者あり）賛成、反対ですか。反対。どうぞ。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 私は、この請願1号に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、前提として国や事業者からの説明は、必然、義務であると考えています。勘違いしていただきたいのが、国や事業者からの説明はもちろん必要だと考えています。しかし、この請願に問題

があると考えるのは、同じような請願が近隣の商工会から同じタイミングで出てきていることです。これらは事業をせかしているように思えます。一見、大衆の心理を代弁するような請願のように思えますが、国と建設しようとする事業者の説明は、いかに安心で安全なものかという説明になるかと思えます。説明会によって、そういう意識づけをしたいという意図が透けて見えます。説明会は建設ありきで行われます。

むつ市での説明会での議事録を読まれたら分かりますが、危険性については説明がありません。この請願を採択することは、建設への道のりを一歩進めることになり得ます。本来、説明会は必ず行われるべきものであり、わざわざこの請願を採択して行われるよう促すことが、どのような影響になるのか。不都合な事実を伝えなかったり、十分な追加調査が行われないままの説明にならないかが懸念されます。それを住民がそのまま信じていくこと、その情報が全てと受け取ってしまうことに問題があると考えます。住民が正しい知識を身につけて判断するためには、事業計画が出る前、つまりまだ計画を止められる段階において、国、事業者の推進派と反対派の両方から、メリット・デメリットを公平に聞く場でなければ意味がありません。

昨年3月に我が町では、事業者と国からの説明を求める決議が議決されています。先日、議事録を読み返してみました。その賛成討論で、ある議員は、「原子力政策や事業について町民に対して説明を求めるのは、議会として至極当然なことであるとした上で、ただし、国と事業者に要望いたします。建設の可否が決まってから説明するのではなく、まずは、現時点からでも原子力政策が順を追って、丁寧に何度でも説明を行うべきだと思います」とおっしゃっています。つまり、昨年3月の言われていた時期は建設の可否が決まる前と言われている。

しかし、この請願書には「上関町に対して事業計画が示された際には」と書かれています。ということは、説明会は計画が出た後でよいという、後退した条件になっています。住民は知らないから住民に正しい情報を、説明がないと分からないと、住民の知る権利を言うなら、なぜ国と事業者の説明だけなのですか。反対派の意見も同時に聞く場にしなければ、それはただの安全神話の刷り込みであり、住民の目を欺く行為です。説明会が行われるなら、事業計画が出る前に止められるときに、国、事業者と反対派の両方からの説明会が、行われる必要があると考えます。

よって、この請願は、住民に正しい情報を開示するものではありません。既に下されたこの町の町議会の反対決議を骨抜きにし、国と事業者に説明を果たしたという免罪符を与え、建設への道のりを加速させるためのものになりかねません。既に、この議会で説明を求める決議案が可決されているのだから、この請願は完全に不要なものだと考えます。隠された目的は、既に決まった議会の決議を、事業者にとって都合のよい事業計画が出た後でいいという形へ後退させ、町議会の公式な意思決定を

歪めるための政治的な上書き工作ではないでしょうか。この請願を採択することは、議会自らが過去の重い決議を否定し、事業者にとって都合のよいぬるい条件に自発的に乗り換えたという最悪の政治的実績をつくってしまうことになるのではないのでしょうか。

また、この請願には、「当会としては、本件については拙速に賛否を判断するのではなく」という一文が非常に気になります。わざわざ拙速という単語を入れる必要があったのでしょうか。自分たちの会の判断は慎重にしているということを書くだけでよかったのではないのでしょうか。民意の代表である議会での決議を軽視しているとも取れるこの部分に違和感しかありません。

以上のことから、この請願に反対する理由を次の４点にまとめます。

１、同時期に近隣の商工会から請願が出されることで事業計画をせかし、説明会が行われることで説明会をやったという既成事実につながり、建設を早めるステップにつながりそうなこと。

２、この請願書は、国と事業者への説明を求めるもので、反対派の専門家などが入っていないため、フェアな説明会にはならないこと。

３、実施時期について、上関町への事業計画が出てからの説明会ということで、そうってからでは事業が止めにいくことになること。

４、この請願を採択するということは、昨年３月の議員のそれぞれの決議を薄め得る危険があるということ。

そのため、この請願には反対いたします。

○議長（南 一成議員） 賛成討論はございますか。内山議員。

○議員（１１番 内山 昌晃議員） それでは、請願第１号上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書についての賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず初めに、この請願については賛成と言いましても、私は常々申し上げてきましたが、これまでもこれからも慎重に議論、判断をしていきたいということを、ここで再度申し上げておきたいというふうに思います。賛成の理由については、請願書に記載のとおりです。ここでは復唱はいたしません。が、事業者及び国から正確かつ詳細な情報提供がなされ、その内容に基づいた十分な議論が行われることは不可欠であるという町商工会の思いです。

先ほど、いろいろと反対の意見を申されておりますが、単純に説明を聞きたい、知識をつけたいという思いであると、私は推察をいたします。そして、町民に対して詳細かつ具体的な説明が行われた後は、町民一人一人が考え、そして我々議会としても町民の意見をしっかりと聞いて、俯瞰的、総合的に判断していくべきであると考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） そのほか、討論ございますか。高見議員。今の請願に対する反対討論ですか。

○議員（6番 高見 英夫議員） 請願に対する反対討論です。

理由を6点述べたいと思います。

まず第1点目です。総務文教委員会で提案された方は、この請願は商工会の役員会で承認されたものというふうに説明されました。田布施町商工会のホームページを見てみますと、商工会法に基づいて設立された公的団体で、小規模事業者の皆さんを支援するために様々な事業を実施していますというふうに書いてありました。その商工会法の第15条、議決権及び選挙権というところを見てみますと、会員は各1個の議決権及び選挙権を有すると。会員は定款で定めるところにより、あらかじめ通知のあった事項について、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができるというふうに書いてありました。商工会の最高意思決定機関は総会、総代会です。役員会ではないわけですね。

中間貯蔵施設については会員の方の中にも賛否両論があると思います。風評被害を懸念する事業者も聞いております。この場におられる議員の中にも、実は商工会の会員さんはおられますが、案内は全然来ていなかったそうです。反対の方もその中にはおられると思います。役員会の承認だけで、本当に商工会全体の意思なのか、意思決定は適用されたのか、私は疑問に思っております。これが第1点です。

2番目の理由は、この理由の文章の2行目に「地域経済に大きな影響を及ぼす重要な案件」という文言についてです。これについて提案者は、「施設の建設工事による経済的効果というプラス効果」というふうに答えられたんですが、しかし、これを読んでもらえますと、文章をですね、理由書はその前に「田布施町にとっても」とあるので、建設工事は上関町ですので、田布施町にとってはあまり関係ないことですね。大きな影響、これは当たらないわけです。委員会では、具体的な経済的プラス事例は質問しましたが、示されませんでした。

2024年12月27日の中国新聞に、「山口県と上関町への交付金13億5,000万円盛る、経済産業省資源エネルギー庁2025年度予算案 中間貯蔵施設進展に備え」という見出しで記事が出ています。2025年10月にも同じような同程度確保したという記事が出ています。施設建設調査などに伴う国の交付金は13.5億円で、上関町の分が1.4億円、上関町は満額を今年も要求しています。そうしますと、その差引き12.1億円ぐらいが、地域経済に大きな影響を及ぼす周辺市町に下りてくるかもしれないという交付金ということになるんじゃないでしょうか。それ以外に考えられますか。私はお金のために住民の安全安心を引換えにしてはならないと思っています。これが2点目です。

3点目、理由の5行目に「地域住民及び関係者が適切に判断を行うための前提条件が整っていない」というふうに書いてありますが、委員会審議では、町民は判断できる知識がないという議論もありました。建設に反対する田布施町民の会の請願署名は、一昨年、これに名前を連ねた3,300人を超える町民の方々、これは危険だという知識があったから署名をしてくれたわけです。適切に判断を行うための前提条件を整えるためには、先ほどもありましたが、推進する立場の国、中国電力だけでなく、反対派も含めたシンポジウムのほうが町民に適切に判断できるのではないのでしょうか。これが3点目です。

4点目、7行目に、「本件について拙速に賛否を判断するのではなく」というふうにあるのは、昨年3月の本町議会での反対決議を指していると取れます。提案者は、議会の反対決議を指しているのではなく、商工会が判断する主体であるというふうに説明をされましたが、もしそうであるならば、商工会が国や中国電力に説明を求めればよいのであって、住民に説明を求めるよう町長に求めてもらうというのは筋違いではないですか。

委員会審議では、請願に賛成する立場から、拙速な判断は昨年の議会反対決議だとはっきり言われる、そういう議論もありました。もしそうなら、議会の正式な決議に商工会が、拙速などという批判をして請願を出しているわけですから、反対決議に賛成した私も含め議員6名は、この請願を認めるわけにはいきません。反対決議に賛成しておいて、今日これを拙速と批判する請願にも賛成しては筋が通らないからです。

田布施町議会は昨年3月、中間貯蔵施設について事業者及び国からの説明を求める決議も採択しています。しかし、国も中国電力もいまだに説明していません。このたび、議会の決議では説明してもらえないから町長に頼んでもらうというのでは、議会の権威を自ら否定することになりませんか。昨年の事業者及び国からの説明を求める決議は、激しい議論の末に可決された権威あるものだと思っています。議会のプライドを忘れてはならない。そう思います。

次に5点目ですが、事業者と国だけからの説明では、両者とも貯蔵施設推進の立場になるんですから、ここに説明書いてあります正確で詳細で責任ある説明だと言われても、公平な判断はできません。昨年、町長が議会で約束された反対派も含めた、シンポジウムのほうが住民は正確で責任ある公平な判断ができます。

平生町長は、この6月議会で、賛否両方の専門家によるシンポジウムを1市3町で開催すると。もしそれが難しい場合は、平生町単独でも開催すると表明されました。中間貯蔵施設に賛成の方も、反対の方もこれを望んでいると私は思っております。

6番目、最後ですが、委員会で提案者は、「中間貯蔵施設についてこのままでは幾ら待っても進まな

い、いつまでもこの状態は続いている、商工会の趣旨を踏まえて結論を出してほしい」と言われました。先ほど委員長報告でもそのことが言及されました。で、この商工会の文章を読みますと、この趣旨は、地域経済に大きな影響を及ぼす重要な案件、経済的な効果がプラス、だから国、中国電力から住民へ具体的な事業計画や安全性、環境への影響等に関する十分かつ詳細な説明を聞いてもらって推進してほしいということではないでしょうか。商工会ですから経済を重視するのは当然でしょうが、その代わりに住民の安全安心を諦めるようなことは、住民福祉の増進を使命とする地方自治体としてあってはならないことです。

よって、以上の理由で請願は不採択にすべきと思います。以上です。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）を採決します。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。専決処分ですよ。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第31号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第32号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第33号令和8年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 33 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決しました。

次に、議案第 35 号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。請願第 1 号上関町における中間貯蔵施設設置について事業者及び国からの説明を求める請願書を採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、請願第 1 号は採択することに決定いたしました。

日程第 9. 議案第 36 号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 9、議案第 36 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました議案第 36 号について御説明を申し上げます。

す。

議案第３６号は、田布施町固定資産評価審査会委員の寺田真理子さんの任期が本年６月末をもって満了することに伴い、引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会への同意をお願いするものでございます。

寺田さんには、平成１４年から８期にわたり同委員をお願いしておりまして、審査会委員として同活動に対し大変積極的で、また専門研修等にも参加されております。そして、人格、識見にも大変優れておられ、委員として適任として提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

詳細は御質問に応じ私及び関係参与から説明させていただきますので、慎重に御審議を賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第３６号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第３６号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第３６号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第３６号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３６号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採択します。本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第３６号は原案のとおり同意されました。

日程第１０．議員派遣について

○議長（南 一成議員） 次に、日程第１０、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、タブレットに記載のとおり、議員を派遣したい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

_____・_____・_____

○議長（南 一成議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で本会議を閉じます。令和８年第３回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前９時３９分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 内山 昌晃

署名議員 高見 英夫